

【公開版】

提出年月日	令和4年7月15日 R23
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における 新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第26条：緊急時対策所

目 次

1 章 基準適合性

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

1.2 要求事項に対する適合性

1.3 規則への適合性

1.4 設備等

2. 緊急時対策所

2 章 補足説明資料

令和4年7月15日 R17

1章 基準適合性

1. 基本方針

1.1 要求事項の整理

緊急時対策所について、事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた、これまでの許認可実績により、事業指定基準規則第 26 条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。（第 1 表）

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (1/5)

事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所)	再処理施設安全審査指針 指針18	備 考
工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。	<p>指針18 事故時に対する考慮 再処理施設においては、他の指針に述べる各種の安全対策の他、従事者による適切な事故対策が可能となるよう、事故時に対応した以下の対策が講じられていること。</p> <p>4. 緊急時において、敷地内で制御室等以外の適切な場所から必要な対策を講ずることができる緊急時対策所が設置可能な設計であること。</p> <p>(再処理施設安全審査指針 解説) 指針18 事故時に対する考慮 2. 緊急時対策所は、次の機能を有する設計であること。 (1) 緊急時において関係要員が必要な期間にわたり安全に滞在できる設計であること。 (2) 事故状態を正確かつ速やかに把握するために必要な環境及び再処理施設の情報が収集できること。</p>	変更なし。

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表 (2/5)

事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所)	再処理施設安全審査指針 指針18	備 考
工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。	<p>(3) 再処理施設内外の関連個所との連絡通信のため、少なくとも1つの専用回路を含む多重の連絡回線を有することができる設計であること。</p> <p>3. 緊急時対策所の設置は、TMI-2号炉の事故の際に、制御室に人が集まり混乱をきたしたと言われることに鑑みて導入された。緊急時における「必要な対策」とは、事故時における再処理施設外との連絡等をいう。</p>	変更なし。

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表（3/5）

事業指定基準規則 第二十六条（緊急時対策所）	再処理施設安全審査指針 指針18	備 考
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれる恐れがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあり、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。</p> <p>「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置」</p>		追加要求事項

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表（4/5）

事業指定基準規則 第二十六条（緊急時対策所）	再処理施設安全審査指針 指針18	備 考
<p>について「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項（別記4）」によること。</p> <p>（別記4）</p> <p>有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第20条第3項及び第26条第2項の規定に対応する工場等内における有毒ガスの発生¹を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置に関する要求事項については、以下のとおりとする。なお、同規則の規定と当該要求事項との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>（1）工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置</p> <p>① 工場等内における有毒ガスの発生源（固定されているものに限る。）の近傍に、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する検出装置を設置すること。</p> <p>② 有毒ガスの到達を検出するために、制御室近傍に検出装置を設置すること。</p>		追加要求事項

第1表 事業指定基準規則第二十六条と再処理施設安全審査指針18 比較表（5/5）

事業指定基準規則 第二十六条（緊急時対策所）	再処理施設安全審査指針 指針18	備 考
<p>③ 有毒ガスの到達を検出するために、緊急時対策所近傍に検出装置を設置すること。</p> <p>(2) 当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置</p> <p>① 制御室には、(1) ①から③に掲げる検出装置からの信号を受信して制御室で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>② 緊急時対策所には、(1) ③に掲げる検出装置からの信号を受信して緊急時対策所で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>¹ 有毒ガスの発生時において制御室及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものに限る。</p>		追加要求事項

1.2 要求事項に対する適合性

ロ. 再処理施設の一般構造

(7) その他の主要な構造

再処理施設は、(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造、(2) 放射線の遮蔽に関する構造、(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造、(4) 火災及び爆発の防止に関する構造、(5) 耐震構造及び(6) 耐津波構造に加え以下の基本方針に基づき安全設計を行う。

(i) 安全機能を有する施設

(r) 緊急時対策所

緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。

再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのため、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする発生源を特定する。また、有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。

上記評価を踏まえた対策等により、当該要員を防護できる設計とする。

リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備

(4) その他の主要な事項

(ix) 緊急時対策所

再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。

緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。

緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。

緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。

緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。

所内データ伝送設備は、「リ. (4) (x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. 放射線管理施設の設備」に記載する。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのため、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源

の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、
有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。
なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

1.3 規則への適合性

(緊急時対策所)

第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。

2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、
有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

〈適合のための設計方針〉

第1項について

設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができるなどを確認するため可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。

緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するために必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、データ伝

送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。

第2項について

想定される有毒ガスの発生時において、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とすることで、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのため、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、外部機関から情報を入手した者等）からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

1.4 設備等

その他再処理施設の附属施設

9.16 緊急時対策所

9.16.1 設計基準対象の施設

9.16.1.1 概要

設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。

緊急時対策所は、異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができるこ^トとを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。

緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するに必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P – F A X、統合原子力防災ネットワーク T V 会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。

緊急時対策所は、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。

緊急時対策所は、M O X 燃料加工施設と共に用し、共用によって再

処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。

9.16.1.2 設計方針

- (1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。
- (2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。
- (3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。
- (4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。
- (5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。
緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用し、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。
- (6) 緊急時対策所は、有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができるようにするため、換気設備を設置する設計とする。ま

た，防護具を配備する。

9.16.1.3 主要設備の仕様

緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。

緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。

9.16.1.4 主要設備

(1) 緊急時対策所

設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガス評価ガイドを参考とし、再処理施設の特徴（再処理プロセスで大量に化学薬品を取り扱うため、化学薬品の取扱いに係る安全設計がなされている等）を考慮する。

有毒ガス防護に係る影響評価では、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。固定源に對しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に對しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、内包する化学物質が全量流出することを設定する。

敷地内外の固定源に對しては、当該要員の吸気中の有毒ガス

濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価
により確認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。
なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、外部機関から情報を入手した者等）からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用する。

(2) 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により、必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び監視制御盤を設ける設計とする。

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気の取入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。

本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。

また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。

緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を第9.16-1図に示す。

(3) 緊急時対策建屋環境測定設備

設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。

(4) 緊急時対策建屋情報把握設備

データ収集装置及びデータ表示装置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確、かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。

データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-2図に示す。

(5) 通信連絡設備

緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。

設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整理する。

【補足説明資料 1-2, 2-1, 2-4, 2-5】

9.16.1.5 試験・検査

- (1) 主要設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。

2. 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所

緊急時対策所は、制御室以外の場所に設置し、設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、遮蔽設備及び換気設備を設ける。

緊急時対策所は、有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、敷地内外の固定源及び可動源それぞれに対して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」

(平成29年4月5日 原規技発第1704052号 原子力規制委員会決定)

を参考とし、再処理施設の特徴（再処理プロセスで大量に化学薬品を取り扱うため、化学薬品の取扱いに係る安全設計がなされている等）を考慮する。有毒ガス防護に係る影響評価では、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、有毒ガス防護に係る影響評価の対象とする固定源及び可動源を特定する。また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等の評価条件を、現場の状況を踏まえ設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、可動源に対しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、内包する化学物質が全量流出することを設定する。

敷地内外の固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度

が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確

認した。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。なお、万一に備え、敷地内外の可動源に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動源に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、外部機関から情報を入手した者等）からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設ける設計とする。また、換気設備の隔離その他の適切に防護するための措置に必要な設備を設けることにより、当該要員を防護できる設計とする。

緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用する。

(2) 緊急時対策建屋換気設備

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスが及ぼす影響により必要な指示を行う要員の対処能力が著しく低下しないよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ及び監視制御盤を設置する。

緊急時対策建屋換気設備は、有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止し、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる。

本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。

また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。

(3) 緊急時対策建屋環境測定設備

設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員が、とどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を新たに配備する。

可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計は、MOX燃料加工施設と共に用する。

(4) 必要な情報を把握できる設備

緊急時対策所には、制御室内の運転員を介さずに、設計基準事故に対処するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できるデータ収集装置及びデータ表示装置を設置する。

データ収集装置及びデータ表示装置では、再処理施設の計測制御設備の温度、圧力及び液位等のプラント情報を把握できるとともに、放射線監視設備の屋内モニタリング設備及び屋外モニタリング設備の測定値、環境管理設備の気象観測設備の観測値等の放射線情報を把握できる。

(5) 通信連絡設備

緊急時対策所には、所内通信連絡設備としてページング装置及び専用回線電話を備える。所外通信連絡設備として統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク T V会議システム、一般加入電話、衛星携帯電話及びファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を新たに設置又は配備する。

また、緊急時対策所では一般携帯電話が使用できる。

この他、緊急時対策支援システム（ERSS）へデータを伝送するた

めに、データ伝送設備を新たに設置する。

緊急時対策所に備える通信連絡設備のうち、ページング装置は、
MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共に用する。

また、緊急時対策所に備える通信連絡設備のうち、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、及びファクシミリは、MOX燃料加工施設と共に用する。

通信連絡設備については、第27条 通信連絡設備に記載する。

第 9.16-1 表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様

1. 緊急時対策建屋換気設備

a) 緊急時対策建屋送風機 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 4 (予備として故障時のバックアップを 2 台)

容 量 約 $63,500 \text{m}^3/\text{h}$ / 台

b) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (MOX燃料加工施設と共に用)

数 量 1 式

c) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共に用)

面 数 1

2. 緊急時対策建屋環境測定設備

a) 可搬型酸素濃度計 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)

測定範囲 0.0~25.0 v o l %

b) 可搬型二酸化炭素濃度計 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)

測定範囲 0.0~5.0 v o l %

c) 可搬型窒素酸化物濃度計 (MOX燃料加工施設と共に用)

台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを 2 台)

測定範囲 0.0～9.0 p p m

3. 緊急時対策建屋情報把握設備

a) データ収集装置

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

b) データ表示装置

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

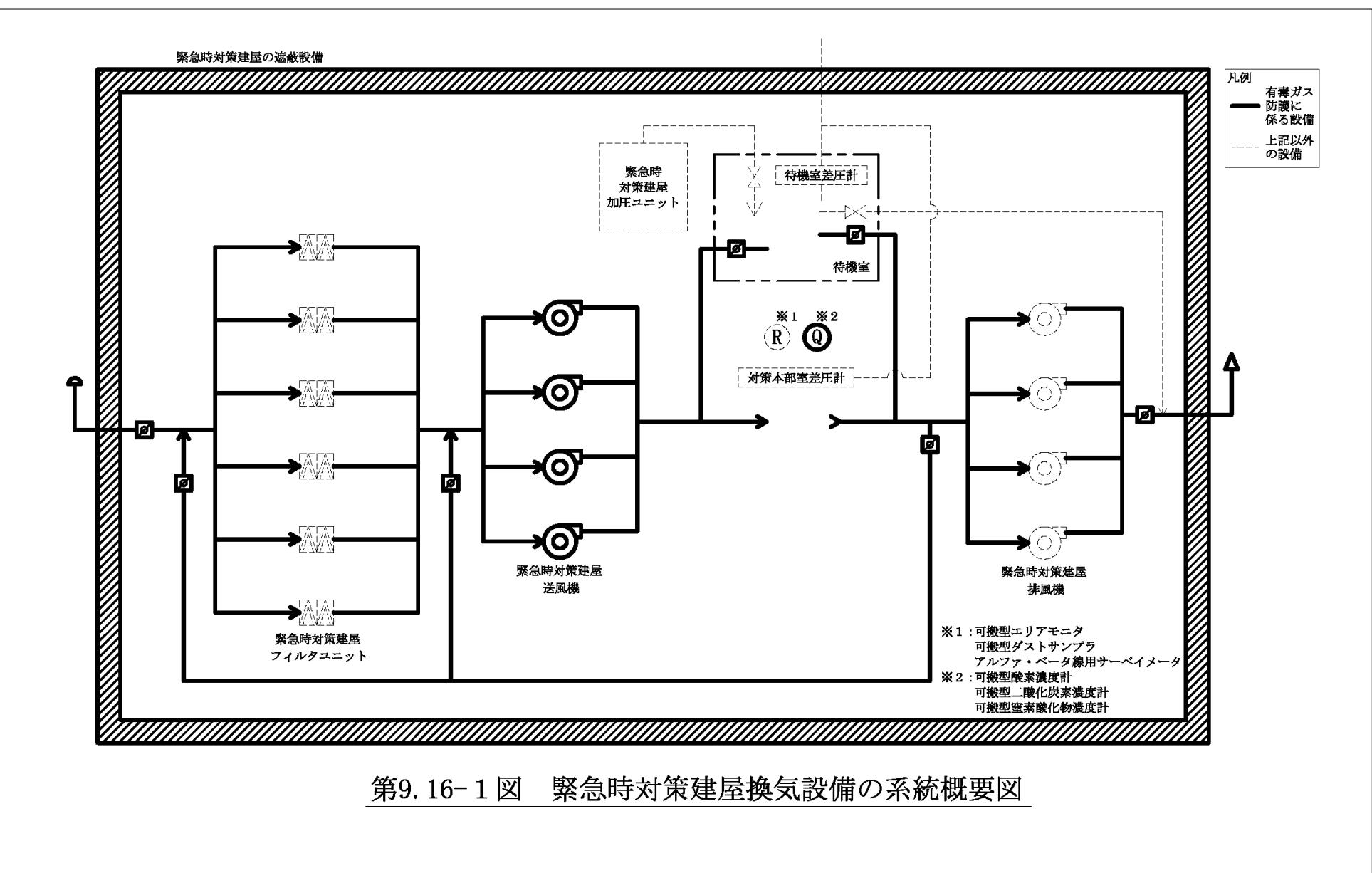
第9.16－1表(2) 通信連絡設備の概略仕様

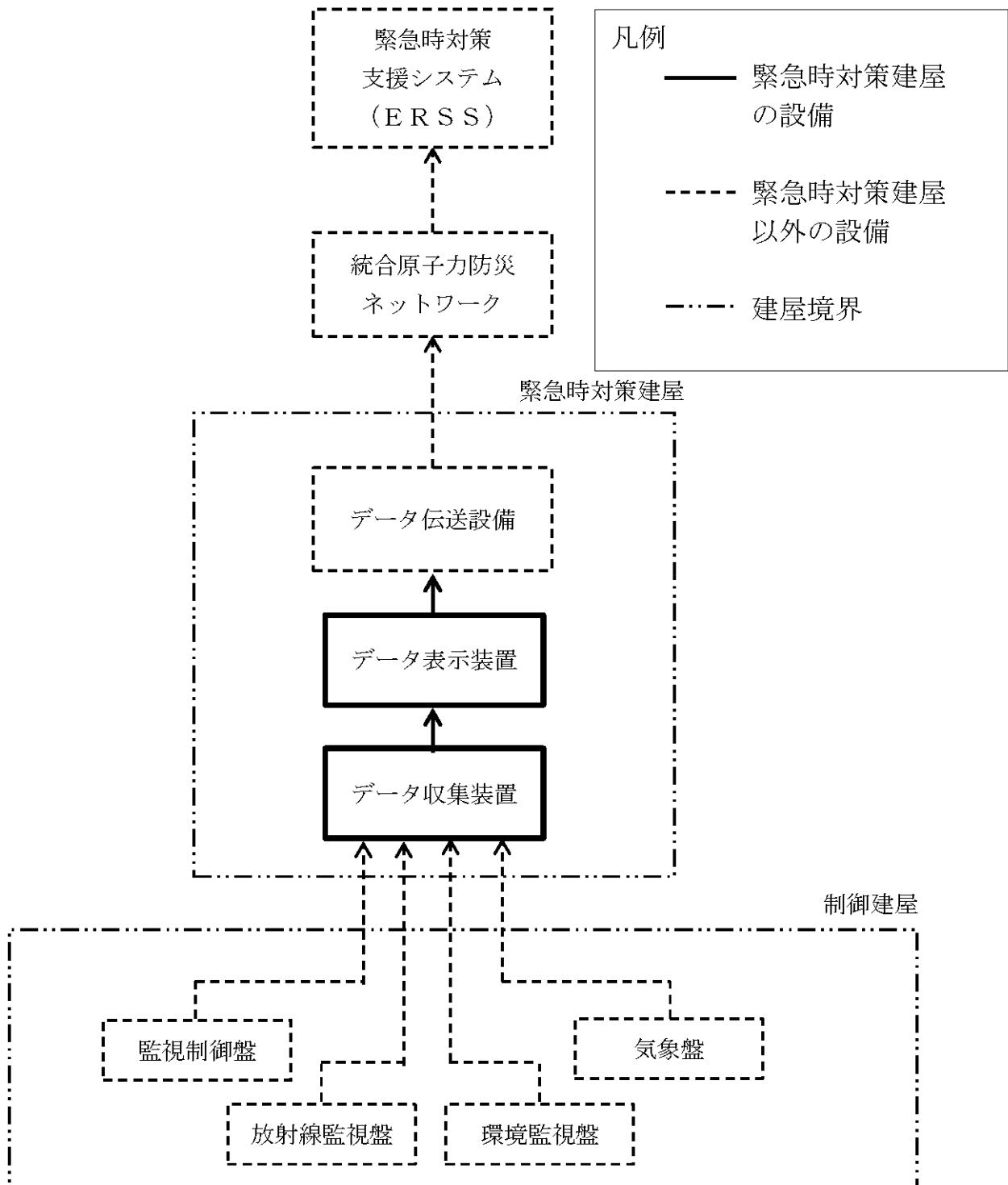
詳細は「第9.17.1－1表(1) 通信連絡設備の主要設備の仕様」に記載する。

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
所内通信連絡設備	ページング装置	無停電交流電源	有線
	専用回線電話	充電池	有線
	一般加入電話	通信事業者回線から給電	有線
	ファクシミリ	無停電交流電源	有線

詳細は「第 9.17.1-1 表(2) 通信連絡設備の主要設備の仕様」に記載する。

通信種別	主要設備	非常時に供給できる電源	通信回線
所外通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク I P電話	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワーク I P-FAX	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)
	統合原子力防災ネットワーク T V会議システム	無停電交流電源	有線, 衛星 (通信事業者回線)
	一般加入電話	通信事業者回線から給電	有線 (通信事業者回線)
	一般携帯電話	充電池	無線 (通信事業者回線)
	衛星携帯電話	無停電交流電源	衛星 (通信事業者回線)
	ファクシミリ	無停電交流電源	有線 (通信事業者回線)





第 9.16-2 図 データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図

2 章 補足說明資料

第26条:緊急時対策所

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-2	概要	令和4年7月15日	13	記載の適正化
補足説明資料2-1	設計方針	令和4年7月15日	15	有毒ガス発生の終息に係る記載の拡充等
補足説明資料2-2	緊急時対策所の運用	令和2年4月28日	11	内容精査の結果、変更なし
補足説明資料2-3	耐震設計方針	令和2年4月13日	8	内容精査の結果、変更なし
補足説明資料2-4	有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表(第26条)	令和4年7月15日	1	申請書及び整理資料への反映事項の修正等
補足説明資料2-5	工場等内における有毒ガスの発生の緊急時対策所への影響	令和4年7月15日	2	有毒ガス影響評価の結果に係る記載の拡充等
別紙1	緊急時対策所の外気取入口と敷地内の固定施設との位置関係	令和4年6月2日	0	内容精査の結果、変更なし
別紙2	緊急時対策所の外気取入口と敷地内の可動施設との位置関係	令和4年6月2日	0	内容精査の結果、変更なし
別紙3	緊急時対策所の有毒ガス防護に係る手順及び体制	令和4年7月15日	2	記載の適正化

令和4年7月15日 R13

補足説明資料1－2 (26条)

目 次

1-2 概要

1.2.1 設置の目的

1.2.2 拠点配置

1.2.3 新規制基準への適合方針

1-2 概要

1.2.1 設置の目的

緊急時対策所は、再処理施設において、異常な過渡変化及び設計基準事故並びに重大事故等が発生した場合に、原子力防災組織又是非常時対策組織（以下「非常時対策組織」という。）の要員が、必要な期間にわたり安全にとどまり、事故に対処するために必要な指示ができるよう、放射線環境の情報及び再処理施設の情報を的確に把握するとともに、再処理施設内外の必要箇所と通信連絡を行うために、制御室以外の場所に設置する。

緊急時対策所は、居住性を確保するための設備として、緊急時対策建屋の遮蔽、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備（以下「居住性を確保するための設備」という。）を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、緊急時対策建屋情報把握設備を、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備として、第47条に基づく通信連絡設備を設置又は配備する。

緊急時対策所の必要な機能に電源を給電するために、緊急時対策建屋電源設備を設置する。

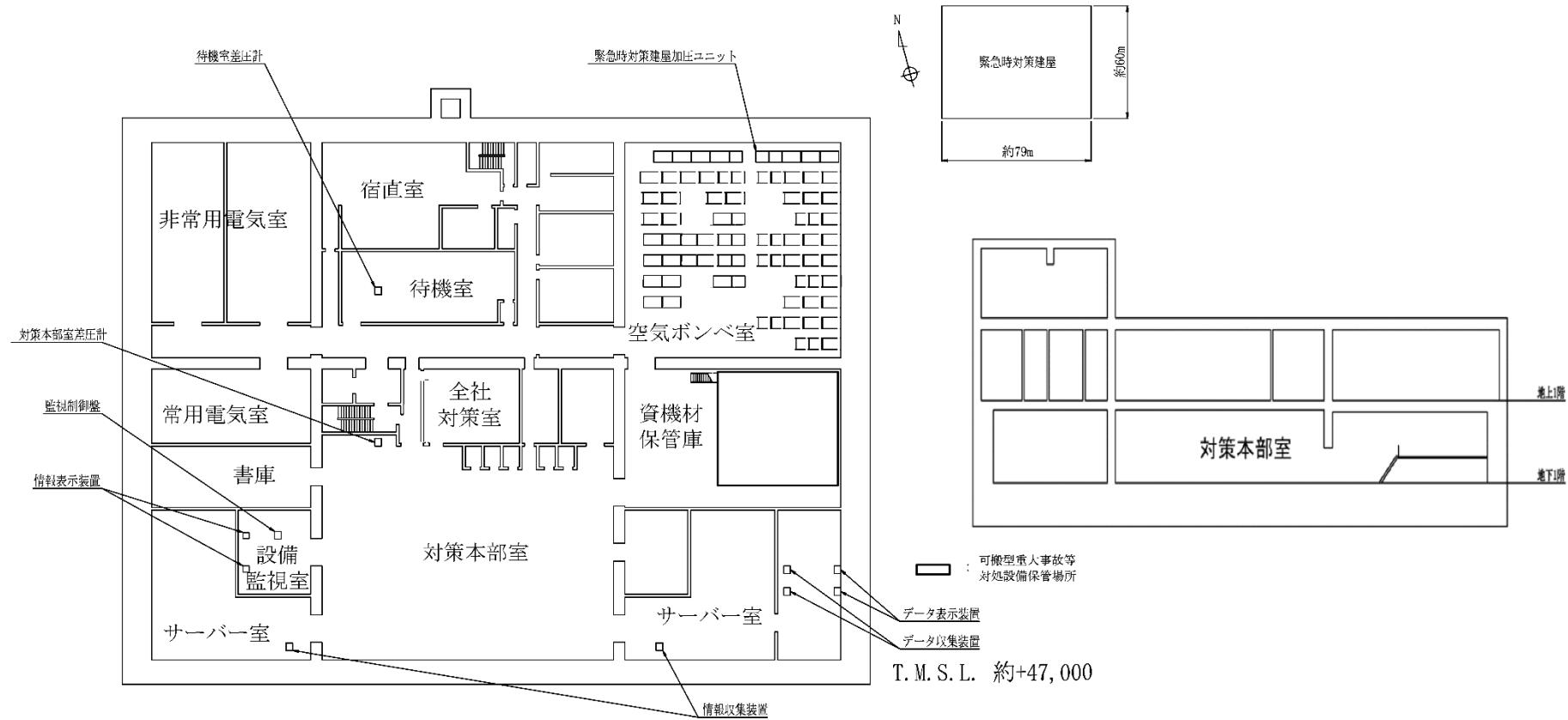
なお、制御室において活動を継続することが困難となった場合には、実施組織の一部の要員が緊急時対策所に退避する。

緊急時対策所の基本仕様について、第1.2.1-1表に示す。

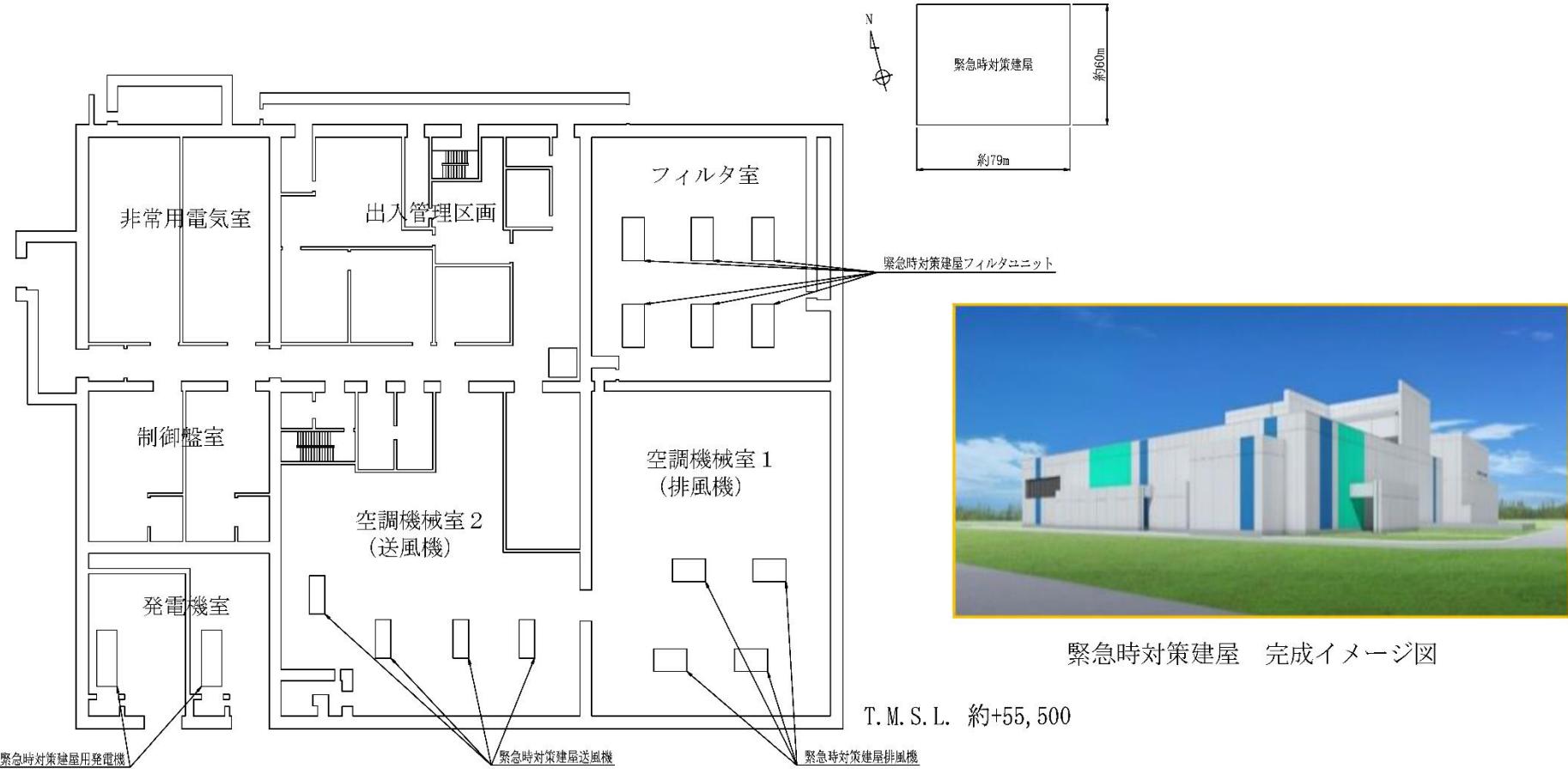
第 1.2.1-1 表 緊急時対策所の基本仕様について

	項目	基 本 仕 様
1	建屋構造	・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） (耐震構造)
2	階層	・地上 1 階（一部 2 階建て）， 地下 1 階
3	緊急時対策建屋床面積	・建屋：約 60m（南北方向） × 約 79m（東西方向） 対策本部室：約 670m ² 全社対策室：約 80m ² 待機室：約 130m ²
4	耐震強度	・基準地震動による地震力に対して機能維持
5	耐津波	・標高約 55m 及び海岸からの距離約 5 km の地点に設置することで、施設に影響を及ぼすおそれがある津波が到達する可能性はない
6	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との共通要因による同時機能喪失防止	・中央制御室との十分な離隔（約 300m） ・使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との十分な離隔（約 400m） ・中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室と独立した機能（電源設備，建屋換気設備及び情報把握設備は独立した専用設備）
7	電源設備	・通常電源設備：常用電源設備（第 2 ユーティリティ建屋の 6.9 kV 常用主母線及び 6.9 kV 運転予備用主母線から給電） ・代替電源設備：緊急時対策建屋用発電機：2 台 (予備として故障時バックアップを 1 台) ・燃料供給設備：重油貯槽：2 基
8	居住性確保	・建屋外壁等十分な壁厚を確保した遮蔽設計 ・高性能粒子フィルタを設置する建屋換気設備の設置 ・気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出する場合に対応した緊急時対策建屋加圧ユニットの設置 <u>・有毒ガスが発生した場合に外気の取り入れを遮断できる建屋換気設備の設置</u> ・放射線計測のための可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラー，アルファ・ベータ線用サーベイメータ，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置，可搬型発電機の配備 ・居住性確認のための可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度及び可搬型窒素酸化物濃度計の配備 ・汚染の持ち込みを防止するための出入管理区画の設置
9	重大事故対処に必要な情報の把握	・対策に必要な情報を収集・表示する情報把握設備の設置
10	通信連絡	・再処理施設内外の必要のある箇所と必要な連絡を行うための通信連絡設備の設置
11	食料，飲料水等	・7 日間必要とされる食料，飲料水等を配備

緊急時対策建屋の各階における主な配置について，第 1.2.1-1 図及び第 1.2.1-2 図に示す。



第1.2.1-1図 緊急時対策建屋内の各階配置図（地下1階）



第1.2.1-2図 緊急時対策建屋内の各階配置図（地上1階）

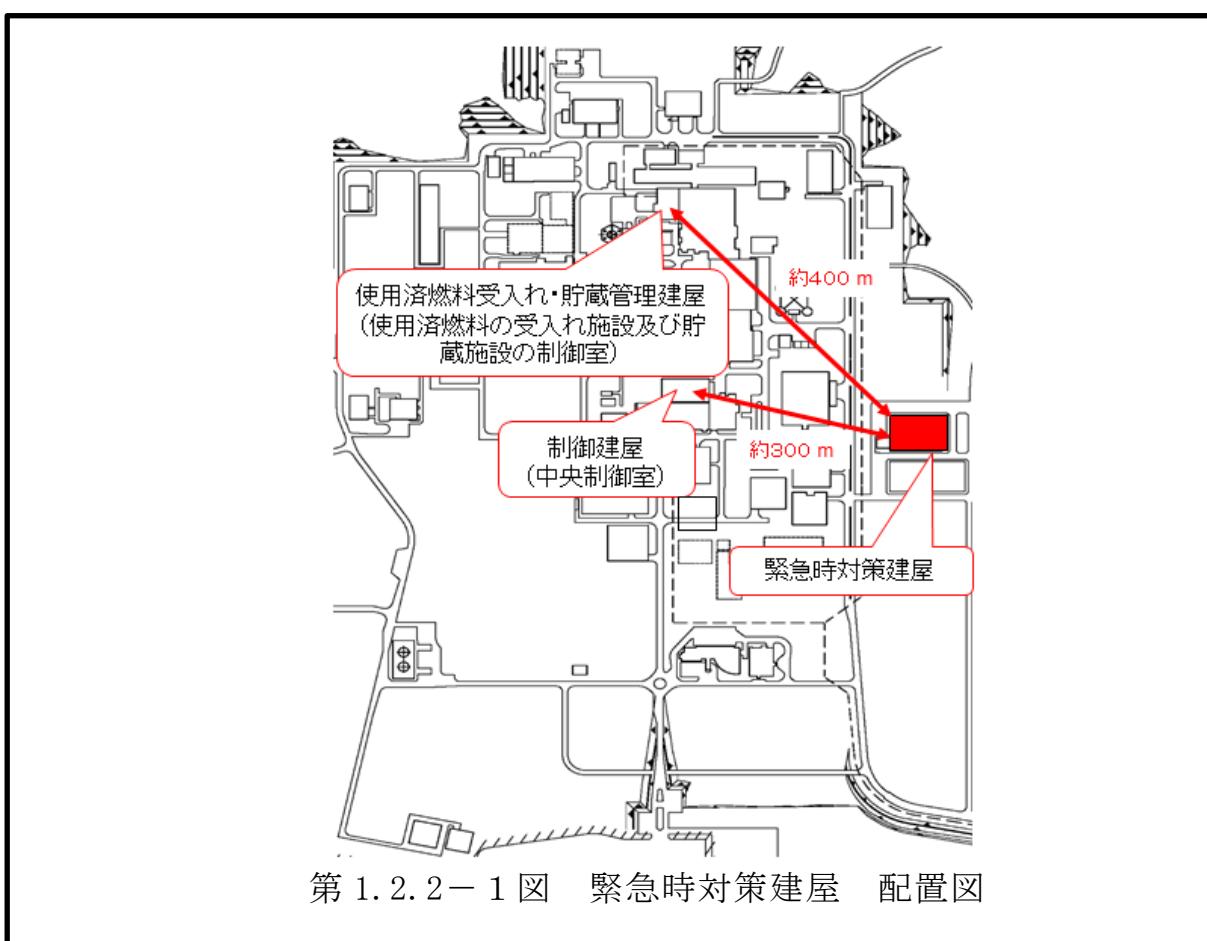
1.2.2 抛点配置

緊急時対策建屋は、堅固な基礎版上（鷹架層）に設置する。

緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれのある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう、標高約 55m及び海岸からの距離約 5 kmの地点に設置する設計とする。

また、中央制御室から約 300m、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から約 400m離れた場所に設置すること、建屋換気設備及び電源設備が中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室とは独立していることから、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との共通要因（火災、内部溢水等）により、同時に機能喪失することのない設計とする。

配置図を第 1.2.2-1 図に示す。



1.2.3 新規制基準への適合方針

緊急時対策所に関する要求事項と、その適合方針は、以下の第1.2.3-1表から第1.2.3-2表のとおりである。

第1.2.3-1表 「事業指定基準規則」第二十六条（緊急時対策所）
「技術基準規則」第二十条（緊急時対策所）

事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第二十条 (緊急時対策所)	適合方針
工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。	工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に施設しなければならない。	設計基準事故が発生した場合に適切な措置が可能となるよう制御室以外の場所に緊急時対策所を設け、必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在し、運転員を介さず設計基準事故に対処するためには必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できるとともに、再処理施設内外の必要箇所との通信連絡を可能とする設備を備える。

事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第二十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第2項に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、指示要員の対処能力が損なわれる恐れがあるものをいう。「有毒ガスが発生した場合」とは、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を超えるおそれがあり、有毒ガスが緊急時対策所の指示要員に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれるおそれがあることをいう。「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置」については「有毒ガスの発生を検</p>	<p>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならぬ。</p>	<p>緊急時対策所は、有毒ガスが発生した場合には、換気設備の外気の取り入れを遮断することにより必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。また、必要に応じて装着できるよう防護具を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、通信連絡設備による連絡で有毒ガスの発生を認知できる設計とする。</p>

事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第二十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>出し警報するための装置に関する要求事項（別記4）」によること。</p> <p>（別記4）</p> <p>有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第20条第3項及び第26条第2項の規定に対応する工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置に関する要求事項については、以下のとおりとする。なお、同規則の規定と当該要求事項との対応関係は別表に掲げるところによる。</p> <p>（1）工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工場等内における有毒ガスの発生源（固定されているものに限る。）の近傍に、有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する検出装置を設置すること。 ② 有毒ガスの到達を検出するために、制御室近傍に検出装置を設置すること。 ③ 有毒ガスの到達を検出するために、緊急時対策所近傍に検出装置を設置すること。 		

事業指定基準規則 第二十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第二十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>(2) 当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置</p> <p>① 制御室には、(1)①から③に掲げる検出装置からの信号を受信して制御室で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>② 緊急時対策所には、(1)③に掲げる検出装置からの信号を受信して緊急時対策所で自動的に警報する警報装置を設置すること。</p> <p>¹ 有毒ガスの発生において制御室及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがあるものに限る。</p>		

第1.2.3-2表 「事業指定基準規則」第四十六条（緊急時対策所）

「技術基準規則」第四十条（緊急時対策所）

事業指定基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>二 重大事故等に対処するため必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p>	<p>第二十条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>二 重大事故等に対処するため必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>三 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるようにするため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋電源設備並びに緊急時対策建屋放射線計測設備で構成する。</p> <p>また、通信連絡設備を配備する。</p> <p>重大事故等に対処するため必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できるようするため、緊急時対策建屋情報把握設備で構成する。</p> <p>再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようするため、通信連絡設備を配備する。</p>

事業指定基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>【解釈】</p> <p>第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備を整えたものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。 二 緊急時対策所と制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 三 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 四 居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 		<p>緊急時対策建屋は耐震構造とし、基準地震動による地震力に対し、機能(遮蔽性等)を損なわない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の機能維持に係る電源設備、換気設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等については、転倒防止措置等を施することで、基準地震動による地震力に対し、機能を損なわない設計とする。また、緊急時対策建屋には津波は到達しない。</p> <p>緊急時対策建屋は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室のある建屋以外の独立した場所に設置し、十分な離隔(中央制御室から約300m)を設けること、換気設備及び電源設備が制御室とは独立していることから、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室との共通要因により同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋は、通常時、常用電源設備から受電する設計とする。常用電源設備からの受電喪失時は、緊急時対策建屋専用の発電機により受電可能な設計とし、また、専用の発電機は多重性を有した設計とする。</p> <p>緊急時対策所の重大事故等の対策要員の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計等を行う。</p>

事業指定基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>五 緊急時対策所の居住性については、以下に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>① 想定する放射性物質の放出量等は、想定される重大事故に対して十分な保守性を見込んで設定すること。</p> <p>② プルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。</p> <p>③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮しても良い。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。</p> <p>④ 判断基準は対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>		<p>緊急時対策所は重大事故等において必要な対策活動が行え、また、気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出する場合においても必要な要員を収容可能な設計とする。</p> <p>(1)遮蔽設計</p> <p>重大事故等において、対策要員が事故後7日間とどまつても換気設備等の機能とあいまって、実効線量が100mSvを超えないよう天井、壁及び床には十分な厚さの遮蔽(コンクリート)設計とする。</p> <p>(2)換気設計等</p> <p>重大事故等の発生により、放射性物質が放出される場合においても、対策要員の居住性を確保するために、換気設備を設置する。また、気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出される場合には加圧ユニットにより待機室を加圧し、放射性物質等の流入を防止する。</p> <p>これらにより、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発の同時発生において、多段の重大事故等の拡大防止対策が機能しないことを仮定し、かつ、マスク着用、交代要員等の考慮をしないた場合においても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量は7日間で約4mSvであり、判断基準である「対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと」を確認している。</p>

事業指定基準規則 第四十六条 (緊急時対策所)	技術基準規則 第四十条 (緊急時対策所)	適合方針
<p>六 緊急対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p> <p>第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故に対処するために必要指示を行う要員」に加え、少なくとも重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するための必要な数の要員を含むものをいう。</p>	<p>2 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p>	<p>重大事故等時に緊急時対策建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を、緊急時対策建屋の出入口付近に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容するため、最大360人を収容できる設計とする。また、気体状の放射性物質が大気中に大規模に放出するおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。</p>

また、緊急時対策所に設置する設備のうち、重大事故等対処設備に関する概要を、以下の第1.2.3-3表に示す。

第1.2.3-3表 重大事故等対処設備に関する概要（46条 緊急時対策所）

設備	設備分類	
	分類	耐震
緊急時対策建屋の遮蔽設備	(重大事故等対処施設)	—
緊急時対策建屋換気設備	緊急時対策建屋送風機	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋排風機	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋フィルタユニット	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパー	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋加圧ユニット	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁	常設重大事故等対処設備
	対策本部室差圧計	常設重大事故等対処設備
	待機室差圧計	常設重大事故等対処設備
	監視制御盤	常設重大事故等対処設備
緊急時対策建屋環境測定設備	可搬型酸素濃度計	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型二酸化炭素濃度計	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型窒素酸化物濃度計	可搬型重大事故等対処設備
緊急時対策建屋放射線計測設備	可搬型エリアモニタ	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型ダストサンプラー	可搬型重大事故等対処設備
	アルファ・ベータ線用サーベイメータ	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型線量率計	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型ダストモニタ	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型データ伝送装置	可搬型重大事故等対処設備
	可搬型発電機	可搬型重大事故等対処設備
緊急時対策建屋情報把握設備	情報収集装置	常設重大事故等対処設備
	情報表示装置	常設耐震重要重大事故等対処設備
	データ収集装置	常設重大事故等対処設備
	データ表示装置	常設重大事故等対処設備
緊急時対策建屋電源設備	緊急時対策建屋用発電機	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋所内高圧系統	常設重大事故等対処設備
	緊急時対策建屋所内低圧系統	常設重大事故等対処設備
	燃料油移送ポンプ	常設重大事故等対処設備
	燃料油配管・弁	常設重大事故等対処設備
	重油貯槽	常設重大事故等対処設備

緊急時対策所は、制御室と共に要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう、制御室に対し独立性を有する設計とする。

また、緊急時対策所に影響を与える可能性のある事象として、第1.2.3-4表に示す起因事象（内部火災、内部溢水、地震等）と同時にたらされる環境条件が考えられるが、いずれの場合でも緊急時対策所での居住性に影響を与えることはない。

緊急時対策所で想定される環境条件とその措置は次のとおりとなる。

(1) 地震

地震を起因として発生する運転時の異常な過渡変化、設計基準事故及び重大事故等に対応するための緊急時対策所の主要な設備は、耐震性を有する緊急時対策建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対し必要となる機能が喪失しない設計とする。

(2) 内部火災

緊急時対策建屋に屋内消火栓、粉末消火器又は二酸化炭素消火器を設置するとともに、緊急時対策所内にいる要員によって火災感知器による早期の火災感知を可能とし、火災が発生した場合に緊急時対策所内にとどまる要員による速やかな消火を行うことができる。

緊急時対策建屋電源設備及び情報把握設備は、多重化した設備を異なる室に設置し位置的分散を考慮した設計とし、単一の火災を想定しても同時に機能喪失しない設計としている。

また、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機及び緊急時対策建屋フィルタユニットは、当該設備が設置されている火災区域（区画）における最も過酷な单一の火災を想定しても機能喪失しない設計とする。

(3) 内部溢水

緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び緊急時対策建屋電源設備は、地震による溢水によって機能を損なわないよう、想定する溢水量を考慮し、没水しない高さに設置することで、機能喪失しない設計とする。

また、可搬型重大事故等対処設備の緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備についても、想定する溢水量を考慮し、没水しない高さに保管することで、機能喪失しない設計とする。

(4) 外部電源喪失

運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故及び重大事故等に対応するための緊急時対策所の主要な設備は、外部電源が喪失した場合には、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機が起動することにより、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備に給電できる設計とする。

(5) ばい煙等による緊急時対策所内雰囲気の悪化

外部火災により発生する燃焼ガス, ばい煙及び有毒ガス, 降下火碎物並びに固定施設及び可動施設により発生する有毒ガスによる緊急時対策所内の居住性の悪化に対しては, 外気との連絡口を遮断し, 緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転とすることで, 緊急時対策所内にとどまる要員を防護できる。

第 1.2.3-4 表 想定される自然現象・環境条件への対応

No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
1	地震	基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所及び緊急時対策建屋の常設重大事故等対処設備は、基準地震動による地震力に対し機能を喪失しない設計とする。 可搬型重大事故等対処設備は、固縛等の措置を講じて保管するとともに、動的機器については加振試験によりその機能維持を確認する。
	地震による溢水	地震を起因として発生を想定する重大事故等に対処するための重大事故等対処設備のうち溢水により機能を喪失するおそれのある設備は、想定する溢水量を考慮した位置へ接続口の設置、保管、被水による影響を考慮した保管上の措置（容器への封入等）により機能を喪失しない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、想定する溢水量を考慮し、溢水による影響を受けることのない高さの位置への設置、保管、被水による影響を考慮した保管上の措置（容器への封入等）により機能を喪失しない設計とする。
	地震による化学薬品の漏えい	地震を起因として発生を想定する重大事故等に対処するための重大事故等対処設備のうち化学薬品の漏えいにより機能を喪失するおそれのある設備は、化学薬品の漏えいにより影響を受けることのない場所への設置、保管、化学薬品の漏えいによる影響を考慮した保管上の措置（容器への封入等）により機能を喪失しない設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所には、薬品供給系統はないため、化学薬品の漏えいによる必要な機能が損なわれるおそれはない。
2	津波	重大事故等対処設備は津波による影響を受けない敷地に設置、保管する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5 km の地点に設置する設計とする。
3	風（台風）	最大風速 41.7 m/s を考慮し、頑健な建物内に設置、保管又は分散して保管する。	（影響については竜巻に包含される。）
4	竜巻	最大風速 100 m/s を考慮し、頑健な建物内に設置、保管又は分散して保管する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策建屋は、最大風速 100 m/s の竜巻による設計荷重（風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃及びその他組合せ荷重）を考慮し、緊急時対策所機能を損なうことのない設計とする。

No.	考慮すべき環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
5	凍結・高温	屋外に設置、保管する重大事故等対処設備は最低気温（-15.7°C）及び最高気温（34.7°C）を考慮した設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策建屋の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、屋内に設置又は保管する機器であるため、共通要因としての選定は不要。
6	降水	最大1時間降水量(67.0mm)においても、屋外に設置、保管する重大事故等対処設備は、排水溝を設けた場所に設置、保管する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、排水溝を設けた場所に設置又は保管し、必要な機能が損なわれることがない設計としている。
7	積雪	最深積雪量(190cm)を考慮し、頑健な建物内に設置、保管する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、最深積雪量(190cm)を考慮した建屋等に設置又は保管することから、必要な機能が損なわれることがない。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪を行う。
8	落雷	最大雷撃電流270kAを考慮し、避雷設備で防護された建物内又は防護される範囲内に設置、保管する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、最大雷撃電流270kAを考慮し、避雷設備で防護された建物内又は防護される範囲内に設置又は保管し、必要な機能が損なわれることがない設計としている。
9	火山	層厚55cmを考慮し、頑健な建物内に設置、保管する。また、外気を直接取り込む重大事故等対処設備は、降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、層厚を考慮した建屋に設置することから、必要な機能が損なわれることがない。 外気を直接取り込む重大事故等対処設備は、降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とする。 屋外の可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて徐灰を行う。

No.	考慮すべき環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
10	生物学的事象	鳥類、小動物、水生植物等の付着又は侵入を考慮し、重大事故等対処設備を設置、保管する建物は生物の侵入を防止又は抑制する設計とともに、重大事故等対処設備は密封構造、メッシュ構造及びシール処理を施す構造とする。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、鳥類、小動物等の付着又は侵入を考慮した建屋等に設置又は保管することから、必要な機能が損なわれることがない。
11	森林火災	輻射強度 9,128 k w／mを考慮し、屋外に設置、保管する重大事故等対処設備は防火帯の内側に設置、保管する。また、消火活動を実施する。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、防火帯の内側に設置又は保管することから、必要な機能が損なわれることがない。
12	塩害	海塩粒子の飛来を考慮するが、再処理事業所の敷地は海岸から約 5 km離れており、また、短期的に影響を及ぼすものではなく、その影響は小さいと考えられることから、その保守点検時に影響を確認する。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、海塩粒子の飛来を考慮するが、再処理事業所の敷地は海岸から約 5 km離れており、また、短期的に影響を及ぼすものではなく、その影響は小さいと考えられる。
13	有毒ガス	六ヶ所ウラン濃縮工場から漏えいする六ふっ化ウランが加水分解して発生するふっ化ウラニル及びふっ化水素を考慮するが、重大事故等対処設備が有毒ガスにより影響を受けることはない。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、屋内に設置又は保管する機器であるため、有毒ガスによる影響を受けない。
14	化学物質の漏えい	再処理事業所内で運搬する硝酸及び液体二酸化窒素の屋外での運搬又は受入れ時の漏えいを考慮するが、重大事故等対処設備が化学物質により影響を受けることはない。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、屋内に設置又は保管する機器であるため、化学物質による影響を受けない。
15	電磁的障害	重大事故等においても電磁波により機能を損なわない設計とする。	・緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、電磁波により機能を損なわない設計とする。

No.	考慮すべき環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
16	近隣工場等の火災	石油備蓄基地火災、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫の爆発を考慮するが、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫からの離隔距離が確保されていることから、影響を受けることはない。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備は、石油備蓄基地火災の影響は小さいこと、MOX燃料加工施設の高圧ガストレーラー庫からの離隔距離が確保されていることから、必要な機能が損なわれるおそれはない。
17	航空機落下	大型航空機の衝突も考慮し、可搬型重大事故等対処設備は重大事故等が発生する建物から100m以上の離隔距離を確保した場所にも対処に必要な設備を確保することにより、再処理施設と同時にその機能が損なうおそれがない措置を講ずる。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策建屋は、中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室から100m以上離れた場所に設置し、共通要因により同時に機能喪失することはない。
18	内部火災	発火性又は引火性物質の漏えいの防止対策、不燃性又は難燃性材料の使用、避雷設備の設置、地震による自らの破壊又は倒壊による火災の発生を防止する等による火災発生防止対策を講じた設計とともに、火災発生の早期感知を図るために固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせた火災検出装置及び消火設備を周囲に設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生の早期感知を図るために固有の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有する機器を組み合わせた火災検出装置及び消火設備を周囲に設け、必要な機能が損なわれることがない設計とする。

No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
重大事故時の環境	温度	想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度(環境温度、使用温度)、圧力、湿度、放射線に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、自然現象による影響、再処理事業所敷地又はその周辺において想定される事象であつて人為によるものの影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備を配備する緊急時対策所は、重大事故等による温度の影響はないため、必要な機能が損なわれることはない。
	圧力		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備を配備する緊急時対策所は、重大事故等による圧力の影響はないため、必要な機能が損なわれることはない。
	湿度		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備を配備する緊急時対策所は、重大事故等による湿度の影響はないため、必要な機能が損なわれることはない。
	放射線		<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所の居住性を確保するための設備、重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備及び電源設備を配備する緊急時対策所は、重大事故等による被ばく量の変化が小さいため、必要な機能が損なわれることはない。

No.	考慮すべき 環境条件	対応方針	影響評価結果及び対策内容 (緊急時対策所)
組 み 合 わ せ	風(台風)－積雪	自然現象の組み合わせについては、風(台風)－積雪、積雪－竜巻、積雪－火山の影響、風－火山の影響を想定し、屋外に設置する常設重大事故等対処設備はその荷重を考慮した設計とともに、必要に応じて除雪、除灰を行う。	重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量の荷重を考慮した設計とする。屋外に保管設置する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪を行う。
	積雪－竜巻		重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量の荷重を考慮した設計とする。屋外に保管設置する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪を行う。
	積雪－火山		重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量及び降下火砕物の荷重を考慮した設計とする。屋外に保管設置する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪又は除灰を行う。また、外気を直接取り込む重大事故等対処設備は、降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とし、必要な機能が損なわれることはない。
	風－火山		重大事故等対処設備を設置又は保管する建屋等は、最深積雪量及び降下火砕物の荷重を考慮した設計とする。屋外に保管設置する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて除雪又は除灰を行う。また、外気を直接取り込む重大事故等対処設備は、降下火砕物の侵入防止措置を講ずる設計とし、必要な機能が損なわれることはない。

令和4年7月15日 R15

補足説明資料2－1 (26条)

目 次

2-1 設計方針

- 2.1.1 建屋及び収容人数
- 2.1.2 電源設備
- 2.1.3 遮蔽機能
- 2.1.4 換気設備
- 2.1.5 必要な情報を把握できる設備
- 2.1.6 通信連絡設備

2-1 設計方針

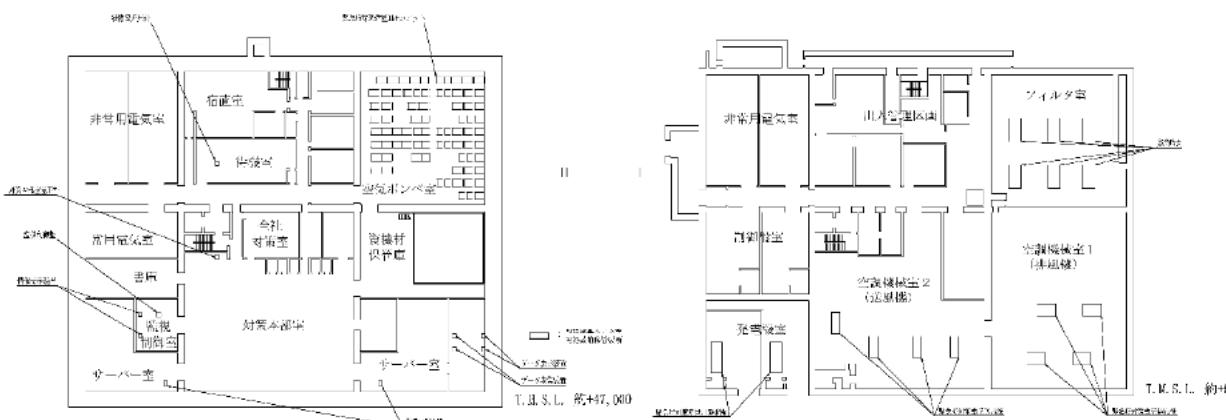
2.1.1 建屋及び収容人数

緊急時対策建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）の建屋であり、耐震設計においては基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する。

緊急時対策建屋は、地上1階（一部2階建て）、地下1階、約60m（南北方向）×約79m（東西方向）、建築面積約4,900m²の緊急時対策所は、実施組織の対策活動を支援するための活動方針の決定及び指揮をする対策本部室（約670m²）、全社対策室（約80m²）及び待機室（約130m²）の3つのエリアで構成し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（最大360人）を収容することを想定している。

また、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがある場合は、本部長及び実施責任者等最低限度の活動を行うための要員（約50人）が待機室にとどまり、対策活動を継続することが可能とする設計としている。

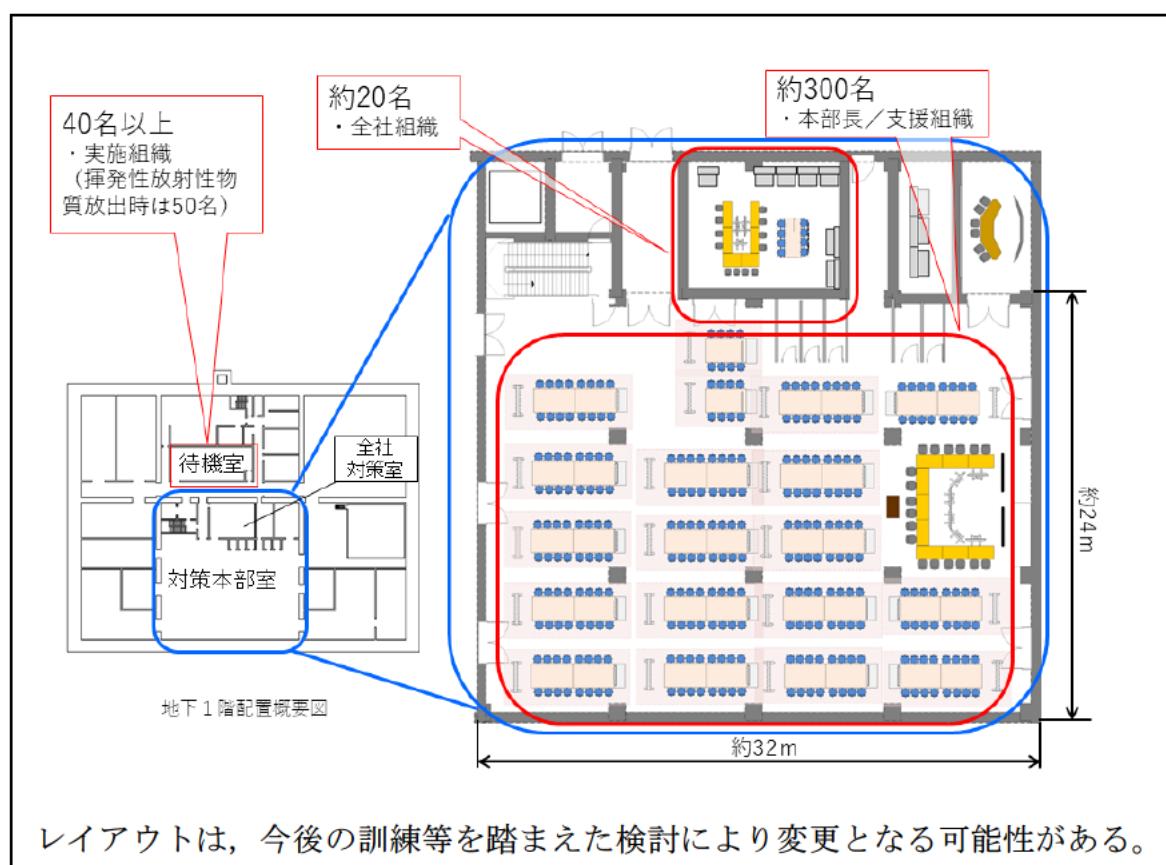
緊急時対策建屋内の各階配置概要図を第2.1.1-1図に、緊急時対策所のレイアウトを第2.1.1-2図に示す。



地下1階配置概要図

地上1階配置概要図

第2.1.1-1図 緊急時対策建屋内の各階配置



第2.1.1-2図 緊急時対策所のレイアウト（地下1階）

2.1.2 電源設備

緊急時対策建屋は、通常時の電源を第2ユーティリティ建屋の 6.9 kV 常用主母線及び 6.9 kV 運転予備用主母線から受電する設計とし、外部電源が喪失した場合、緊急時対策建屋に設置している緊急時対策建屋電源設備から緊急時対策所の機能を維持するために必要となる電源の給電が可能な設計とする。

緊急時対策建屋電源設備として、緊急時対策建屋用発電機 2 台を設置することにより多重性を確保し、所内電源設備から独立した専用の代替電源設備を有する設計とする。

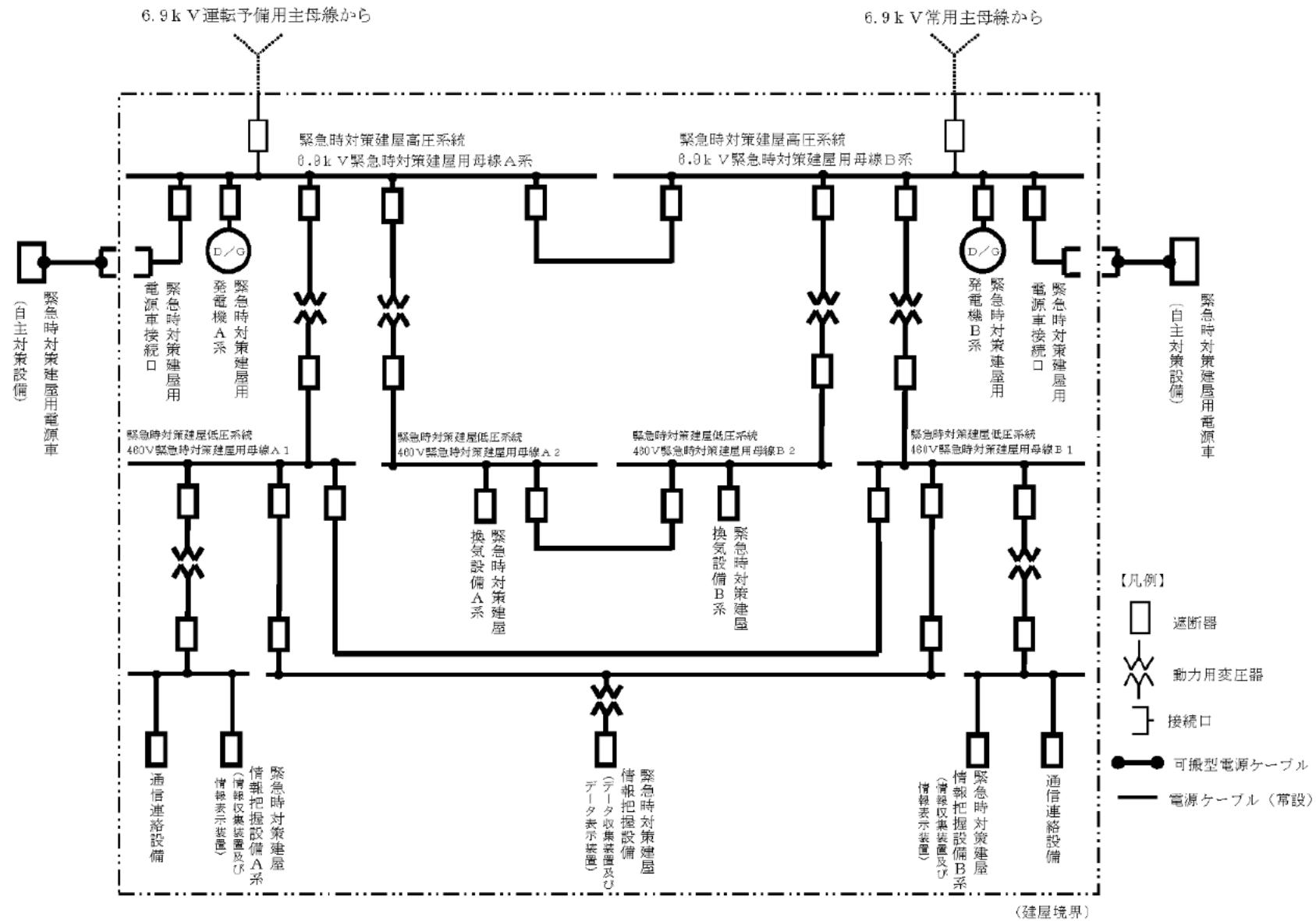
また、緊急時対策建屋用発電機が起動するまでの間は、直流電源設備により、緊急時対策建屋用発電機始動用設備に給電するとともに、無停電電源設備により、緊急時対策建屋情報把握設備の機器及び通信連絡設備並びに監視制御盤に給電できる設計とする。

緊急時対策建屋の電源構成を第 2.1.2-1 図に示す。

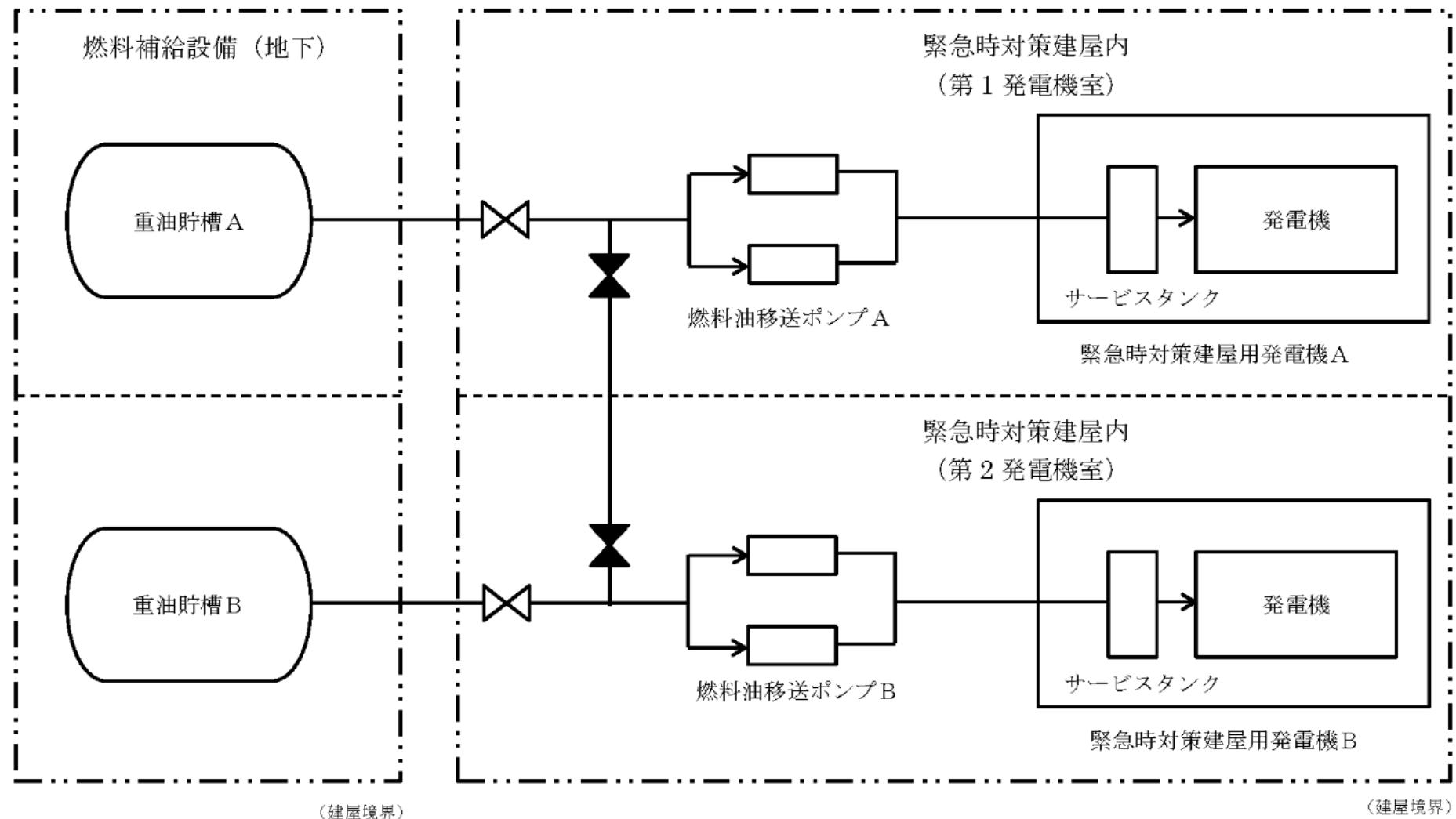
緊急時対策建屋用発電機は、燃料補給設備の重油貯槽から燃料を補給できる設計とし、運転中においても燃料の補給を可能とし、7 日間以上の連續運転ができる燃料を燃料補給設備の重油貯槽に保管する。

緊急時対策建屋の燃料補給系統概要図を第 2.1.2-2 図に示す。

補2-1-4



第2.1.2-1図 緊急時対策建屋 単線結線図



第2.1.2-2図 緊急時対策建屋 燃料補給系統概要図

(1) 緊急時対策建屋電源設備の構成

緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために、必要となる電源の給電が可能な設計とし、以下の設備で構成する。

a) 緊急時対策建屋用発電機 (MOX燃料加工施設と共に)

ディーゼル機関

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

燃 料 A重油 (約420L/h)

発電機

種 類 三相同期発電機

容 量 約1,700kVA/台

力 率 0.8 (遅れ)

電 壓 6.6kV

周波数 50Hz

設置場所 緊急時対策建屋地上1階

b) 緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV緊急時対策建屋用母線 (MOX燃料加工施設と共に)

数 量 2系統

設置場所 緊急時対策建屋

c) 緊急時対策建屋低圧系統 460V緊急時対策建屋用母線 (MOX燃料加工施設と共に)

数 量 4系統

設置場所 緊急時対策建屋

d) 燃料油移送ポンプ (MOX燃料加工施設と共に)

台 数 4 (予備として故障時のバックアップを2台)

容 量 約1.3m³/h/台

設置場所	緊急時対策建屋地上 1 階
e) 燃料油配管・弁	(MOX燃料加工施設と共に用)
数　　量	1 式
設置場所	緊急時対策建屋
f) 重油貯槽	(MOX燃料加工施設と共に用)
基　　数	2
容　　量	約 100m ³ ／基
使用燃料	A 重油
設置場所	緊急時対策建屋屋外

(2) 平常運転時の電源と代替電源設備

a. 平常運転時の電源

平常運転時は、外部電源から第 2 ユーティリティ建屋を介し受電する。

また、緊急時対策建屋情報把握設備、通信連絡設備及び監視制御盤は、直流電源設備から受電し、無停電電源装置を介すことにより、停電することなく緊急時対策建屋用発電機からの給電に切り替えが可能とする。

b. 代替電源設備

緊急時対策建屋の代替電源設備は、再処理施設の電源系統とは独立した専用の緊急時対策建屋用発電機により給電が可能な設計とする。

緊急時対策建屋用発電機は、外部電源が喪失した場合に自動起動し、緊急時対策建屋の必要な機器へ給電する。

また、緊急時対策建屋用発電機の運転中は、燃料補給設備の重油貯槽から燃料油移送ポンプにより自動で燃料補給ができる設計とする。

(3) 緊急時対策建屋の電気負荷及び給電容量

緊急時対策建屋において、緊急時に必要とされる電気負荷容量は、約1,200 kVAであり、緊急時対策建屋用発電機（容量：約1,700 kVA／台）1台で給電が可能な設計とする。

また、自主対策設備である緊急時対策建屋用電源車（容量：約1,700 kVA）は、緊急時対策所用発電機と同等の容量を有しており、代替手段として有効である。

緊急時に必要とされる電気負荷を第2.1.2-1表に示す。

第2.1.2-1表 緊急時に必要とされる電気負荷

負荷名称	負荷容量 (kVA)
緊急時対策建屋換気設備	700
緊急時対策建屋情報把握設備	35
通信連絡設備	165
その他（照明、雑動力等）	300

(4) 重油貯槽の燃料容量

燃料補給設備の重油貯槽は、緊急時対策建屋に隣接した地下に設置し、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。

$$V = H \times c = 168 \times 0.411 \approx 70$$

V : 必要容量 (kL)

H : 運転時間 (h) = 168 (7日間)

c : 発電機の単位時間あたりの燃料消費量 (kL/h) = 0.411

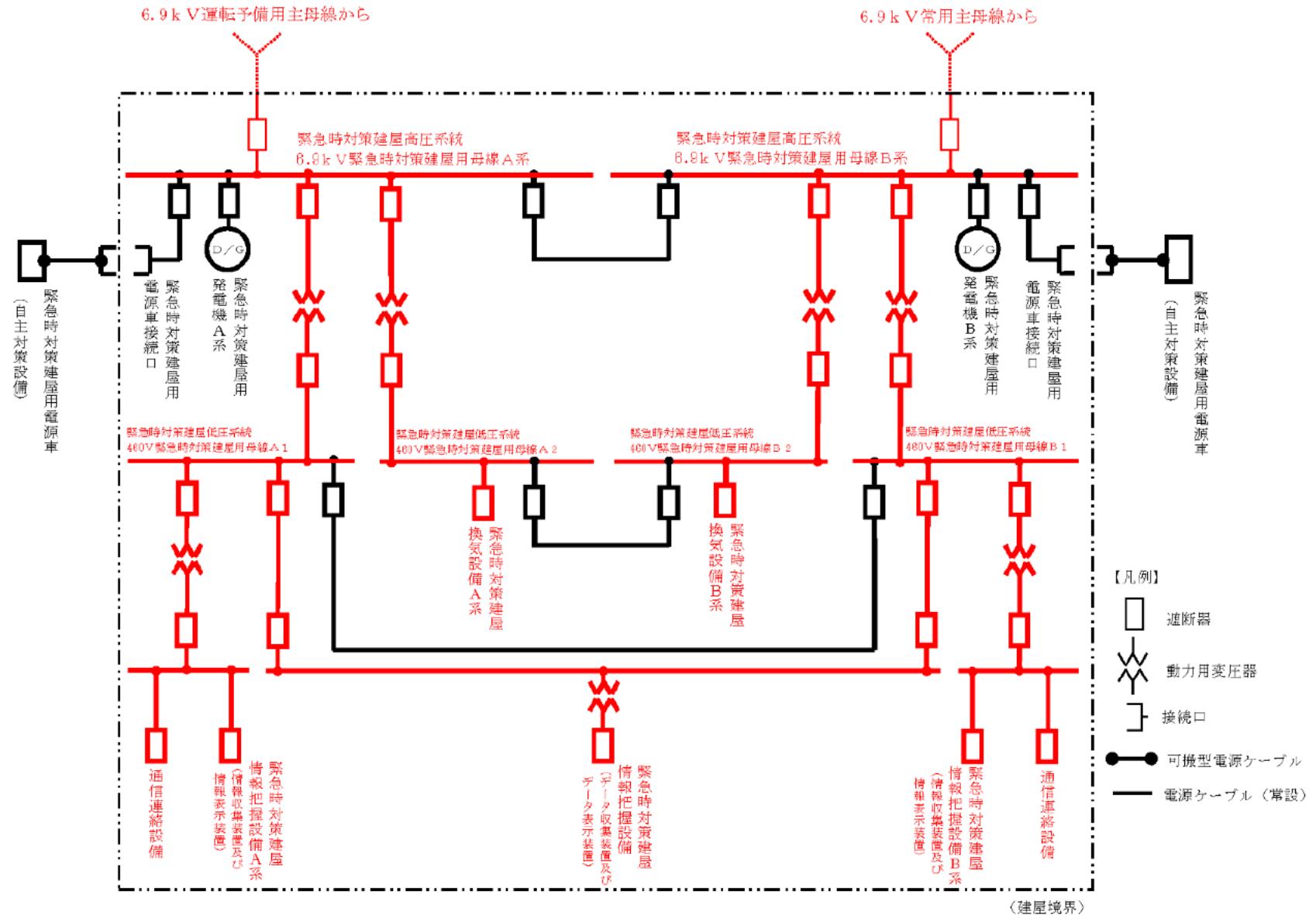
(5) 緊急時対策建屋の負荷への給電方法

a. 外部電源からの給電

外部電源から緊急時対策建屋の受電経路及び給電範囲を第 2.1.2—

3 図に示す。

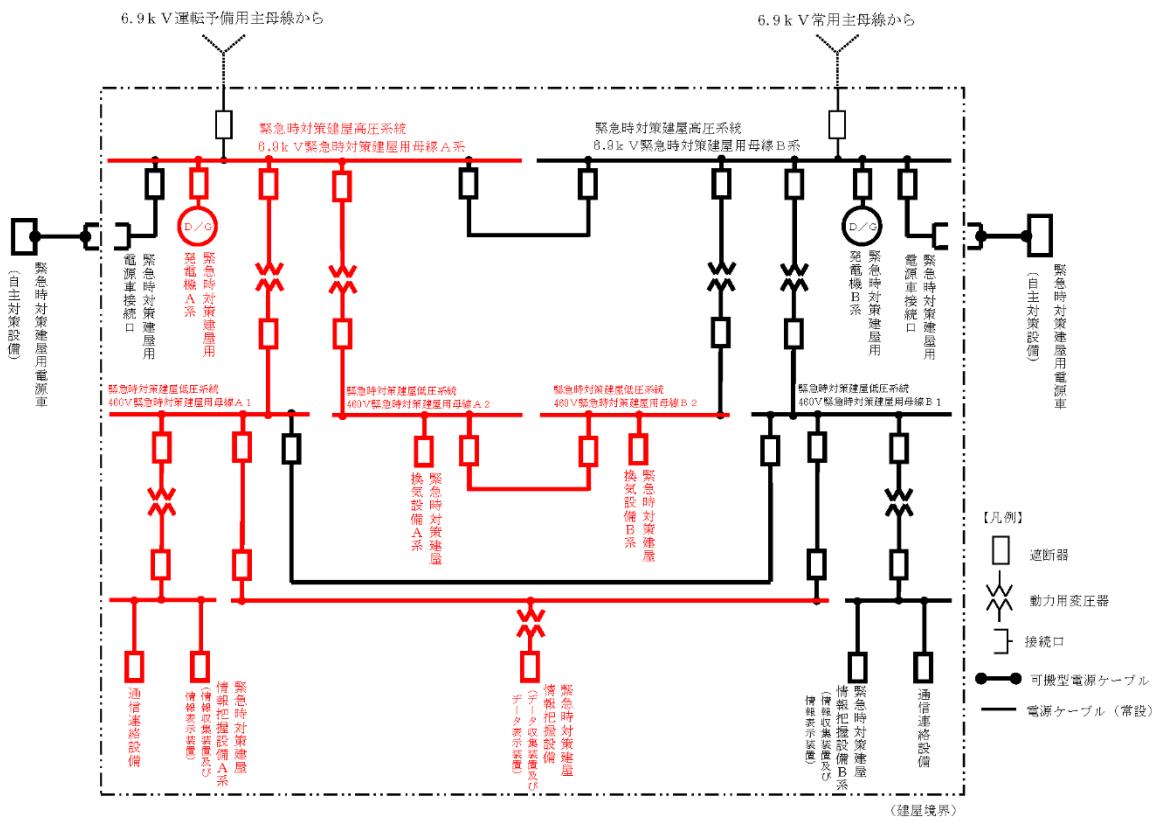
補2-1-10



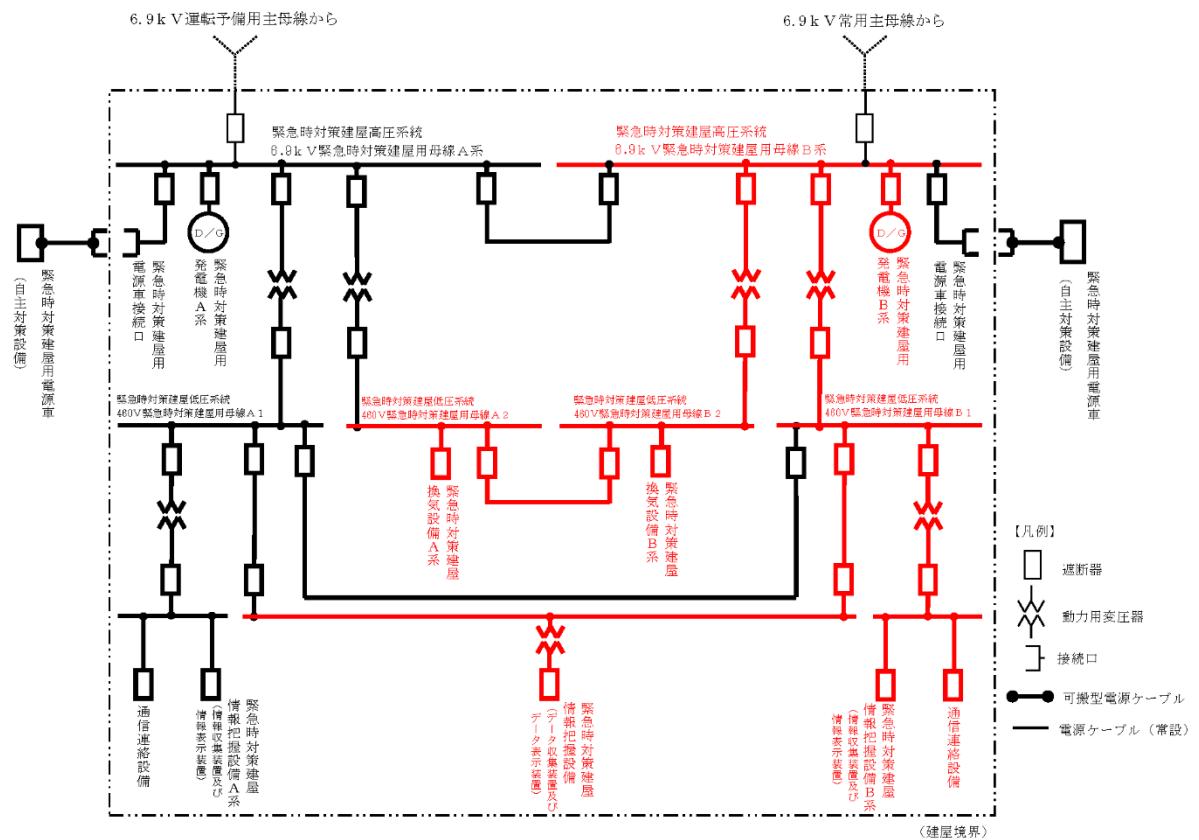
第2.1.2-3図 緊急時対策建屋 通常時の給電図

b. 緊急時対策建屋用発電機からの給電

外部電源が喪失した場合、代替電源設備である緊急時対策建屋用発電機が自動起動し、緊急時対策建屋において必要とする負荷に給電する。給電範囲を第 2.1.2-4 図に示す。



緊急時対策建屋用発電機Aからの給電図



緊急時対策建屋用発電機Bからの給電図

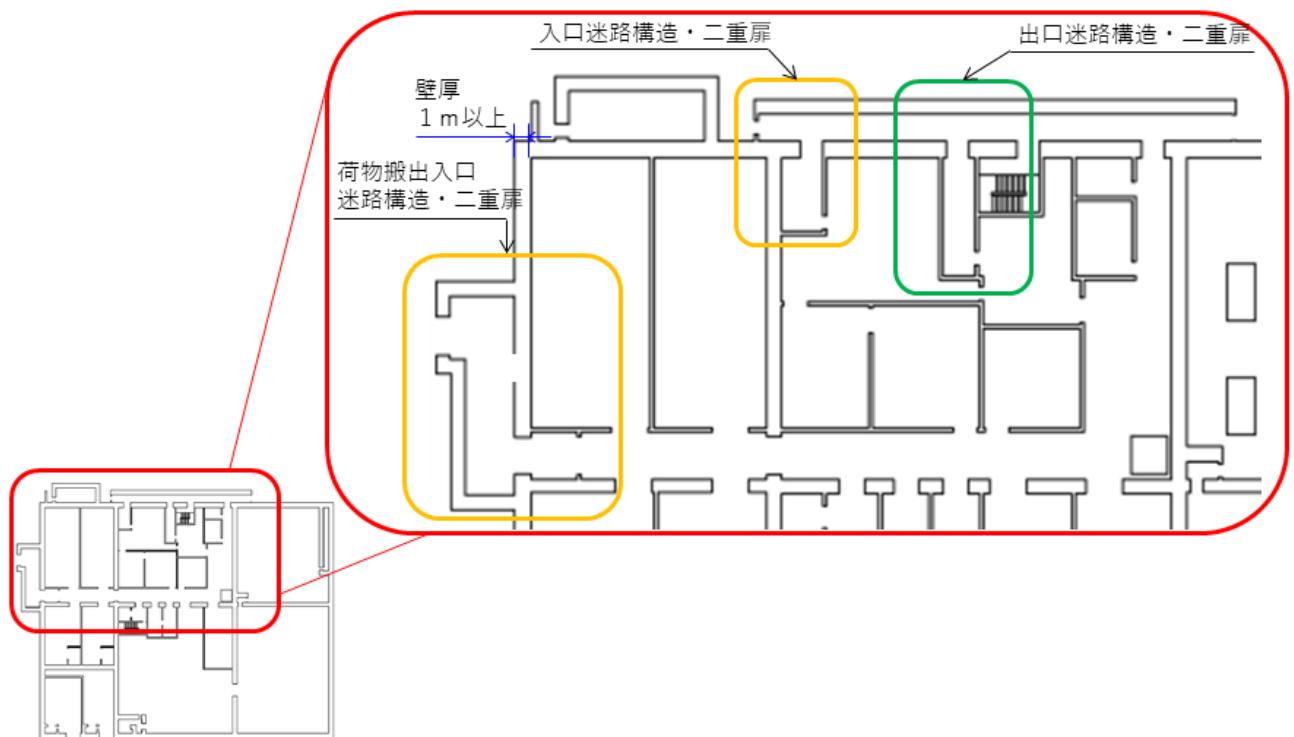
第 2.1.2-4 図 緊急時対策建屋 代替電源設備からの給電図

2.1.3 遮蔽機能

重大事故等において、対策要員が事故後7日間とどまても、換気設備等の機能とあいまって、実効線量が 100mSv を超えないよう、緊急時対策建屋の天井、壁及び床は十分な厚さ（1m以上）を有する設計とする。

また、外部扉又は配管その他の貫通部があるものについては、迷路構造等により、外部の放射線源を直接見通せないように考慮した設計とする。

緊急時対策建屋の遮蔽設計を第2.1.3-1図に示す。



第2.1.3-1図 緊急時対策建屋 遮蔽設計

2.1.4 換気設備

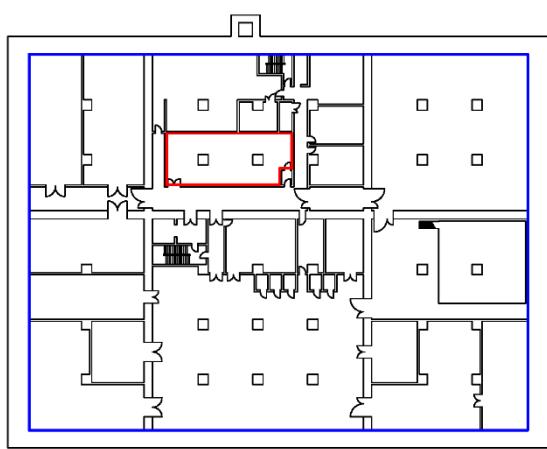
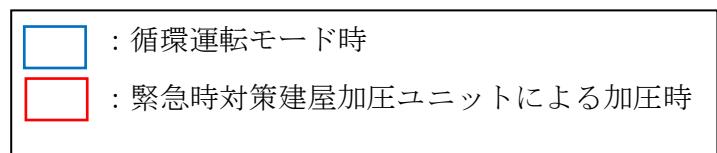
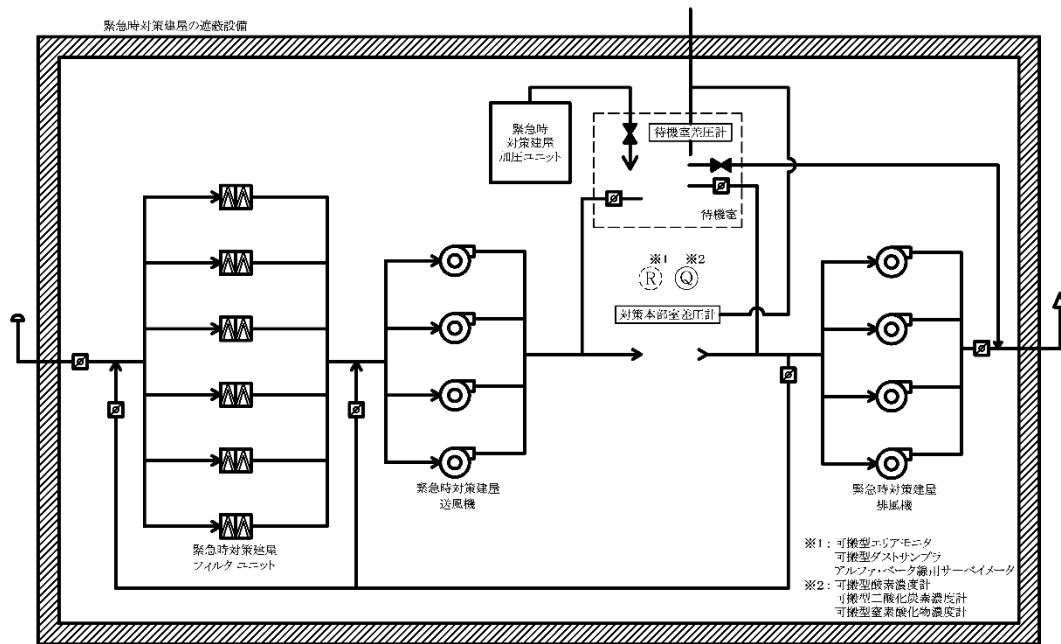
重大事故等の発生により、放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備として緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、対策本部室差圧計及び待機室差圧計を緊急時対策建屋内に設置する。

重大事故等発生時においては、対策本部室差圧計及び待機室差圧計により、緊急時対策所の各室が正圧に維持された状態であることを確認する。

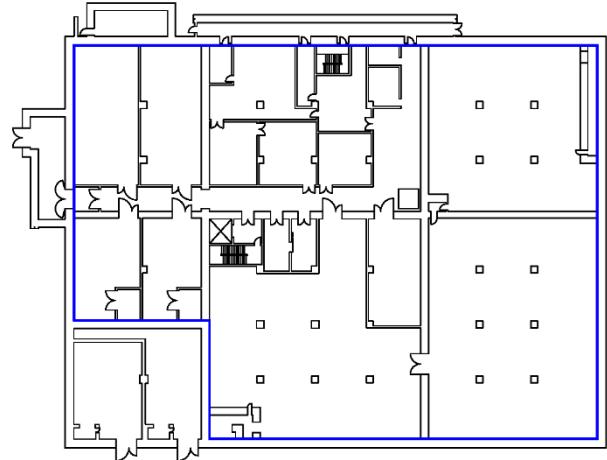
また、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出を考慮した緊急時対策所の対策要員の被ばく防止対策として、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室を加圧することにより、待機室に必要な要員がとどまることができる設計とする。

なお、緊急時対策所は、再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧時でも酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び窒素酸化物濃度計により、居住性が確保されていることを確認する。

換気設備等の設備構成図及び緊急時対策建屋内の換気設備による浄化、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧エリアを第2.1.4-1図に示す。



地下 1 階配置概要図



地上 1 階配置概要図

第 2.1.4-1 図 換気設備等の設備構成図及び緊急時対策建屋換気設備による
浄化、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧エリア

(1) 緊急時対策建屋換気設備の構成

緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生により緊急時対策建屋の周辺環境が放射性物質により汚染したような状況下でも、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保できる設計とし、以下の設備で構成する。

- a) 緊急時対策建屋送風機（MOX燃料加工施設と共に）（設計基準対象の施設と兼用）

台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）

容 量 約 $63,500\text{m}^3/\text{h}$ / 台

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

- b) 緊急時対策建屋排風機（MOX燃料加工施設と共に）

台 数 4（予備として故障時のバックアップを2台）

容 量 約 $63,500\text{m}^3/\text{h}$ / 台

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

- c) 緊急時対策建屋フィルタユニット（MOX燃料加工施設と共に）

種 類 高性能粒子フィルタ 2段内蔵形

基 数 6（予備として故障時のバックアップを1基）

粒子除去効率 99.9%以上 ($0.15\mu\text{m}$ DOP粒子)

容 量 約 $25,400\text{m}^3/\text{h}$ / 基

設置場所 緊急時対策建屋 地上1階

- d) 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ（MOX燃料加工施設と共に）（設計基準対象の施設と兼用）

数 量 1式

設置場所 緊急時対策建屋

- e) 緊急時対策建屋加圧ユニット（MOX燃料加工施設と共に）

容　　量　　4,900m³ [normal]以上

設置場所　　緊急時対策建屋　地上1階

- f) 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (MOX燃料加工施設と共に用)

容　　量　　1式

設置場所　　緊急時対策建屋

- g) 対策本部室差圧計 (MOX燃料加工施設と共に用)

基　　数　　1

測定範囲　　-0.5～0.5 kPa

設置場所　　緊急時対策建屋　地下1階

- h) 待機室差圧計 (MOX燃料加工施設と共に用)

基　　数　　1

測定範囲　　-0.5～0.5 kPa

設置場所　　緊急時対策建屋　地下1階

- i) 監視制御盤 (MOX燃料加工施設と共に用) (設計基準対象の施設と兼用)

面　　数　　1

設置場所　　緊急時対策建屋　地下1階

(2) 換気設備の目的等

名称	目的等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対策建屋送風機 ・ 緊急時対策建屋排風機 ・ 緊急時対策建屋フィルタユニット ・ 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパー ・ 緊急時対策建屋加圧ユニット ・ 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 ・ 監視制御盤 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等の発生により、放射性物質が放出された場合においても、緊急時対策所にとどまる要員の居住性を確保 ・ 建屋外への放射性物質の放出を考慮し、緊急時対策所の対策要員への被ばく防止対策として再循環モードに切り替える。 ・ 気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至る場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、窒素酸化物濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室を加圧することにより、放射性物質の流入を防止し、待機室に必要な要員がとどまることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部室差圧計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部室が正圧化されていることを確認、把握
<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機室差圧計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機室が正圧化されていることを確認、把握

(3) 緊急時対策建屋フィルタユニット

希ガス以外の放射性物質への対応として緊急時対策建屋フィルタユニットを設置する。

a. 緊急時対策建屋フィルタユニットの概要

緊急時対策建屋フィルタユニットには、大気中の塵埃を捕集するプレフィルタ及び放射性微粒子を除去低減する高性能粒子フィルタで構成し、20%容量×6基（予備として故障時のバックアップを1基）を設置する設計としている。

b. フィルタの除去率

プレフィルタ及び高性能粒子フィルタの総合除去効率を以下に示す。

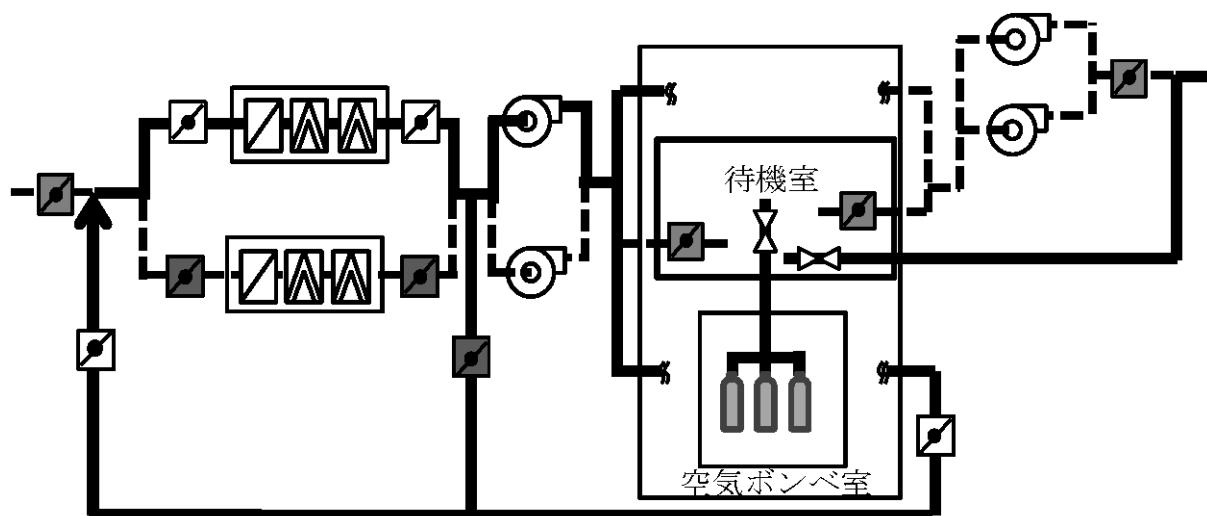
名 称		緊急時対策建屋フィルタユニット
種 類	—	高性能粒子フィルタ
粒子除去効率	%	99.9 以上 (0.15 μ mDOP粒子)

(4) 換気設備等の運用

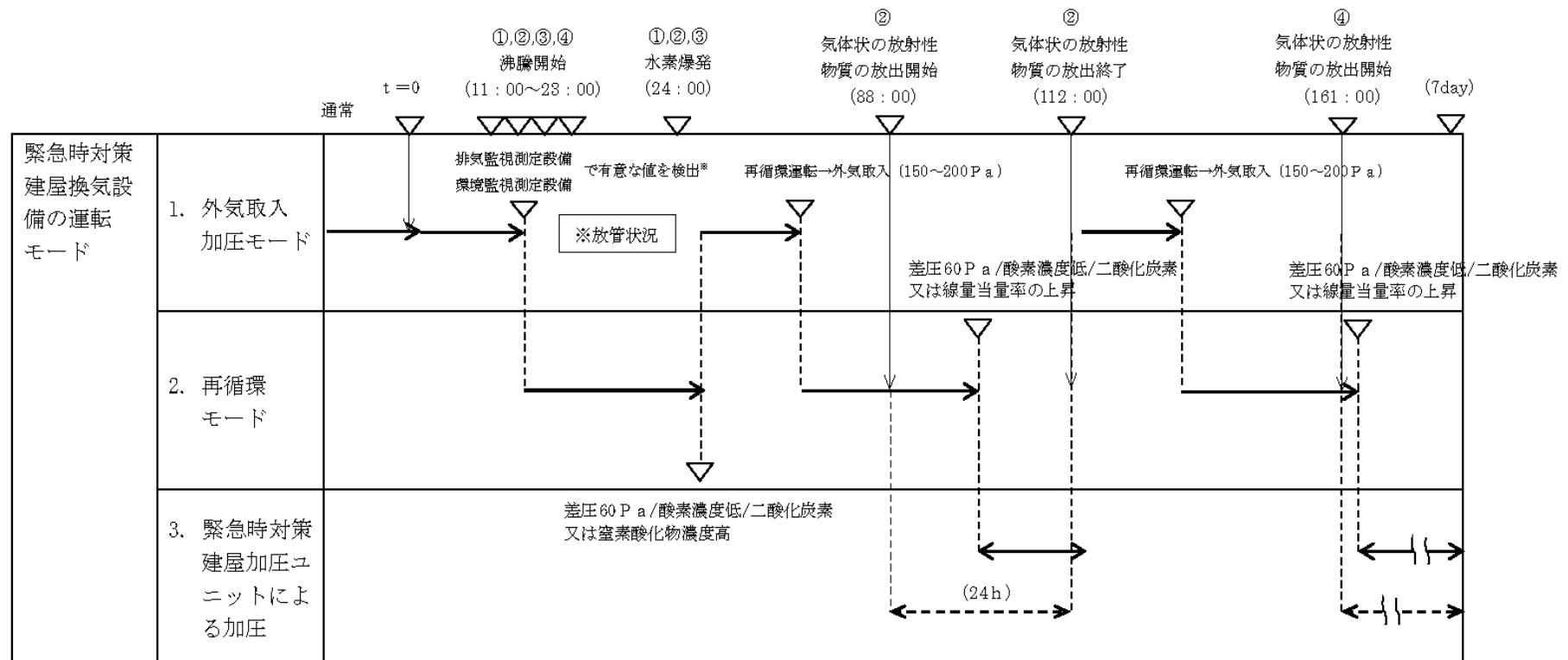
重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合、又は火山の影響による降灰により、緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼす場合には、再循環モードとして、ダンパ開閉操作（給気側及び排気側のダンパを開操作並びに再循環ラインのダンパを開操作すること。）により、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を再循環できる。

再循環モードにおいて、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧できる。

対応に係る図を第2.1.4-2図～第2.1.4-4図に示す。



第2.1.4-2図 緊急時対策建屋加圧ユニット使用時の換気設備概要図

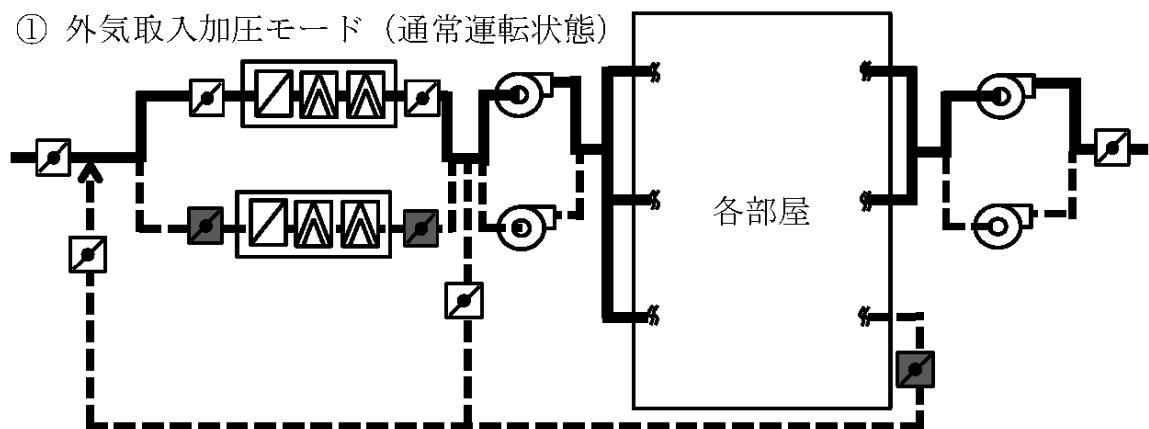


- ①精製建屋
- ②分離建屋
- ③ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
- ④高レベル廃液ガラス固化建屋

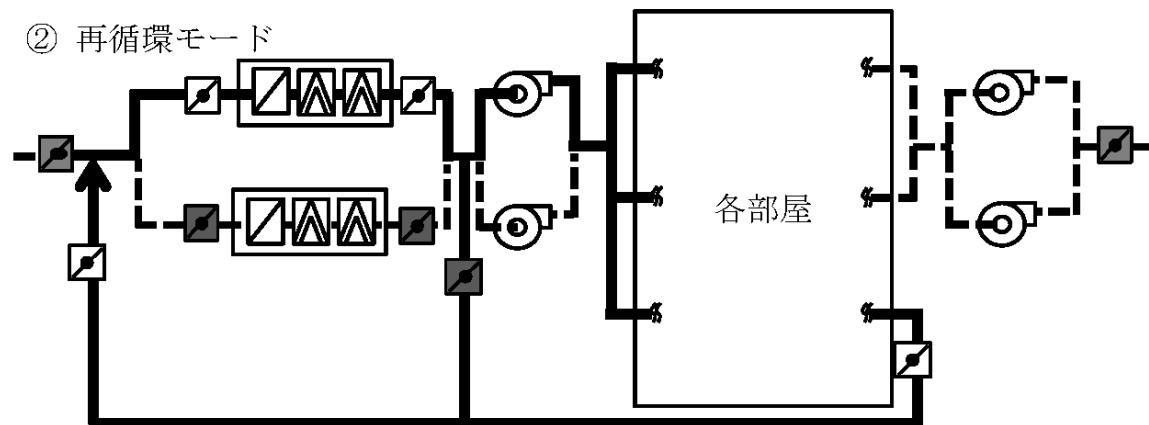
第2.1.4-3図 換気設備等の運用イメージ

(5) 換気設備等の運転状態

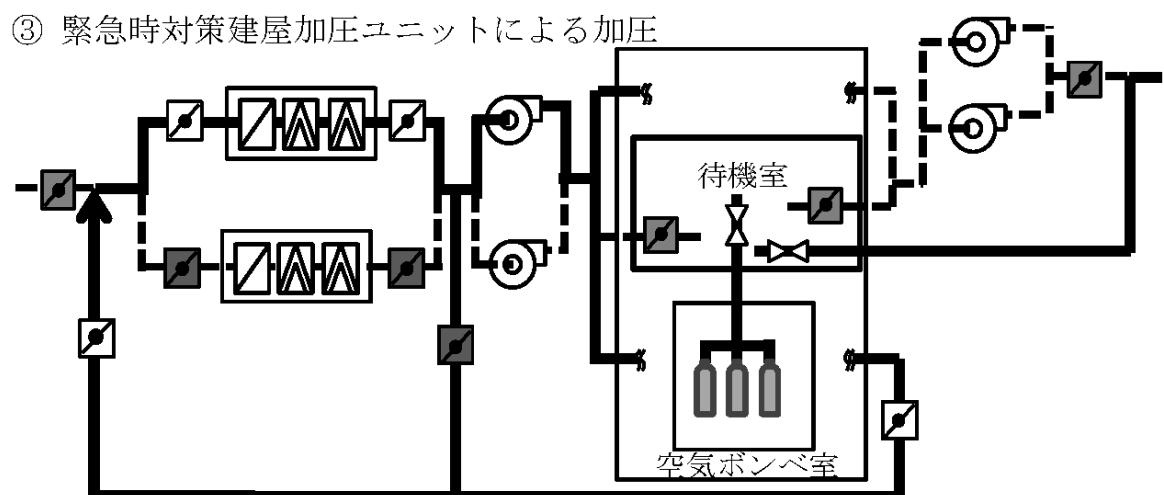
① 外気取入加圧モード（通常運転状態）



② 再循環モード



③ 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧



凡例

×	手動弁(開)	□	ダンパ(開)	■	ダンパ(閉)
○	送風機・排風機	—	ダクト(使用経路)	●	ダクト(閉止経路)
△	プレフィルタ	---	ダクト(閉止経路)	■	空気ボンベ
▲	高性能粒子フィルタ				

第 2.1.4-4 図 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図

(6) 加圧ユニットの概要

重大事故等の発生に伴い気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがある場合は、必要な要員が待機室にとどまり待機室を加圧することで放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。

緊急時対策建屋加圧ユニットは、緊急時対策所に収容する対策要員最大50人が2日滞在するために必要な容積以上を設置する。

(7) 緊急時対策建屋加圧ユニットの必要容積

a. 正圧維持に必要な空気供給量

リーク量以上の空気を供給すれば待機室の正圧は維持できるとして、必要な流量を求める。リーク量は、待機室の室容積及びリーク率（仮定値）から求める。

- ・待機室の室容積：1,100m³
- ・リーク率：制御建屋 中央制御室リーク試験結果（約0.03回／h）を参考に、余裕を見て0.05回／hとする。

正圧維持のために供給すべき必要流量（≥リーク量となる流量）：

$$1100 \times 0.05 = 55 \text{ m}^3 / \text{h}$$

b. 二酸化炭素濃度抑制に必要な空気供給量

待機室の許容二酸化炭素濃度は1.5vol%以下（「労働安全衛生規則」を準拠）、空気中の二酸化炭素量は0.03vol%，滞在人数50人の二酸化炭素吐出量は、軽作業に対する量（0.03m³／h／人（「空気調和・衛生工学便覧 第14版 3 空気調和設備編」を引用））とし、許容二酸化炭素濃度以下に維持できる空気供給量は

以下のとおりである。

$$Q = \frac{G_a \times P}{(K - K_o)} \times 100 = \frac{0.03 \times 50}{(1.5 - 0.03)} \times 100 = 102.1 \text{ m}^3 / \text{h}$$

c. 空気の必要容積

- (a) 空気の必要容積の算定は、とどまる期間である2日間 (48 h) にわたり、上述 a. と b. のいずれの条件も満たす上述 b. で求めた流量を供給するものとする。
- (b) 2日後の時点で二酸化炭素濃度が1.5vol%を超えない空気供給量は、b. より $102 \text{ m}^3 / \text{h}$ とする。以上から必要な空気容積は、下記計算のとおりであり、余裕分を見込んで $4,900 \text{ m}^3$ 以上を確保する。

計算式 : $102 \times 48 = 4,896 \text{ m}^3$

(8) 換気設備等の操作に係る判断等

換気設備等の操作は、本部長が手順着手の判断基準に基づく指示により実施する。

重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合又は重大事故等に係る対処状況を踏まえ、放射性物質が放出するおそれがあると判断した場合、窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合、又は火山の影響による降灰により、緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼす場合には、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードに切り替える。

再循環モードでの運転状態において、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇又は窒素酸化物濃度の上昇並びに対策本部室の差圧の低

下により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、外気取入加圧モードに切り替え、居住性を確保する。

また、再循環モードでの運転状態において、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は緊急時対策所内の線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧により、緊急時対策所への放射性物質の流入を防止し、非常時対策組織の要員の被ばくを低減する。

(9) 緊急時対策所の居住性評価（二酸化炭素濃度）

外気取入れ遮断時の緊急時対策所内に滞在する非常時対策要員の作業環境の劣化防止のため、二酸化炭素濃度について評価を行った。

二酸化炭素濃度

(a) 評価条件

- ・在室人員 360 人（緊急時対策所に収容する最大の対策要員数）
- ・換気エリア内空気量 $59,300\text{m}^3$
- ・厳しい評価結果を与えるよう空気流入は無いものとして評価する。
- ・1人あたりの炭酸ガス吐出量は、事故時の運転操作を想定し中等作業での吐出量^{※1}を適用して、 $0.046\text{m}^3/\text{h}$ とする。
- ・許容二酸化炭素濃度 1.5%未満^{※2}

※1 空気調和・衛生工学便覧 第14版 3 空気調和設備編

※2 労働安全衛生規則

評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、外気を遮断した状態においても約 30 時間まで緊急時対策所内に滞在することが可能であることを確認した。

緊急時対策所の外部火災により発生するばい煙及び有毒ガスに対する居住性評価の詳細については、「第 9 条 外部火災」に記載する。

また、固定施設及び可動施設による発生する有毒ガスについては、過去の国内における車両事故や船舶事故による有毒ガス又は化学物質流出事例の中で、流出した有毒ガス又は化学物質が周辺環境に影響を与え、かつ事態の終息までの時間が最長であった時間が 15 時間（「安全審査 整理資料 第 9 条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」参照）であることを踏まえて、放出継続時間として想定される最大の時間である 24 時間に對しても、余裕があり緊急時対策所の居住性に影響を与えない。なお、有毒ガスの発生源となり得る敷地内の可動施設の受入れについては、十分な管理体制を構築できるよう平日通常勤務時間帯に実施することとするため、万一漏えいが発生した場合においても、再処理事業所員による対処に期待できる。また、流出した化学物質に対しては、主として水散布により希釈することで有毒ガスの発生率を低下させ、事態を終息することとすると、同措置に使用する水源等は再処理施設構内に整備することから、実際には 24 時間よりも短い時間で事態を終息可能である。

2.1.5 必要な情報を把握できる設備

重大事故時等に対処するために必要な情報を把握できるようにするため、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置を緊急時対策所内に設置する。

データ収集装置及びデータ表示装置は、設計上定める条件より厳しい条件における内的事象が発生した場合において、計測制御設備及び代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに放射線監視設備の屋外モニタリング設備の排気モニタリング設備の主排気筒の排気筒モニタ及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気筒モニタ、放射線監視設備の屋外モニタリング設備の環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタ、環境管理設備の気象観測設備による測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。

緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置は、代替計測制御設備で計測した重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ並びに監視測定設備の代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備の可搬型ガスモニタ、可搬型環境モニタリング設備、代替気象観測設備の可搬型気象観測設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型重大事故等対処設備の可搬型環境モニタリング設備の測定データを収集し、緊急時対策所に表示する。

緊急時対策所の情報収集装置及び情報表示装置は、基準地震動による地震力に対し、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。

必要な情報を把握できる設備の概要を第2.1.5-1図に示す。

(1) データ表示装置にて確認できるパラメータ及び測定データ

通常、緊急時対策所に設置するデータ収集装置は、中央制御室から「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要となる水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを収集し、データ表示装置にて確認できる設計とする。

データ収集装置に収集される各パラメータ及び測定データは、10日間分（20秒周期）（放射線管理測定データは1分周期）のデータが保存され、データ表示装置にて過去データが確認できる設計とする。

データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第2.1.5-1表に示す。

(2) 通信連絡設備にて確認できるパラメータ

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、情報把握計装設備及び情報把握監視設備による情報伝送準備ができるまでの間、緊急時対策所の通信連絡設備により、必要な各パラメータの情報を収集する。

(3) 情報表示装置にて確認できるパラメータ及び測定データ

緊急時対策所に設置されている情報収集装置及び情報表示装置は、可搬型重大事故等対処設備である情報把握計装設備及び情報把握監視設備との接続が完了することで情報表示にて必要な重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを確認できる設計とする。

情報収集装置では、「臨界事故の拡大防止」、「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」、「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」、「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」、「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」、「重大事故等への対処に必要となる水の供給」及び「監視測定設備」の「排気口における放射性物質の濃度」、「周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量」、「敷地内における気象観測項目」の確認に必要なパラメータ及び測定データを収集し、情報表示装置において確認できる設計とする。

情報収集装置に収集される各パラメータ及び測定データは、10日間分（20秒周期）（放射線管理測定データは1分周期）のデータが保存され、情報収集装置にて過去データが確認できる設計とする。

また、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう必要なパラメータが表示、把握できる設計とする。

情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを第2.1.5-2表に示す。

必要な情報を把握できる設備の概要を第2.1.5-1図に示す。

(4) 緊急時対策建屋情報把握設備の構成

重大事故時等に対処するために必要な情報を把握できるようにするため、緊急時対策建屋情報把握設備の情報収集装置及び情報表示装置並びにデータ収集装置及びデータ表示装置にて構成する。

a) 情報収集装置（M〇X燃料加工施設と共に）

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

b) 情報表示装置（M〇X燃料加工施設と共に）

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

c) データ収集装置（M〇X燃料加工施設と共に）（設計基準対象の施設と兼用）

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

d) データ表示装置（M〇X燃料加工施設と共に）（設計基準対象の施設と兼用）

台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)

設置場所 緊急時対策建屋 地下1階

第2.1.5-1表 データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ

及び重要代替監視パラメータ（1／5）

重大事故等	対象パラメータ
臨界事故の拡大防止	①貯槽の放射線レベル 放射線レベル
	②廃ガス貯留槽の圧力 廃ガス貯留槽圧力 ^{*1}
	③廃ガス貯留槽の入口流量 廃ガス貯留槽入口流量 ^{*1}
	④廃ガス貯留槽の放射線レベル 廃ガス貯留槽放射線レベル
	⑤溶解槽の圧力 溶解槽圧力
	⑥廃ガス洗浄塔の入口圧力 廃ガス洗浄塔入口圧力 ^{*2}

※1 「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

※2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表 データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ
及び重要代替監視パラメータ（2／5）

重大事故等	対象パラメータ
冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処	①貯槽等の温度 貯槽等温度 ^{*2} [冷却コイル通水流量] [内部ループ通水流量] [貯槽等液位]
	②貯槽等の液位 貯槽等液位 ^{*3} [貯槽等温度] [凝縮水回収先セル液位] [凝縮水槽液位]
	③凝縮器出口の排気温度 [貯槽液位] [凝縮水回収セル液位] [凝縮水槽液位]
	④凝縮水回収セル又は凝縮水槽の液位 凝縮水回収セル液位 凝縮水槽液位 [貯槽液位]
	⑤セル導出経路の圧力 セル導出経路圧力 ^{*4}

※1 []は重要代替監視パラメータを示す

※2 「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」と兼用するパラメータ

※3 「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

※4 「臨界事故の拡大を防止するための設備」、

「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表 データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ
及び重要代替監視パラメータ（3／5）

重大事故等	対象パラメータ
放射線分解により発生する水素による爆発の対処	①圧縮空気自動供給貯槽の圧力 圧縮空気自動供給貯槽圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	②圧縮空気自動供給ユニットの圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	⑤貯槽掃気圧縮空気の流量 貯槽掃気圧縮空気流量 [水素掃気系統圧縮空気の圧力]
	⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力 水素掃気系統圧縮空気の圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	⑦かくはん系統圧縮空気の圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量]
	⑧セル導出ユニットの流量 [貯槽掃気圧縮空気]
	⑨貯槽等水素の濃度 [貯槽掃気圧縮空気] [貯槽等温度]
	⑩セル導出経路の圧力 セル導出経路圧力 ^{※2}
	⑪貯槽等の温度 貯槽等温度 ^{※3}

※1 []は重要代替監視パラメータを示す

※2 「臨界事故の拡大を防止するための設備」及び

「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

※3 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表 データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ
及び重要代替監視パラメータ（4／5）

重大事故等	対象パラメータ
有機溶媒等による火災又は爆発の対処	①プルトニウム濃縮缶供給槽の液位 プルトニウム濃縮缶供給槽液位 ^{*2} [供給槽ゲデオン流量]
	②プルトニウム濃縮缶加熱蒸気の温度 プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度 [プルトニウム濃縮缶圧力] [プルトニウム濃縮缶気相部温度] [プルトニウム濃縮缶液相部温度]
	③プルトニウム濃縮缶の圧力 プルトニウム濃縮缶圧力 [プルトニウム濃縮缶気相部温度] [プルトニウム濃縮缶液相部温度]
	④プルトニウム濃縮缶気相部の温度 プルトニウム濃縮缶気相部温度 [プルトニウム濃縮缶圧力] [プルトニウム濃縮缶液相部温度]
	⑤プルトニウム濃縮缶液相部の温度 プルトニウム濃縮缶液相部温度 ^{*2} [プルトニウム濃縮缶圧力] [プルトニウム濃縮缶気相部温度]
	⑥廃ガス貯留槽の圧力 廃ガス貯留槽圧力 ^{*3}
	⑦廃ガス貯留槽の入口流量 廃ガス貯留槽入口流量 ^{*3}
	⑧廃ガス洗浄塔の入口圧 廃ガス洗浄塔入口圧力 ^{*4}

※1 []は重要代替監視パラメータを示す

※2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

※3 「臨界事故の拡大を防止するための設備」と兼用するパラメータ

※4 「臨界事故の拡大を防止するための設備」及び

「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

第2.1.5-1表 データ表示装置で確認できる重要監視パラメータ
及び重要代替監視パラメータ（5／5）

重大事故等	対象パラメータ
使用済燃料貯蔵槽の冷却等	①燃料貯蔵プール等の水位 燃料貯蔵プール等水位 ②燃料貯蔵プール等の温度 燃料貯蔵プール等水温 ③空間の線量率 燃料貯蔵プール等空間線量率※ ¹
工場等外への放射性物質等の放出の抑制	①空間の線量率 燃料貯蔵プール等空間線量率※ ² ②建屋内の線量率 建屋内線量率
重大事故等への対処に必要となる水の供給	①貯水槽の水位 貯水槽水位※ ³
監視測定設備	排気口における放射性物質の濃度 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量 敷地内における気象観測項目

※ 1 「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」と兼用するパラメータ

※ 2 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」と兼用するパラメータ

※ 3 「MOX燃料加工施設」と共用する設備

第 2.1.5-2 表 情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ

及び重要代替監視パラメータ（1／5）

重大事故等	対象パラメータ
臨界事故の拡大防止	①貯槽の放射線レベル 放射線レベル
冷却機能の喪失による蒸発乾固	①貯槽等の温度 貯槽温度 ^{※2} [冷却コイル通水流量] [内部ループ通水流量]
	②貯槽等の液位 貯槽等液位 ^{※3} [貯槽等温度] [貯槽等注水流量] [凝縮水回収セル液位] [凝縮水槽液位]
	③凝縮器出口の排気温度 凝縮器出口排気温度 [凝縮水槽液位] [凝縮水回収セル液位] [凝縮水槽液位]
	④セル導出ユニットフィルタの差圧 セル導出ユニットフィルタ差圧 ^{※2}
	⑤代替セル排気系フィルタの差圧 代替セル排気系フィルタ差圧 ^{※2}
	⑥凝縮水回収セル又は凝縮水槽の液位 凝縮水回収セル液位 凝縮水槽液位 [貯槽等液位] [凝縮器出口排気温度]

※ 1 []は重要代替監視パラメータを示す

※ 2 「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」と兼用するパラメータ

※ 3 「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

第 2.1.5-2 表 情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ

及び重要代替監視パラメータ（2／5）

重大事故等	対象パラメータ
冷却機能の喪失による蒸発乾固 (つづき)	⑦セル導出経路の圧力 セル導出経路圧力 ^{※2}
	⑧導出先セルの圧力 導出先セル圧力 ^{※3}
	⑨排水の線量 排水線量
	⑩凝縮器通水の流量 凝縮器通水流量
	⑪冷却コイル通水の流量 冷却コイル通水流量
	⑫内部ループ通水の流量 内部ループ通水流量
	⑬貯槽等注水の流量 貯槽等注水流量
	⑭建屋給水の流量 建屋給水流量

※ 1 []は重要代替監視パラメータを示す

※ 2 「臨界事故の拡大を防止するための設備」、

「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

※ 3 「放射線分解により発生する水素による爆発の対処」と兼用するパラメータ

第 2.1.5-2 表 情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ

及び重要代替監視パラメータ（3／5）

重大事故等	対象パラメータ
放射線分解により発生する水素による爆発の対処	①圧縮空気自動供給貯槽の圧力 圧縮空気自動供給貯槽圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量] ②圧縮空気自動供給ユニットの圧力 圧縮空気自動供給ユニット圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量] ③機器圧縮空気自動供給ユニットの圧力 機器圧縮空気自動供給ユニット圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量] ④圧縮空気手動供給ユニット接続系統の圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量] ⑤貯槽掃気圧縮空気の流量 貯槽掃気圧縮空気流量 [水素掃気系統圧縮空気の圧力] [かくはん系統圧縮空気圧力] [セル導出ユニット流量] ⑥水素掃気系統圧縮空気の圧力 水素掃気系統圧縮空気の圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量] ⑦かくはん系統圧縮空気の圧力 かくはん系統圧縮空気圧力 [貯槽掃気圧縮空気流量] ⑧セル導出ユニットの流量 セル導出ユニット流量 [貯槽掃気圧縮空気] ⑨貯槽等水素の濃度 貯槽等水素濃度 [貯槽掃気圧縮空気] [貯槽等温度] ⑩セル導出ユニットフィルタの差圧 セル導出ユニットフィルタ差圧 ^{*2} ⑪代替セル排気系フィルタの差圧 代替セル排気系フィルタ差圧 ^{*2}

※ 1 []は重要代替監視パラメータを示す

※ 2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

第 2.1.5-2 表 情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ

及び重要代替監視パラメータ（4／5）

放射線分解により発生する水素による爆発の対処 (つづき)	⑫セル導出経路の圧力 セル導出経路圧力 ^{*1}
	⑬導出先セルの圧力 ^{*2} 導出先セル圧力
	⑭貯槽等の温度 貯槽等温度 ^{*3} [貯槽等水素濃度]
使用済燃料貯蔵槽の冷却等の機能喪失	①燃料貯蔵プール等の水位 燃料貯蔵プール等水位
	②燃料貯蔵プール等の温度 燃料貯蔵プール等水温
	③代替注水設備の流量 代替注水設備流量
	④スプレイ設備の流量 スプレイ設備流量
	⑤空間の線量率 燃料貯蔵プール等空間線量率 ^{*4}

※ 1 「臨界事故の拡大を防止するための設備」及び

「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

※ 2 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」と兼用するパラメータ

※ 3 「冷却機能の喪失による蒸発乾固の対処」及び

「有機溶媒等による火災又は爆発の対処」と兼用するパラメータ

※ 4 「工場等外への放射性物質等の放出の抑制」と兼用するパラメータ

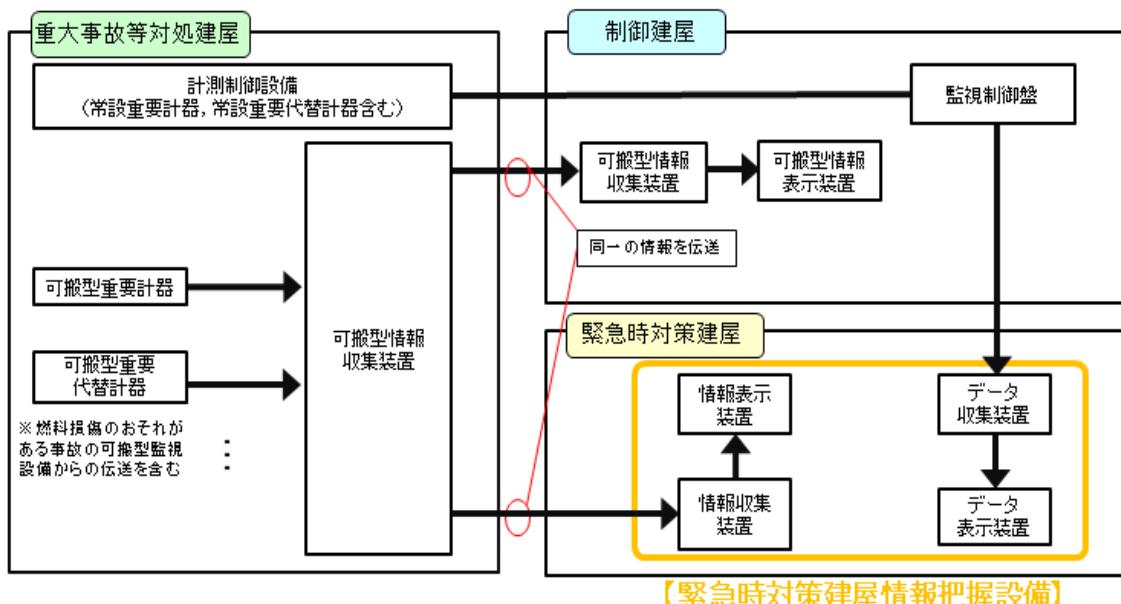
第 2.1.5-2 表 情報表示装置で確認できる重要監視パラメータ

及び重要代替監視パラメータ（5／5）

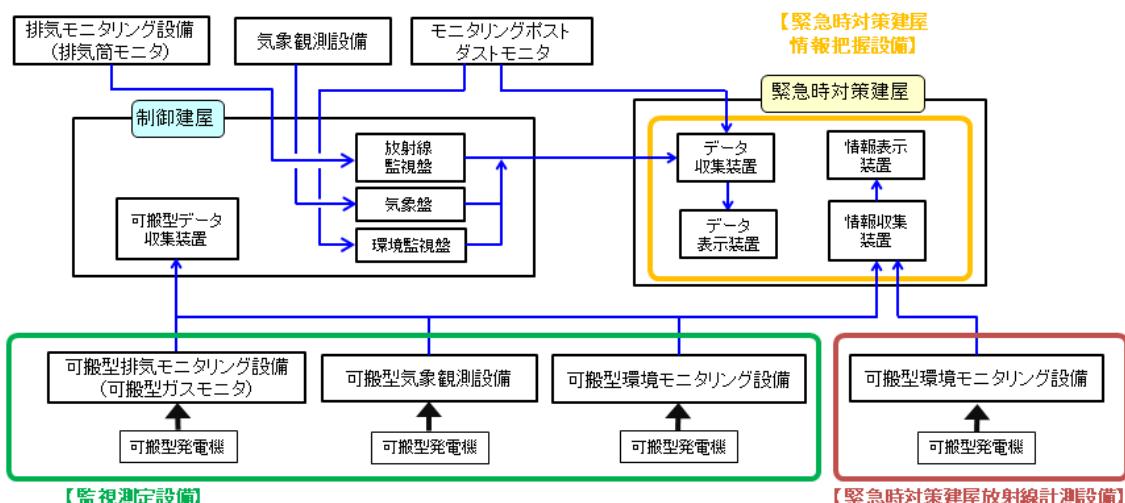
重大事故等	対象パラメータ
工場等外への放射性物質等の放出の抑制	①空間の線量率 燃料貯蔵プール等空間線量率※ ¹
	②建屋内の線量率 建屋内線量率
重大事故等への対処に必要となる水の供給	①貯水槽の水位 貯水槽水位※ ²
監視測定設備	排気口における放射性物質の濃度
	周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量
	敷地内における気象観測項目

※ 1 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等」と兼用するパラメータ

※ 2 「MOX燃料加工施設」と共用する設備



パラメータ情報の収集



環境・放射線監視データの収集

第 2.1.5-1 図 必要な情報を把握できる設備の概要

2.1.6 通信連絡設備

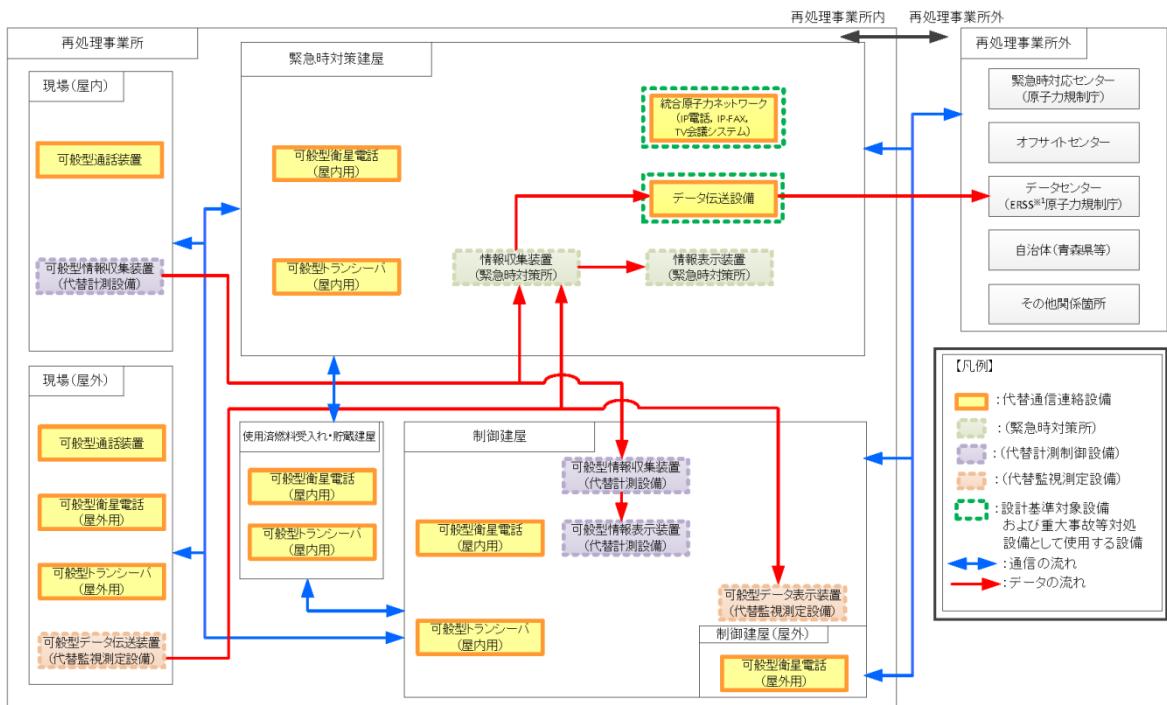
緊急時対策所には、再処理施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるようにするため、通信連絡設備の常設重大事故等対処設備の統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX 及び統合原子力防災ネットワーク T V会議並びに可搬型重大事故等対処設備の可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）、可搬型トランシーバ（屋内用）及び可搬型トランシーバ（屋外用）を設置又は配備する。

また、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリページング装置及び専用回線電話を配備する。

再処理事業所内外の通信設備の系統概要図を第 2.1.6-1 図に示す。

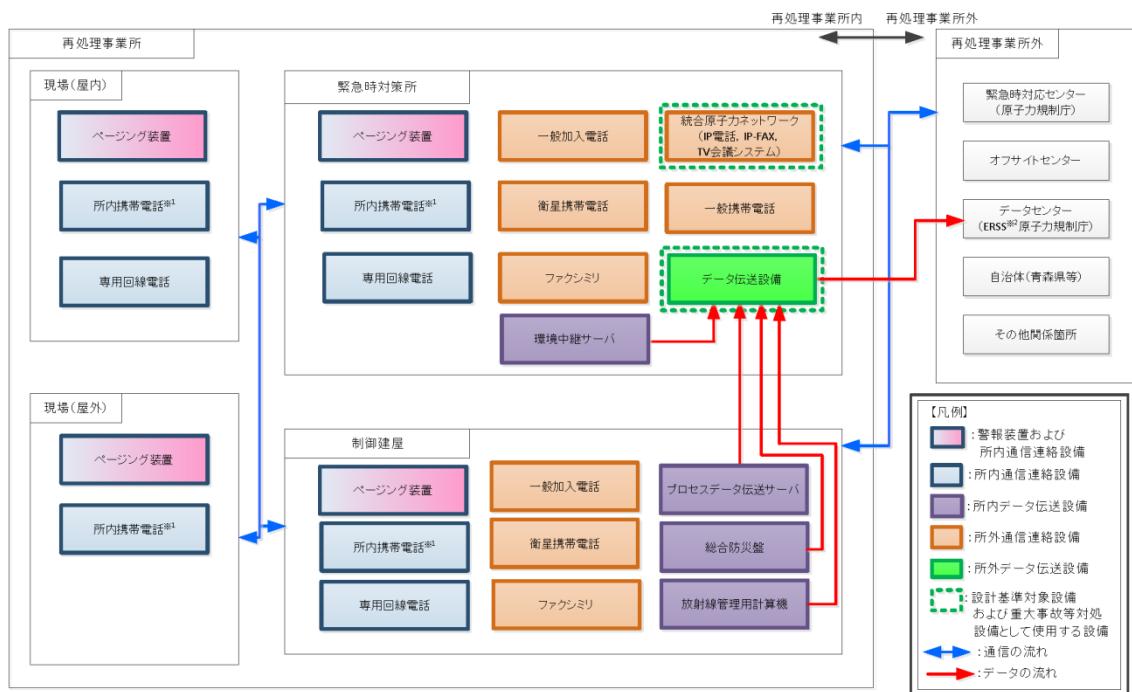
概要図を第 2.1.6-2 図に示す。

通信連絡設備の詳細については、「第 47 条 通信連絡設備」に記載する。



※1:国緊急時対策支援システム

第 2.1.6-1 図 再処理事業所内外の通信設備の系統概要図



※1:加入電話設備に接続されており、再処理事業所外への通信連絡が可能である。

※2:国緊急時対策支援システム

第 2.1.6-2 図 通信連絡設備の概要図

令和 2 年 4 月 28 日 R11

補足説明資料 2 - 2 (26 条)

目 次

2-2 緊急時対策所の運用

- 2.2.1 必要要員の構成及び配置
- 2.2.2 事象発生後の要員の動き
- 2.2.3 汚染の持込防止
- 2.2.4 配備する資機材の数量及び保管場所
- 2.2.5 MOX燃料加工施設との同時発災した場合の対処

2-2 緊急時対策所の運用

2.2.1 必要要員の構成及び配置

緊急時対策所の対策本部室には、主に原子力防災管理者を本部長とする非常時対策組織の本部員及び支援組織の要員を収容する。

制御室において実施組織の活動を継続することが困難となった場合には、実施組織の要員の一部が緊急時対策所に退避し、対策活動を継続する。

緊急時対策所には、非常時対策組織の要員、支援組織の要員、実施組織及び全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる設計とする。

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも、速やかに対策が行えるように、再処理事業所内に必要な重大事故等に対処する非常時対策組織の要員を常時確保する。

このうち、実施組織の一部の要員173人及び緊急時対策建屋の設備操作を行う支援組織の要員8人については、再処理事業所構内で当直業務を行っている。また、非常時対策組織（初動体制）の本部長代行者（副原子力防災管理者）1人、社内外関係箇所への通報連絡に係る連絡補助を行う連絡責任補助者2人、重大事故等への対処に係る情報の把握及び社内外関係箇所への通報連絡に係る役割を持つ支援組織の要員4人、実施組織の建屋外対応班員2人、実施組織の制御建屋対策班の対策作業員10人は、宿直及び当直とする。核燃料取扱主任者については、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合においても、保安の監督が行うことができるよう、電話待機とする。

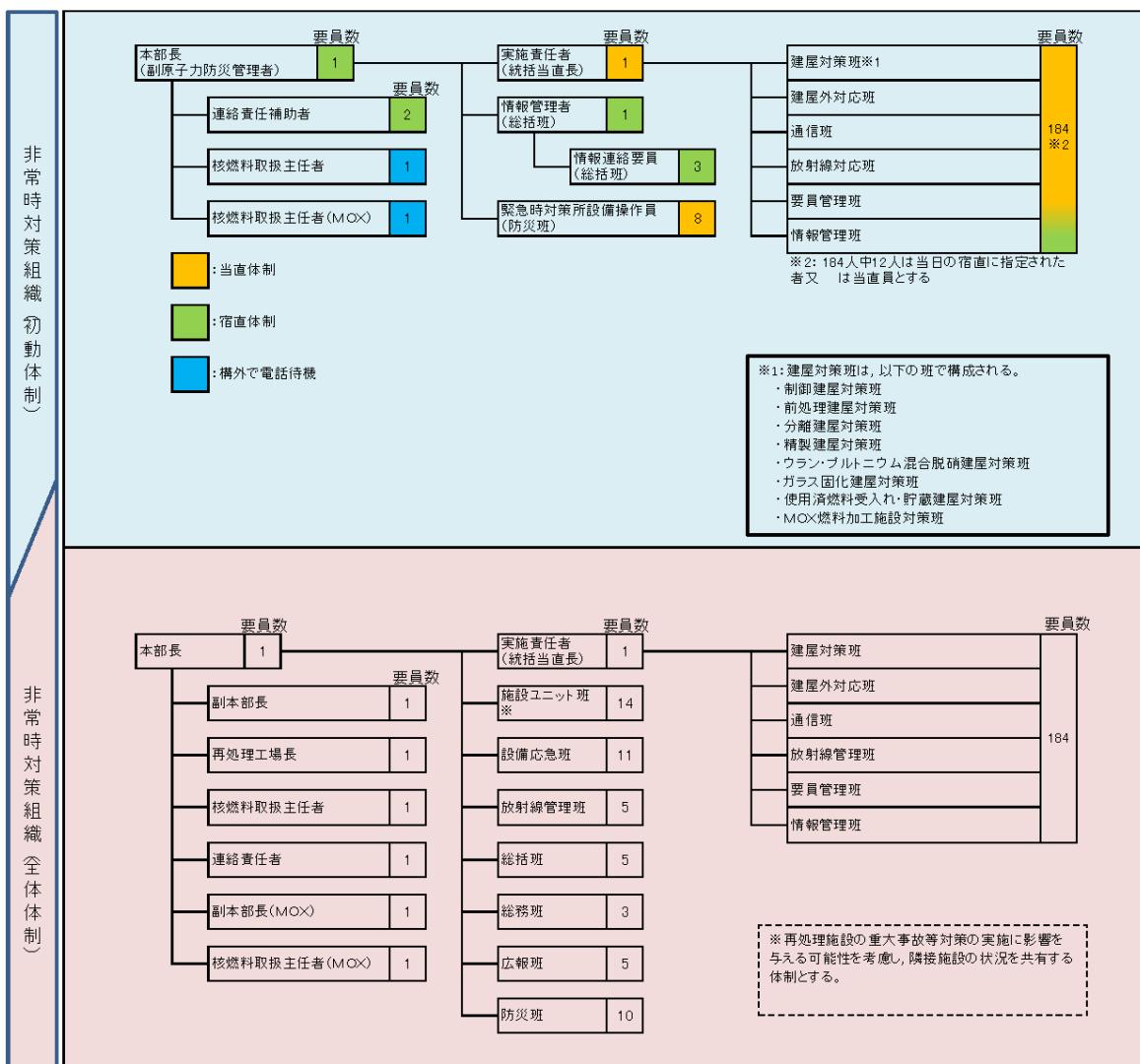
非常時対策組織（全体体制）が構築されるまでの間、宿直待機して

いる本部長代行者（副原子力防災管理者）の指揮の下，本部員（宿直当番者及び電話待機者），支援組織の要員（当直員及び宿直待機者）及び実施組織の要員（当直員及び宿直待機者）による初動体制を確保し，迅速な対応を図る。

その後，緊急連絡網等により非常招集連絡を行い，宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員を招集し，要員参集後，非常時対策組織（全体体制）を立ち上げる。非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成を第2.2.1-1図に示す。

さらに，重大事故等に対する種々の対策に失敗し，気体状の放射性物質が大気中へ大規模な放出に至った場合，施設周辺の放射線線量率が上昇する。そのため，気体状の放射性物質が大気中へ大規模な放出時において，非常時対策組織の要員は，最小限の活動を行う要員のみが緊急時対策所にとどまり，それ以外の要員は不要な被ばくを避けるため，再処理事業所構外へ一時退避する。このうち緊急時対策所にとどまる要員については，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びMOX燃料加工施設の要員24人と工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な要員18人とする。緊急時対策所にとどまる要員を第2.2.1-1表に示す。

重大事故等発生時の各体制における緊急時対策所の収容人数を第2.2.1-2表に示す。



第 2.2.1-1 図 非常時対策組織の初動体制及び全体体制の構成

補 2-2-3

第2.2.1-1表 緊急時対策所内にとどまる非常時対策組織の要員

名称	主な役割	人数	交代要員
重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員			
本部長	非常時対策組織の統括、指揮	1人	1人
核燃料取扱主任者 (再処理)	本部長補佐 本部長への意見具申及び対策活動への助言	1人	1人
連絡責任者	社内外関係機関への通報連絡	1人	1人
施設ユニット班長 設備応急班長 放射線管理班長 総括班長 防災班長	応急復旧対策の検討に必要な情報の収集 応急復旧対策の検討 再処理施設内外の放射線・放射能の状況把握 発生事象に関する情報集約に係る統括 緊急時対策所の設備操作	5人	5人
総括班員	発生事象に関する情報集約	1人	1人
MOX燃料加工施設の要員			
副本部長	本部長補佐	1人	1人
核燃料取扱主任者 (MOX)	本部長補佐 本部長への意見具申及び対策活動への助言	1人	1人
施設ユニット班員 (MOX施設担当)	応急復旧対策の検討に必要な情報の収集	1人	1人
工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な要員			
実施責任者	対策活動の指揮	1人	
建屋外対応班長	工場等外への放射性物質及び放射線の放出抑制の実施	1人	
建屋外対応班員		16人	
合計		30人	12人
			42人

第 2.2.1-2 表 重大事故等発生時の各体制における緊急時対策所の収容

人数

体制	要員数	活動場所				合計
		緊急時対策所		現場他 (中央制御室含む)		
事象発生	実施組織要員 (当直)	173 人	0 人	9 人	173 人	200 人
	実施組織要員 (当直, 宿直)	12 人	2 人		10 人	
	本部員・支援組織要員 (宿直)	7 人	7 人		0 人	
	本部員・支援組織要員 (参集要員)	—	—		—	
	支援組織要員 (委託員)	8 人	0 人		8 人	
初動体制	実施組織要員 (当直、宿直)	185 人	0 人	14 人	185 人	200 人
	本部員・支援組織要員 (宿直)	7 人	6 人		1 人	
	本部員・支援組織要員 (参集要員)	—	—		—	
	支援組織要員 (委託員)	8 人	8 人		0 人	
全体体制 (要員招集)	実施組織要員	185 人	0 人	14~54 人	185 人	191~ 231 人
	本部員・支援組織要員	60 人	14~54 人		6~46 人	
気体状の放射性物質が大気中へ大規模な放出前及び放出時(一時退避時)	実施組織要員	18 人	18 人	42 人	0 人	42 人
	本部員・支援組織要員	24 人	24 人		0 人	
気体状の放射性物質が大気中へ大規模な放出後 (活動再開)	実施組織要員	18 人	0 人	24 人	18 人	42 人
	本部員・支援組織要員	24 人	24 人		0 人	

2.2.2 事象発生後の要員の動き

(1) 非常時対策組織の要員招集

平日の勤務時間帯に重大事故等が発生した場合、実施責任者（統括当直長）は、再処理施設内の非常時対策組織の要員をページング装置にて招集する。

また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合であって一般通信連絡網が機能している場合は、実施責任者（統括当直長）は、緊急連絡網等により非常招集連絡を行い、宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員を招集する。

地震により通信障害が発生し、緊急連絡網等による招集連絡ができる場合においても、再処理施設周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震の発生により、参集拠点に自動参集する体制とする。

再処理事業所構外からの非常時対策組織の要員の招集に関する概要は以下のとおりである。

重大事故等が発生した場合、実施責任者（統括当直長）は、緊急連絡網等により非常招集連絡を行い、宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員は、再処理事業所構外の参集拠点へ参集する。

再処理事業所構外の参集拠点へ参集した宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員は、非常時対策組織と招集に係る以下の確認、調整を行い、再処理事業所に集団で移動する。

- ・再処理事業所の状況（設備の被害状況等）
- ・参集した要員の確認（人数、班編成）
- ・参集ルート、参集手段の確認
- ・津波、地震等の災害情報

夜間及び休日における要員の招集について第2.2.2-1表に示す。

第2.2.2-1表 夜間及び休日における要員の招集

要員招集の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○重大事故等が発生した場合、ページング装置、緊急連絡網等により招集の連絡を行う。 <p style="text-align: center;">【非常時対策組織の要員（初動）（再処理事業所構内に常駐）】</p> <p style="text-align: center;"><事象発生、招集連絡></p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">実施責任者（統括当直長）</td><td style="padding: 2px;">→</td><td style="padding: 2px;">当直員、宿直待機者 (ページング装置)</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">【宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員等（寮等から参集）】</p> <p style="text-align: center;"><招集連絡></p> <div style="text-align: center; margin-left: 100px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">実施責任者（統括当直長）</td><td style="padding: 2px;">→</td><td style="padding: 2px;">宿直待機者以外の本部員及び 支援組織の要員、それ以外の社員 (緊急連絡網等)</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">再処理施設周辺地域（六ヶ所村）で震度6弱以上の地震の発生により、参集拠点に自動参集する</p>	実施責任者（統括当直長）	→	当直員、宿直待機者 (ページング装置)	実施責任者（統括当直長）	→	宿直待機者以外の本部員及び 支援組織の要員、それ以外の社員 (緊急連絡網等)
実施責任者（統括当直長）	→	当直員、宿直待機者 (ページング装置)					
実施責任者（統括当直長）	→	宿直待機者以外の本部員及び 支援組織の要員、それ以外の社員 (緊急連絡網等)					
要員招集のための準備	<ul style="list-style-type: none"> ○参集する非常時対策組織の要員等の参集拠点の指定 <ul style="list-style-type: none"> 非常時対策組織の要員：再処理事業所構外の社員寮等 それ以外の社員：再処理事業所構外の社員寮等 ○参集拠点における確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・再処理事業所の状況（設備の被害状況等） ・参集した要員の確認（人数、班編成） ・参集ルート、参集手段の確認 ・津波、地震等の災害情報 						
要員招集の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○要員招集の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・再処理事業所構内に常駐する非常時対策組織の要員（初動）は、中央制御室又は緊急時対策所に参集する。 ・参集拠点に参集した宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員については、人数がある程度そろった段階で、集団で再処理事業所に移動する。 ・参集拠点に参集した宿直待機者以外の本部員及び支援組織の要員以外の社員については、非常時対策組織からの派遣要請に従い、集団で再処理事業所に移動する。 ○緊急時対策所への参集 <ul style="list-style-type: none"> ・再処理事業所に到着した要員は、緊急時対策所に参集し、本部長の指揮の下に活動を開始する。 						

(2) 非常時対策組織の要員の所在と敷地近隣外からの参集ルート

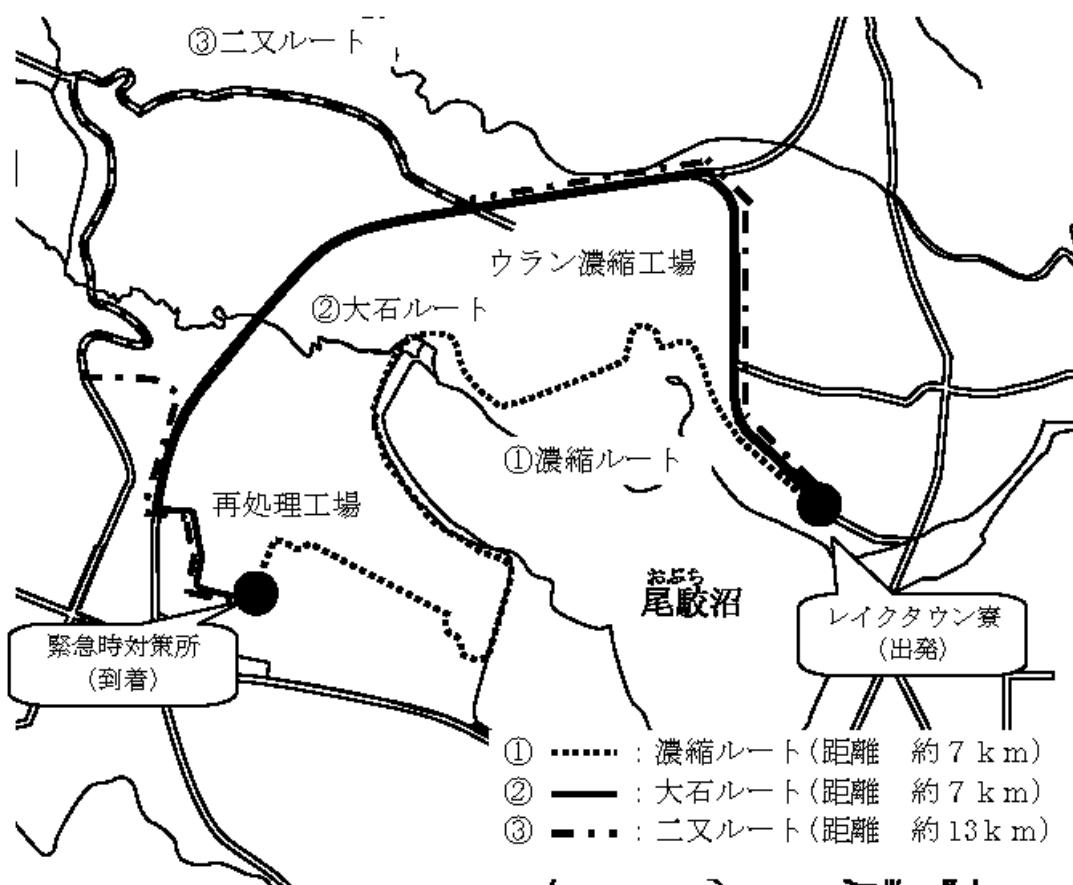
非常時対策組織の初動対応に係る要員は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）にも速やかに対処できるよう、当直、宿直待機体制を構築する。

宿直待機者以外の支援組織の要員は、社員寮及び社宅が密集する六ヶ所村 尾駒地区から参集できる体制を構築する。

六ヶ所村 尾駒地区から再処理事業所までのアクセスルートは3つのルートがあるが、最も長距離となるルートでも3.5時間程度で徒歩にて参集できる。

その他周辺市町村からの出社については、参集拠点に参集後、利用可能な交通手段をもって近隣まで移動し、必要に応じて徒歩にて再処理事業所まで移動する。

六ヶ所村 尾駒地区から再処理事業所までのアクセスルート図を第2.2.2-1図に示す。



第 2.2.2-1 図 再処理事業所までのアクセスルート図

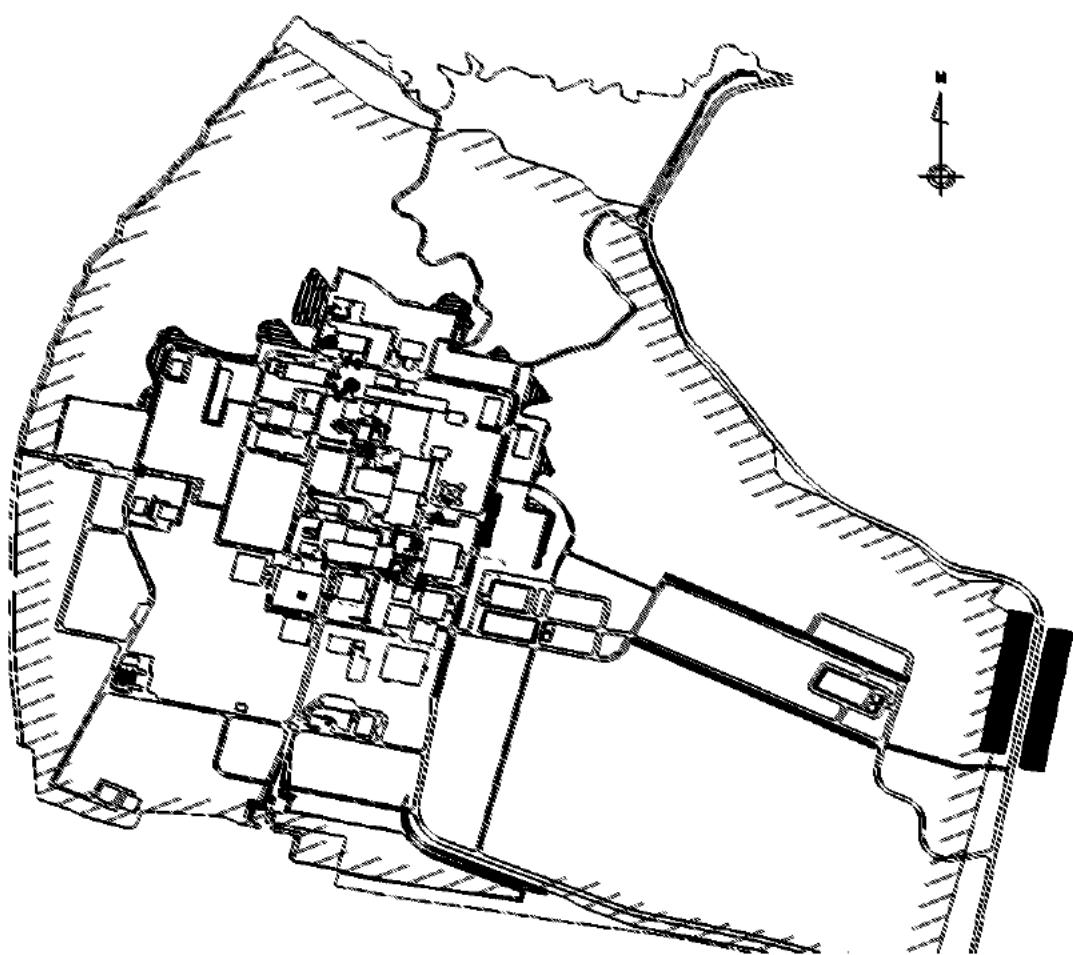
(3) 緊急時対策建屋へのアクセスルート

再処理事業所内における緊急時対策建屋までの経路においては、連絡通路の倒壊及び不等沈下による段差の発生が想定される。

このような事態が発生した場合においては、迂回ルートを選択することにより、事務所から緊急時対策建屋まで移動することが可能である。また、徒歩での移動が主となるため、瓦礫及び段差を徒歩で乗り越えることも可能である。

なお、主要な非常時対策組織の要員の執務室がある再処理事務所から緊急時対策建屋までの経路において、危険物及び薬品に係るハザードはない。

緊急時対策建屋までの再処理事業所内のアクセスルート図を第2.2.2-2図に示す。図示したルート以外にも安全を確認できれば他のルートでも通行できる。



凡例

- : 燃料貯蔵所
- ▲ : 試薬建屋
- : 連絡通路
- : 段差予想箇所 (一般共同溝)
- : 緊急時対策所へのルート

第2.2.2-2図 緊急時対策建屋までの再処理事業所内のアクセスルート図

(4) 緊急時対策所の立ち上げ

緊急時対策所は、通常時の外部電源を第2ユーティリティ建屋の6.9 kV常用主母線及び6.9 kV運転予備用主母線から受電する設計とし、外部からの電源が喪失した場合でも、緊急時対策建屋に設置している緊急時対策建屋用発電機により、速やかに緊急時対策所の機能を維持するための設備に給電が可能な設計となっている。また、緊急時対策建屋用発電機より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動で起動するため、電源設備及び換気設備の立ち上げ等の作業は伴わない。

このため、非常時対策組織の要員参集後は、速やかに緊急時対策所を立ち上げることができる。

(5) 再処理施設からの一時退避

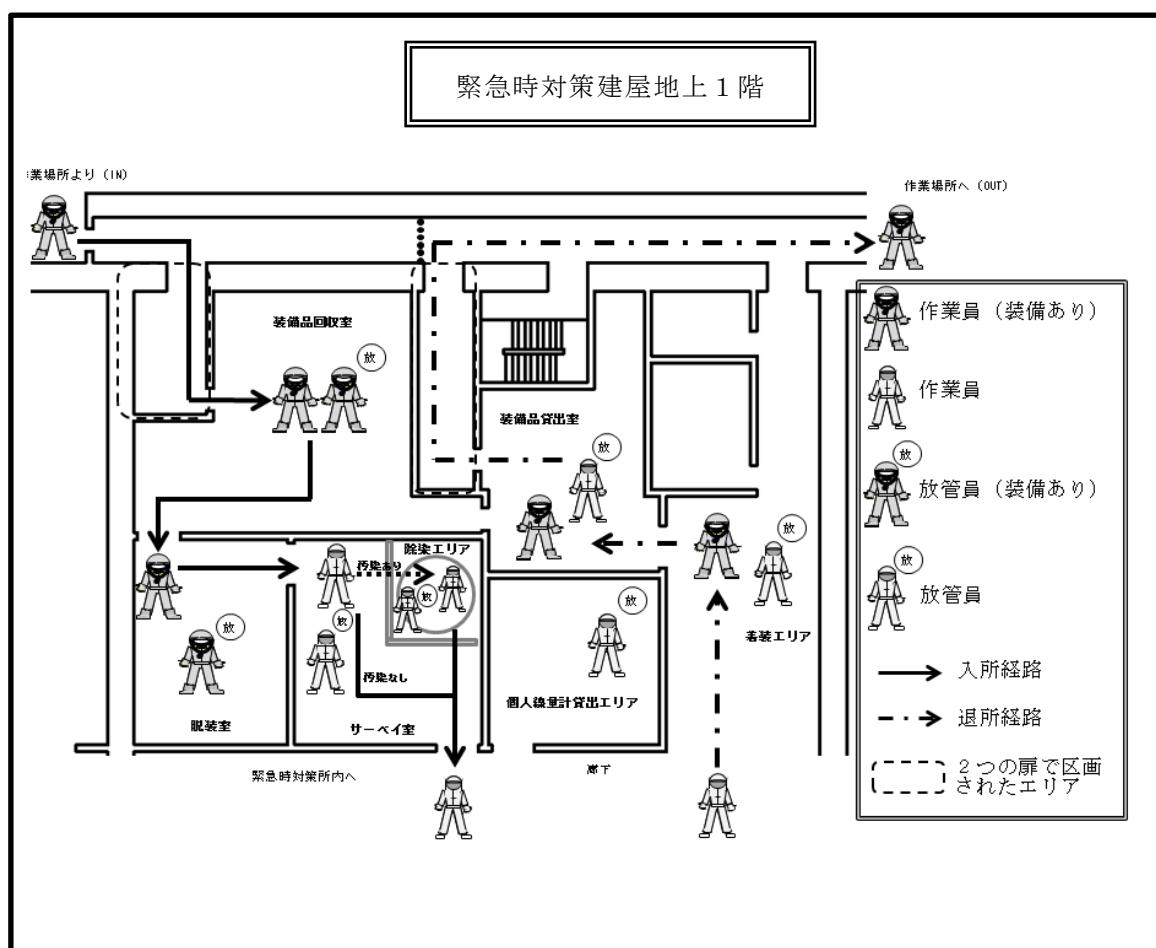
気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至ると判断した場合は、緊急時対策建屋換気設備を再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧によって緊急時対策所の居住性を確保する。この場合、緊急時対策所には実施組織及び支援組織の要員（非常時対策組織の要員）約50人がとどまる。

本部長は、気体状の放射性物質の大気中への大規模な放出に至るおそれがあると判断した場合は、不要な被ばくを避けるため、緊急時対策所内にとどまる必要のない要員を再処理事業所の外へ一時退避を指示する。

2.2.3 汚染の持込防止

緊急時対策建屋には、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画（以下「出入管理区画」という。）を設ける。

出入管理区画の設置場所及び概略図を第2.2.3-1図に示す。



第2.2.3-1図 出入管理区画の設置場所及び概略図

2.2.4 配備する資機材の数量及び保管場所

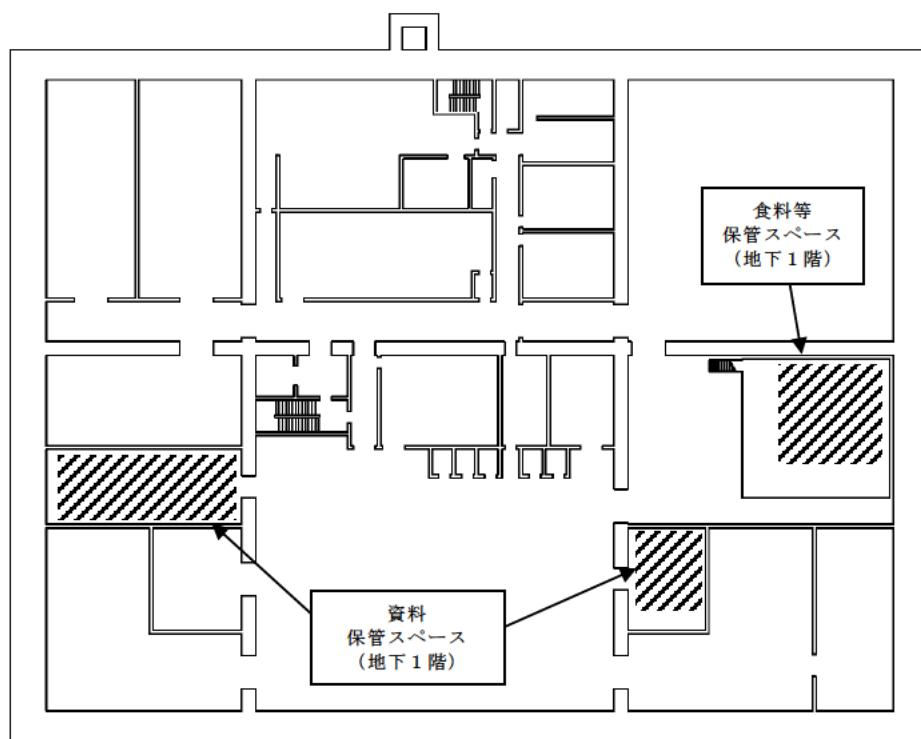
緊急時対策建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。配備する資機材等を第2.2.4-1表に、保管箇所を第2.2.4-1図に示す。

第2.2.4-1表 配備する資機材等

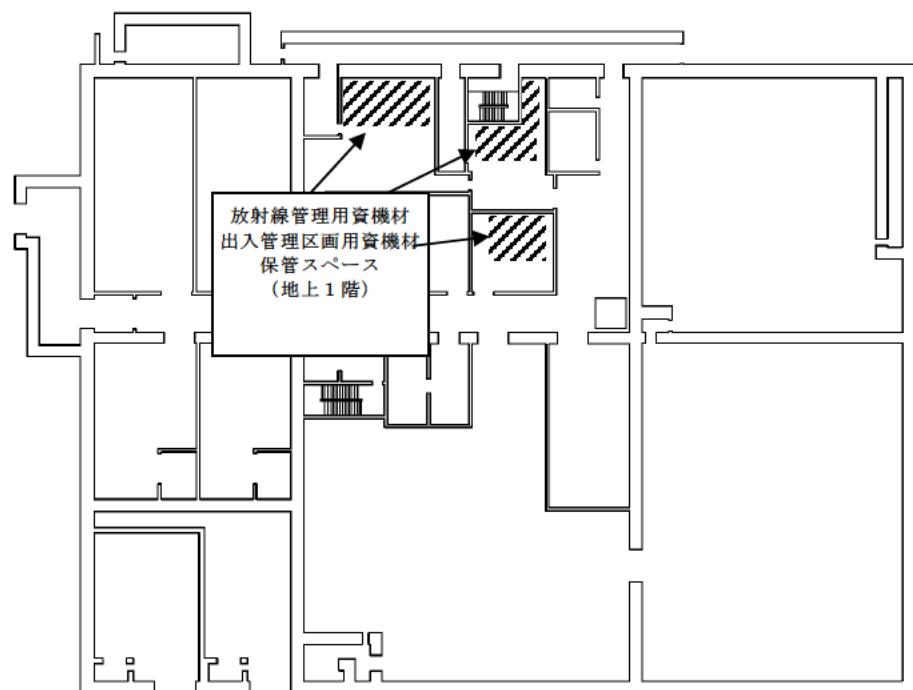
区分	品名	数量	単位	備考
放射線 管理用 資機材	汚染防護衣（放射性物質）	1680	着	(支援組織の要員100人×2回×7日間) + ((支援組織の要員100人×2回×7日間) × 0.2 (予備補正係数))
	汚染防護衣（化学物質）	1680	着	
	シューズカバー	1680	足	
	靴下	1680	足	
	帽子	1680	個	
	綿手袋	1680	双	
	ゴム手袋	1680	双	
	防毒フィルタ	1680	セット	
	全面マスク	120	個	
	ケミカル長靴	120	足	
	ケミカル手袋	120	双	
	個人線量計	150	台	100人×1.5
	α・β線用 サーベイメータ	10	台	3台(身体サーベイエリア用) + 2台(除染エリア用) + 5台(予備)
	サーベイメータ(線量)	10	台	3台(身体サーベイエリア用) + 2台(除染エリア用) + 5台(予備)
	コードレスダストサンプラ	3	台	1台+2台(予備)
資料	緊急時対策所エリアモニタ	3	台	1台+2台(予備)
	身体除染キット	1	式	
	全面マスク及び半面マスク	360	個	自主対策として全面マスク及び半面マスクを配備する。
	事業指定申請書	1	式	
	設工認図書	1	式	
	系統説明図	1	式	
	機器配置図	1	式	
食料等	展開接続図	1	式	
	単線結線図	1	式	
	運転手順書	1	式	
食料等	食料	7,560	食	360人×3食×7日
	飲料水	5,040	L	360人×2L×7日

※1 3日目以降は除染で対応する。

(注)今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。



緊急時対策建屋 地下 1 階 資機材等保管場所



緊急時対策建屋 地上 1 階 資機材等保管場所

第 2.2.4-1 図 配備する主な資機材等の保管場所

補 2-2-15

2.2.5 MOX燃料加工施設との同時発災した場合の対処

再処理事業所において万一重大事故等が発生した場合には、再処理施設、MOX燃料加工施設は同一の事業所内にあり、施設としても工程が連続していることから、MOX燃料加工施設も再処理施設の1つの建屋と同様にとらえ、原子力事業者防災業務計画を一本化することで、指揮命令系統を明確にする。

また、2つの施設の対策活動において優先順位を的確に判断できるよう、再処理施設とMOX燃料加工施設の非常時対策組織を一本化して、再処理事業所として1つの組織として運用する。

非常時対策組織の本部長（原子力防災管理者）は再処理事業部長とし、非常時対策組織の統括管理を行うとともに、副本部長に燃料製造事業部長を置く。

実施組織は、統括当直長を実施責任者として、再処理施設及びMOX燃料加工施設に係る対策活動の指揮をとる。

緊急時対策所は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の対策活動に係る要員を収容できる。

令和4年7月15日 R1

補足説明資料2-4 (26条)

有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表（第 26 条）

再処理施設における有毒ガス防護については、新規制基準適合性審査の中で確認を行い、事業変更許可を取得している。一方で、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「事業指定基準規則」という。）の第 20 条（制御室等）の第 3 項第 1 号及び第 26 条（緊急時対策所）第 2 項に係る基準適合性に関しては、既許可での申請範囲には含めず、別途申請することとしていたことから、改めて基準適合性の確認が必要である。

このため、基準適合性の確認として、既許可の申請書及び整理資料の補足説明資料から有毒ガスに係る箇所を抽出し、①発生源、②防護対象者、③防護対策（検知手段、防護措置）の観点で既許可の対応内容を整理する。また、追加要求事項に照らして有毒ガス防護として担保すべき事項を整理し、既許可の対応と比較して追加または明確化すべき事項について、申請書本文、添付書類及び補足説明資料への反映事項として整理する。

事業指定基準規則においては、運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し、有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置その他の適切に防護するための設備の設置といった有毒ガスの発生源、防護対象者及び防護対策（検知手段、防護措置）に係る具体的な要求事項が追加されている。第 26 条では、これらの要求事項に対し、第 9 条及び第 12 条に基づき抽出した有毒ガスの発生源から、緊急時対策所に影響を与える有毒ガスの発生源を特定し、防護対象者の整理並びに防護対策（検出装置、防護措置）の設計方針を反映することが求められることから、これらの観点で整理する。

整理結果を次ページ以降に示す。

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>□. 再処理施設の一般構造 (r) 緊急時対策所 緊急時対策所は、設計基準事故及び重大事故等を考慮した設計とする。</p> <p>再処理施設には、<u>設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</u></p>	<p>9.16 緊急時対策所 9.16.1 設計基準対象の施設 9.16.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。</p> <p>9.16.1.2 設計方針 (5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、異常等に対処するため必要な指示を行うための要員等を収容でき、必要な期間にわたり安全にとどまることができるることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>緊急時対策所は、制御室の運転員を介さず設計基準事故に対処するため必要な再処理施設の情報を収集する設備として、データ収集装置及びデータ表示装置を設置する。</p>	<p>【補足説明資料 1-2 概要】 1.2.3 新規制基準への適合方針 「(5) ばい煙等による緊急時対策所内雰囲気の悪化」において、外気との連絡口を遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転することで、緊急時対策所内にとどまる要員を防護できるとしている。</p> <p>【補足説明資料 2-1 設計方針】 2.1.4 換気設備 「(9) 緊急時対策所の居住性評価（二酸化炭素濃度）」で二酸化炭素濃度の作業環境への影響を評価している。</p>	<p>■発生源 既許可では有毒ガスの発生源及びその影響評価の実施などについて記載していない。</p> <p>■防護対象者 ➤ 既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。<ul style="list-style-type: none">緊急時対策所に収容する異常等に対処するため必要な指示を行うための要員一方、緊急時対策所に収容する上記要員を有毒ガスが及ぼす影響から防護する設計とすることが明記されていない。</p>	<p>■有毒ガスの発生源 緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある<u>化学物質</u>から発生する有毒ガスについて、第9条及び第12条に基づき特定した有毒ガスの発生源を想定すること。</p> <p>■有毒ガス防護対象者 緊急時対策所の指示要員を防護対象とすること。</p>	<p>■有毒ガスの発生源 ・申請書本文・添付書類（反映事項あり：担保すべき事項の反映） 緊急時対策所について、第9条及び第12条に基づき特定した有毒ガスの発生源に対し、有毒ガス影響評価を実施することを「有毒ガスが及ぼす影響により、<u>設計基準事故及び重大事故等</u>の対処に必要な指示を行うための要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるることがない設計とする。 そのために、事業指定基準規則第九条及び第十二条に係る設計方針を踏まえて、有毒ガス影響評価を実施することを記載することにより、左記に示す担保すべき事項を満足する。</p> <p>・補足説明資料（反映事項あり） 有毒ガスが発生した場合の影響評価の結果について、補足説明資料 2-5として追加する。</p> <p>■有毒ガス防護対象者 ・申請書本文・添付書類（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階で、緊急時対策所について、「異常等に対処するため必要な指示を行うための要員」を収容すること記載している。 上記記載に対し、緊急時対策所の指示要員を防護対象とすることを明確化するため、「有毒ガスが及ぼす影響により、<u>設計基準事故及び重大事故等</u>の対処に必要な指示を行うための要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがない設計とする」ことを記載する。</p> <p>・補足説明資料（反映事項なし） 有毒ガス防護対象者について補足説明すべき事項はないため、反映事項はない。</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
<p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p> <p>(ix) 緊急時対策所</p> <p>再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4,900m²の建物である。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第184図及び第185図に示す。</p> <p>緊急時対策所は、所内データ伝送設備が伝送する事故状態等の把握に必要なデータ並びに環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタのデータを把握できる設計とする。</p> <p>所内データ伝送設備は、「リ. (4)(x) 通信連絡設備」に、モニタリングポスト及びダストモニタは、「チ. 放射線管理施設の設備」に記載する。</p>	<p>9.16.2.4 系統構成及び主要設備</p> <p>(1) 系統構成</p> <p>緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。</p>	<p>(有毒ガス防護に関連する記載なし)</p>	<p>■検知手段</p> <p>➢ 既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するために可搬型窒素酸化物濃度計を配備 一方、有毒ガスの発生及び緊急時対策所への到達を検知するための検出装置及び警報装置の設置について記載していない。 	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスの検知手段（検出装置及び警報装置） <p>有毒ガスの発生源となる敷地内外の固定施設からの有毒ガスの発生及び緊急時対策所への到達を検知するための検出装置及び警報装置を設置すること。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガスの検知手段（検出装置及び警報装置） <p>申請書本文（反映事項あり：記載の明確化）</p> <p>有毒ガス影響評価により、敷地内外の固定施設は、有毒ガスの発生源とはならないことを確認した。従って、「敷地内外の固定施設については、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。」ことを記載することにより、記載を明確化する。</p> <p>添付書類（反映事項あり：記載の明確化）</p> <p>有毒ガス影響評価により、敷地内外の固定施設は、有毒ガスの発生源とはならないことを確認した。</p> <p>従って、敷地内外の固定施設については、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認したことが明確となるよう、「したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設置する必要はない。」と記載する。</p> <p>なお、添付書類六 9.16.1.1において、「必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するために可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。」と記載しているため、反映事項はない。</p> <p>補足説明資料（反映事項あり）</p> <p>有毒ガス影響評価により敷地内の固定施設（再処理施設内）が有毒ガスの発生源とはならないことを確認した結果について、補足説明資料2-5として追加する。</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	<p>緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>		<p>➤ 再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備 一方、有毒ガスの発生を認知するために上記の通信連絡設備を用いることは明記されていない。 	<p>■有毒ガスの検知手段 ・有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） 再処理施設における異常事象（有毒ガスを含む）発生時に、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置すること。</p>	<p>■有毒ガスの検知手段 ・有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） ・申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階で検知手段として、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。 上記記載に対し、「適切な措置」に「再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡」を包絡していることが明確となるよう、「敷地内外の可動施設に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設置する設計とすること」と記載する。</p> <p>・添付書類（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階で検知手段として、「再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。」と記載している。 従って、有毒ガスを含む異常事象が緊急時対策所で認知できる設計とすることを包絡しているが、有毒ガスの発生を認知するために当該通信連絡設備を用いることが明確となるよう、「敷地内外の可動施設に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、外部機関から情報を入手した者等）からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設置する設計とする」ことを添付書類六 9.16.1.4(1) に記載する。</p> <p>・補足説明資料（反映事項あり） 通信連絡設備により有毒ガスの検知が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料 2-5 として追加する。</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
		<p>【補足説明資料 2-1 設計方針】</p> <p>2.1.4 換気設備</p> <p>「(4) 換気設備等の運用」及び「(8) 換気設備の操作に係る判断等」において窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合には、再循環モードとして外気の取り入れを遮断するとしている。</p>	<p>■防護措置</p> <p>➤ 設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとる緊急時対策所を制御室以外の場所に設けることを記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可では申請書添付書類に換気設備を設ける旨を記載している。(9.16.1.4(1)) 一方、有毒ガスに対し、換気設備により外気を遮断し再循環運転ができるまで明記していない。 	<p>■有毒ガス防護措置</p> <p>・有毒ガス防護措置（換気設備）</p> <p>有毒ガスの発生時に、緊急時対策所の換気設備により外気の連絡を遮断する等の設計とすること。</p>	<p>■有毒ガス防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 有毒ガス防護措置（換気設備） 申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） <p>既許可の段階では、防護措置について「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。</p> <p>上記記載に対し、「適切な措置」に「換気設備により外気の連絡を遮断等の設計とすること」を包絡していることが明確となるよう、「換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」と記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類（反映事項あり：記載の明確化） <p>既許可の段階では、「設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。」と記載している。</p> <p>上記記載に対し、「適切な措置」に「換気設備により外気の連絡を遮断等の設計とすること」を包絡していることが明確となるよう、「有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。」ことを記載する。</p> <p>なお、具体的には、添付書類六9.16.1.4(1)にて、「換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」ことを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足説明資料（反映事項あり） <p>換気設備の隔離により有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料2-5として追加する。</p> <p>また、環境条件による緊急時対策所の居住性への影響を確保するための設備であることを記載している補足説明資料1-2について、有毒ガスを明記するとともに、重大事故等対処設備</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
		<p>【補足説明資料 2-2 緊急時対策所の運用】 「2.2.4 配備する資機材の数量及び保管場所」において緊急時対策所に配備する防護具類を記載している。</p>	<p>■防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとる緊急時対策所を制御室以外の場所に設けることを記載している。 ➤ 一方、防護具の配備までは記載していない。 	<p>■有毒ガス防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガス防護措置（防護具類） 設計基準事故時の有毒ガス防護に必要な防護具類を備えること。 	<p>である換気設備が設計基準対象の施設と兼用することを補足説明資料 2-1 に記載する。 さらに、外気の遮断により緊急時対策所の居住性を確保できること（外気取り入れ停止後の二酸化炭素濃度の評価）を評価した補足説明資料 2-1 について、固定施設及び可動施設に保管されている有毒ガスの記載を追加する。</p> <p>■有毒ガス防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガス防護措置（防護具類） ・申請書本文（反映事項あり：<u>記載の明確化</u>） 既許可の段階で、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。 上記記載に対し、「適切な措置」に「防護具類を備える」ことを包絡していることが明確になるよう、「防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」ことを記載する。 ・添付書類（反映事項あり：<u>記載の明確化</u>） 既許可の段階で、「設計基準事故が発生した場合に、再処理施設内の情報の把握等、適切な措置をとるため、制御室以外の場所に緊急時対策所を設ける。」と記載している。 上記記載に対し、「適切な措置」に「防護具を備える」ことを包絡していることが明確となるよう、「有毒ガスが必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員が緊急時対策所内にとどまり、事故対策に必要な指示を行うことができる設計とする。」ことを記載する。 なお、具体的には、添付書類六9.16.1.4(1)にて、「換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」ことを記載する。 ・補足説明資料（反映事項あり） 防護具類により有毒ガス防護が可

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
					能であることを説明するため、具体的な手順及び体制並びに必要な防護具類の数量・仕様を、補足説明資料2-5として追加する。
	<p>9.16.1.2 設計方針</p> <p>(1) 緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合において、適切な措置を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所は、必要な指示を行う要員等がとどまることができるなどを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策所は、制御室内の運転員を介さず異常等に対処するため必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。</p>	<p>【補足説明資料1-2 概要】</p> <p>1.2.3 新規制基準への適合方針 「(5)ばい煙等による緊急時対策所内雰囲気の悪化」において、外気との連絡口を遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転することで、緊急時対策所内にとどまる要員を防護できるとしている。</p> <p>【補足説明資料2-1 設計方針】</p> <p>2.1.4 換気設備 「(9)緊急時対策所の居住性評価（二酸化炭素濃度）」で二酸化炭素濃度の作業環境への影響を評価している。</p> <p>(有毒ガス防護に関連する記載なし)</p>	<p>■防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> • 緊急時対策所に収容する適切な措置を行うために必要な要員 • 一方、緊急時対策所に収容する上記要員を有毒ガスが及ぼす影響から防護する設計とすることが明記されていない。 <p>■検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> • 必要な指示を行う要員等がとどまることができるなどを確認するため、可搬型窒素酸化物濃度計を配備 • 一方、有毒ガスの発生及び緊急時対策所への到達を検知するための検出装置及び警報装置の設置について記載していない。 	<p>■有毒ガス防護対象者</p> <p>緊急時対策所の指示要員を防護対象とすること。</p> <p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有毒ガスの検知手段（検出装置及び警報装置） <p>有毒ガスの発生源となる敷地内外の固定施設からの有毒ガスの発生及び緊急時対策所への到達を検知するための検出装置及び警報装置を設置すること。</p>	<p>■有毒ガス防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申請書本文・添付書類（反映事項あり：記載の明確化） <p>既許可の段階で、緊急時対策所について、「異常等に対処するため必要な指示を行うための要員」を収容すること記載している。</p> <p>上記記載に対し、緊急時対策所の指示要員を防護対象とすることを明確化するため、「有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行うための要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるがない設計とする」ことを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 補足説明資料（反映事項なし） <p>有毒ガス防護対象者について補足説明すべき事項はないため、反映事項はない。</p> <p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有毒ガスの検知手段（検出装置及び警報装置） <ul style="list-style-type: none"> • 申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） <p>有毒ガス影響評価により、敷地内外の固定施設は、有毒ガスの発生源とはならないことを確認した。</p> <p>従って、「敷地内外の固定施設については、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。」ことを記載することにより記載を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 添付書類（反映事項なし） <p>添付書類六9.16.1.2において、「必要な指示を行う要員等がとどまることができるなどを確認するため、可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。」と記載しているため、反映事項はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 補足説明資料（反映事項あり） <p>有毒ガス影響評価により敷地内外</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	<p>(4) 緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワーク I P電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する。</p> <p>(5) 緊急時対策所は、制御室以外の場所に設け、設計基準事故が発生した場合においても、対策活動ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に、共用によって再処理施設の安全性が損なわれないよう、十分な収容人数等を確保した設計とする。</p>	(有毒ガス防護に関連する記載なし)	<p>■検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> • 再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備 ✓ 一方、有毒ガスの発生を認知するために上記の通信連絡設備を用いることは明記されていない。 	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） 再処理施設における異常事象（有毒ガスを含む）発生時に、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置すること。 	<p>の固定施設が有毒ガスの発生源とはならないことを確認した結果について、補足説明資料2-5として追加する。</p> <p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） • 申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階で検知手段として、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるために、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。 上記記載に対し、「適切な措置」に「再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡」を包絡していることが明確となるよう、「漏えい又は異臭等の異常を確認した者からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設置する設計とする」ことを記載する。 • 添付書類（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階で検知手段として、「再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備する」ことを記載している。 従って、有毒ガスを含む異常事象が緊急時対策所で認知できる設計とすることを包絡しているが、有毒ガスの発生を認知するために当該通信連絡設備を用いることが明確となるよう、添付書類六 9.16.1.4(1)に「敷地内外の可動施設に対しては、漏えい又は異臭等の異常を確認した者（立会人、外部機関から情報を入手した者等）からの連絡により、当該要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設置する設計とする」ことを記載する。 • 補足説明資料（反映事項あり） 通信連絡設備により有毒ガスの検知が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料 2-5 として追加する。

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	9.16.1.3 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を第9.16-1表(1)に示す。 緊急時対策所の通信連絡設備の概略仕様を第9.16-1表(2)に示す。				
	9.16.1.4 主要設備 (1) 緊急時対策所 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう、緊急時対策所を設置する。 緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。 緊急時対策所は、MOX燃料加工施設と共に用する。	<p>【補足説明資料1-2 概要】 1.2.3 新規制基準への適合方針 「(5)ばい煙等による緊急時対策所内雰囲気の悪化」において、外気との連絡口を遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転することで、緊急時対策所内にとどまる要員を防護できるとしている。</p> <p>【補足説明資料2-1 設計方針】 2.1.4 換気設備 (9) 緊急時対策所の居住性評価（二酸化炭素濃度）で二酸化炭素濃度の作業環境への影響を評価している。</p> <p>【補足説明資料2-1 設計方針】 2.1.4 換気設備 「(4) 換気設備等の運用」及び「(8) 換気設備の操作に係る判断等」において窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合には、再循環モードとして外気の取り入れを遮断している。</p>	<p>■防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所に収容する必要な指示を行う要員 一方、緊急時対策所に収容する上記要員を有毒ガスが及ぼす影響から防護する設計とすることが明記されていない。 <p>■防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとる緊急時対策所を制御室以外の場所に設けることを記載している。 <ul style="list-style-type: none"> 既許可では申請書添付書類に換気設備を設ける旨を記載している。 一方、有毒ガスに対し、換気設備により外気を遮断し再循環運転ができるまで明記していない。 	<p>■有毒ガス防護対象者 緊急時対策所の指示要員を防護対象とすること。</p> <p>■有毒ガス防護措置 ・有毒ガス防護措置（換気設備） 有毒ガスの発生時に、緊急時対策所の換気設備により外気の連絡を遮断する等の設計とすること。</p>	<p>■有毒ガス防護対象者 ・申請書本文・添付書類（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階で、緊急時対策所について、「異常等に対処するために必要な指示を行うための要員」を収容すること記載している。 上記記載に対し、緊急時対策所の指示要員を防護対象とすることを明確化するため、「有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行うための要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるがない設計とする」と記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足説明資料（反映事項なし） 有毒ガス防護対象者について補足説明すべき事項はないため、反映事項はない。 <p>■有毒ガス防護措置 ・有毒ガス防護措置（換気設備） ・申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階では、防護措置について「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。 上記記載に対し、「適切な措置」に「換気設備により外気の連絡を遮断し再循環運転する」ことを包絡していることが明確となるよう、「換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」ことを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類（反映事項あり：記載の明確化） 既許可の段階では、「設計基準事故が発生した場合において、適切な措置

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
				<p>を行うために必要な要員を収容し、必要な期間にわたり安全に滞在できる設計とする。」と記載している。</p> <p>また、「緊急時対策所は、遮蔽設備及び換気設備を設ける。」と記載している。</p> <p>上記記載に対し、「安全に滞在できる設計」に、防護措置として換気設備を設けることを包絡していることが明確となるよう、「<u>換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする</u>」ことを記載する。</p> <p>さらに、9.16.1.4(2)として、有毒ガスから防護するために必要となる緊急時対策所の換気設備を安全機能を有する施設として明確にするよう、「<u>有毒ガスの発生時において、当該要員の対処能力が損なわれるおそれがある場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気の取り入れを遮断し、緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。</u>」</p> <p>本系統の流路として、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパを使用する。</p> <p>また、緊急時対策建屋換気設備等の起動状態等を確認するため、監視制御盤を使用する。」と記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補足説明資料（反映事項あり） <p>換気設備の隔離により有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制を、補足説明資料2-5として追加する。</p> <p>また、環境条件による緊急時対策所の居住性への影響を確保するための設備であることを記載している補足説明資料1-2について、有毒ガスを明記するとともに、重大事故等対処設備である換気設備が設計基準対象の施設と兼用することを補足説明資料2-1に記載する。</p> <p>さらに、外気の遮断により緊急時対策所の居住性を確保できること（外気取り入れ停止後の二酸化炭素濃度の評価）を評価した補足説明資料2-1について、固定施設及び可動施設に保管されている有毒ガスの記載を追加す</p>	

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
		<p>【補足説明資料 2-2 緊急時対策所の運用】 「2.2.4 配備する資機材の数量及び保管場所」において緊急時対策所に配備する防護具類を記載している。</p>	<p>■防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとる緊急時対策所を制御室以外の場所に設けることを記載している。 ➤ 一方、防護具の配備までは記載していない。 	<p>■有毒ガス防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガス防護措置（防護具類） 設計基準事故時の有毒ガス防護に必要な防護具類を備えること。 	<p>■有毒ガス防護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有毒ガス防護措置（防護具類） ・申請書本文（反映事項あり：<u>記載の明確化</u>） 既許可の段階で、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。 上記記載に対し、「適切な措置」に「防護具類を備える」ことを包絡していることが明確となるよう、「防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」と記載する。 ・添付書類（反映事項あり：<u>記載の明確化</u>） 既許可の段階で、「設計基準事故が発生した場合必要な指示を行うための要員が、必要な期間にわたり安全に滞在できるよう緊急時対策所を設置する。」と記載している。 上記記載に対し、「安全に滞在できる設計」に、防護具を包絡していることが明確となるよう、「換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする」と記載する。 ・補足説明資料（反映事項あり） 防護具類により有毒ガス防護が可能であることを説明するため、具体的な手順及び体制並びに必要な防護具類の数量・仕様を、補足説明資料 2-5 として追加する。
		<p>(2) 緊急時対策建屋環境測定設備 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行うための要員が、対策本部室にとどまることができる環境にあることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。</p> <p>(3) 緊急時対策建屋情報把握設備 データ収集装置及びデータ表示裝</p>	<p>【補足説明資料 1-2 概要】 1.2.3 新規制基準への適合方針 「(5)ばい煙等による緊急時対策所内雰囲気の悪化」において、外気との連絡口を遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策所の空気を循環させる再循環運転することで、緊急時対策所内にとどまる要員を防護できるとしている</p>	<p>■防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既許可では申請書添付書類に以下の防護対象者を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計基準事故が発生した場合に必要な指示を行う要員 ・ 一方、緊急時対策所に収容する上記要員を有毒ガスが及ぼす影響から防護する設計とすることが明記されていない。 	<p>■有毒ガス防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の指示要員を防護対象とすること。 <p>■有毒ガス防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書本文・添付書類（反映事項あり：<u>記載の明確化</u>） 既許可の段階で、緊急時対策所について、「異常等に対処するために必要な指示を行うための要員」を収容すること記載している。 上記記載に対し、緊急時対策所の指示要員を防護対象とすることを明確

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
	<p>置を設置し、制御室内の運転員を介さずに、異常状態等を正確、かつ、速やかに把握するために必要な放射線環境の情報及び再処理施設の情報が収集できる設計とする。</p> <p>データ収集装置及びデータ表示装置の系統概要図を第9.16-1図に示す。</p>	<p>る。</p> <p>【補足説明資料2-1 設計方針】 2.1.4 換気設備 「(9) 緊急時対策所の居住性評価（二酸化炭素濃度）」で二酸化炭素濃度の作業環境への影響を評価している。</p> <p>(有毒ガス防護に関連する記載なし)</p>	<p>■検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するために可搬型窒素酸化物濃度計を配備 ・ 一方、有毒ガスの発生及び緊急時対策所への到達を検知するための検出装置及び警報装置の設置について記載していない。 	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガスの検知手段（検出装置及び警報装置） <p>有毒ガスの発生源となる敷地内外の固定施設からの有毒ガスの発生及び緊急時対策所への到達を検知するための検出装置及び警報装置を設置すること。</p>	<p>化するため、「有毒ガスが及ぼす影響により、設計基準事故及び重大事故等の対処に必要な指示を行うための要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれるがない設計とすること」を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明資料（反映事項なし） <p>有毒ガス防護対象者について補足説明すべき事項はないため、反映事項はない。</p> <p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガスの検知手段（検出装置及び警報装置） <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） <p>有毒ガス影響評価により、敷地内外の固定施設は、有毒ガスの発生源とはならないことを確認した。</p> <p>従って、「敷地内外の固定施設については、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価により確認した。」を記載することにより記載を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類（反映事項なし） <p>添付書類六9.16.1.1において、「必要な期間にわたり安全にとどまることができることを確認するために可搬型窒素酸化物濃度計を配備する。」と記載しているため、記載の変更は不要であり、反映事項はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補足説明資料（反映事項あり） <p>有毒ガス影響評価により敷地内の固定施設（再処理施設内）が有毒ガスの発生源とはならないことを確認した結果について、補足説明資料2-5として追加する。</p> <p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） <p>再処理施設における異常事象（有毒ガスを含む）発生時に、再処理事業所内外の必要な場所との通信連絡を行うための通信連絡設備を設置すること。</p>
	<p>(4) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所は、再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡を行うため、統合原子力防災ネットワークIP電話、統合原子力防災ネットワークIP-FAX、統合原子力防災ネットワークTV会議システム、データ伝送設備、一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は</p>	<p>(有毒ガス防護に関連する記載なし)</p>	<p>■検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既許可では申請書添付書類に以下の検知手段を記載している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再処理施設の内外の必要な場所との通信連絡 ✓ 一般加入電話、一般携帯電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、ページング装置及び専用回線電話を設置又は配備 ✓ 一方、有毒ガスの発生を認知 	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） 	<p>■有毒ガスの検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガスの検知手段（通信連絡設備） <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書本文（反映事項あり：記載の明確化） <p>既許可の段階で検知手段として、「再処理施設には、設計基準事故が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設ける設計とする。」と記載している。</p>

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項	
	<p>配備する。</p> <p>設備の詳細は、「9.17 通信連絡設備」にて整理する。</p> <p>9.16.1.5 試験・検査</p> <p>(1) 主要設備は、その機能を確保するため定期的な試験及び検査を行う。第9.16-1表(1) 緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>a) 可搬型酸素濃度計(MOX燃料加工施設と共に)</p> <p>台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 測定範囲 0.0~25.0 v o 1 %</p> <p>b) 可搬型二酸化炭素濃度計(MOX燃料加工施設と共に)</p> <p>台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 測定範囲 0.0~5.0 v o 1 %</p> <p>c) 可搬型窒素酸化物濃度計(MOX燃料加工施設と共に)</p> <p>台 数 3 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 測定範囲 0.0~9.0 p p m</p> <p>2. 緊急時対策建屋情報把握設備</p> <p>a) データ収集装置</p> <p>台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b) データ表示装置</p> <p>台 数 2 (予備として故障時のバックアップを1台)</p>		<p>するために上記の通信連絡設備を用いることは明記されていない。</p>	<p>■有毒ガス防護対策の成立性 関連する記載なし。</p>	<p>■有毒ガス防護対策の成立性 想定される有毒ガスの発生時において、有毒ガス防護対策により、指示要員の対処能力が著しく低下しないことを確認すること。</p>	<p>■有毒ガス防護対策の成立性 ・申請書本文、添付書類（反映事項なし） 申請書の本文及び添付書類で担保すべき事項ではないため、反映事項はない。</p> <p>・補足説明資料（反映事項あり） 上記有毒ガスの発生源、防護対象者、検知手段、防護措置に関する補</p>

有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表（第26条）(13/13)

1. 事業指定申請書（既許可） 本文	2. 事業指定申請書（既許可） 添付書類	3. 整理資料（既許可）	4. 既許可の整理	5. 有毒ガス防護として担保すべき 事項	6. 申請書及び整理資料への反映事 項
				足説明資料の中で、有毒ガス防護対策の成立性を説明する。 また、既許可に反映済みの事項を含め、本条文における有毒ガス防護対策を確認した結果として、「有毒ガス防護に係る申請書記載項目の整理表」を、補足説明資料2-4として追加する。	

補2-4-14

令和4年7月15日 R2

補足説明資料2－5 (26条)

目 次

2-5 工場等内における有毒ガスの発生の緊急時対策所への影響

- 2.5.1 概要
- 2.5.2 有毒ガス影響評価の全体フロー
- 2.5.3 評価に当たって行う事項
- 2.5.4 対象発生源特定のための有毒ガス濃度評価
- 2.5.5 有毒ガス影響評価
- 2.5.6 有毒ガス防護に対する妥当性の判断
- 2.5.7 まとめ

別紙1 緊急時対策所の外気取入口と敷地内の固定施設との位置関係

別紙2 緊急時対策所の外気取入口と敷地内の可動施設との位置関係

別紙3 緊急時対策所の有毒ガス防護に係る手順及び体制

2-5 工場内における有毒ガスの発生の緊急時対策所への影響

2.5.1 概要

緊急時対策所において必要な対策の指示や社外の必要な箇所との通報連絡等を行う要員（以下、「指示要員」という。）は、工場等内において有毒ガスが発生した場合でも、再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、緊急時対策所にとどまり対応を継続する必要があることから、有毒ガスから防護する必要がある。

このため、緊急時対策所は、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスに対し、緊急時対策所の指示要員の対処能力を損なわない設計とする。

したがって、再処理事業所内及びその周辺で発生する有毒ガスについて、有毒ガスの発生場所や緊急時対策所までの伝播経路等の条件を考慮して、指示要員の対処能力の著しい低下をもたらす有毒ガスの発生源（以下、「対象発生源」という。）※¹を特定し、対象発生源からの有毒ガスに対し必要な有毒ガス防護対策を講じるために、有毒ガスの影響評価（以下、「有毒ガス影響評価」という。）を行った。

有毒ガス影響評価の結果、敷地内の固定施設には、指示要員の対処能力が損なわれるおそれのある有毒ガスの発生源は存在しないことを確認した。敷地内の可動施設に対しては、指示要員を有毒ガスから防護するための対策を実施することとした。評価結果の詳細は後述のとおりである。

有毒ガス影響評価の結果、敷地内外の固定施設に対しては、指示要員の呼気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認したため、これにより、指示要員を防護できる設計とする。したがって、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装

置を設置する必要はない。なお、万一に備え、敷地内外の可動施設に対する対策と同様の対策をとる。

敷地内外の可動施設に対しては、有毒ガスの発生を検知した者（立会人、外部機関から情報を入手した者等）からの連絡により、指示要員が有毒ガスの発生を認知できるよう、通信連絡設備を設置する設計とする。また、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、指示要員を防護できる設計とする。対策の効果に係る評価結果の詳細は後述のとおりである。

※1：「対象発生源」とは、再処理事業所の敷地内外において固定施設（タンク等の貯蔵容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある化学物質）及び敷地内外において可動施設（タンクローリ等の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある化学物質）の全量が漏えいし、有毒ガスが発生した場合（化学物質及び構成部材の反応等により有毒ガスが発生した場合を含む）に、緊急時対策所における有毒ガス濃度が、有毒ガス防護判断基準値を超えるものをいう。なお、緊急時対策所内の火災により発生する有毒ガス、緊急時対策所外の火災又は爆発により発生する有毒ガス、火山からの降下火砕物の影響に対しては、「安全審査 整理資料 第5条：火災等による損傷の防止」、「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」、「安全審査 整理資料 第9条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」でそれぞれ評価していることから、有毒ガス影響評価の対象外とする。

2.5.2 有毒ガス影響評価の全体フロー

有毒ガス影響評価の全体フローは、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の第1図」のとおりとする。

2.5.3 評価に当たって行う事項

2.5.3.1 固定施設及び可動施設の調査

有毒ガス濃度評価対象となる固定施設及び可動施設の調査は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「3.1 固定施設及び可動施設の調査」と同様とする。

緊急時対策所の外気取入口と有毒ガス濃度評価対象となる敷地内の固定施設との位置関係を別紙1に、緊急時対策所の外気取入口と有毒ガス濃度評価対象となる敷地内の可動施設との位置関係を別紙2に示す。なお、有毒ガス濃度評価対象となる敷地外の固定施設及び可動施設はない。

2.5.3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定

有毒ガス濃度評価対象となる敷地内の固定施設及び敷地内の可動施設に対する有毒ガス防護判断基準値の設定は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「3.2 有毒ガス防護判断基準値の設定」」のとおりとする。

2.5.4 対象発生源特定のための有毒ガス濃度評価

再処理施設における有毒ガス濃度評価は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4. 対象発生源特定のための有毒ガス濃度評価」」において有毒ガス濃度評価対象として抽出した敷地内の固定施設及び敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生を想定し、有毒ガス防護措置を考慮せずに緊急時対策所における有毒ガス濃度の評価を実施する。

2.5.4.1 有毒ガス濃度評価対象物質の設定（種類、貯蔵量及び距離）

有毒ガス濃度評価対象物質の設定は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4.1 有毒ガス濃度評価対象物質の設定(種類, 貯蔵量及び距離)」」のとおりとする。

2.5.4.2 有毒ガス発生事象の想定

有毒ガス発生事象の想定は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4.2 有毒ガス発生事象の想定」」と同様の想定とし、緊急時対策所の指示要員に対するスクリーニング評価を行う。

2.5.4.3 有毒ガスの放出の評価

有毒ガスの放出の評価は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4.3 有毒ガスの放出の評価」」のとおりとする。

2.5.4.4 大気拡散及び濃度の評価

緊急時対策所における有毒ガス濃度を評価するため、緊急時対策所の外気取入口（評価点）での濃度を評価し、指示要員の吸気中の濃度を評価する。その際、評価点での濃度の有毒ガスが、換気設備の外気取入口から通常運転モードで緊急時対策所内に取り込まれることを想定する。

2.5.4.4.1 評価点及び放出点の設定

2.5.4.4.1.1 敷地内の固定施設

有毒ガス濃度評価を行う評価点として、緊急時対策所の外気取入口を設定する。

また、敷地内の固定施設の放出点は、「安全審査 整理資料 第20条 制御

室等の「4. 4. 1. 1 敷地内の固定施設」のとおりとする。

2. 5. 4. 4. 1. 2 敷地内の可動施設

有毒ガス濃度評価を行う評価点として、緊急時対策所の外気取入口を設定する。

また、敷地内の可動施設の放出点は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4. 4. 1. 2 敷地内の可動施設」のとおりとする。

2. 5. 4. 4. 2 評価点での濃度評価

大気拡散の評価は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4. 4. 2 評価点での濃度評価」のとおりとする。

2. 5. 4. 4. 3 指示要員の吸気中の濃度評価

指示要員の吸気中の濃度評価は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4. 4. 3 運転員の吸気中の濃度評価」と同様とし、外気濃度又は室内濃度を用いて、緊急時対策所の有毒ガス濃度を評価する。

2. 5. 4. 4. 3. 1 敷地内の固定施設

敷地内の固定施設からの有毒ガスの放出率は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等」と同様とする。また、緊急時対策所を評価点とする時の相対濃度を第2. 5. 4. 4. 3. 1-1表に示す。

敷地内の固定施設に対する緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度評価の結果を第2. 5. 4. 4. 3. 1-2表に示す。評価の結果、緊急時対策所での有毒ガス濃度は、いずれも有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が 1 を超過しないことを確認した。

なお、緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度の防護判断基準値

に対する割合の和が 1 を超えないため、換気設備による外気取入れを考慮した緊急時対策所内の濃度評価は不要である。

第2.5.4.4.3.1-1表 敷地内の固定施設に対する評価点における相対濃度

放出点	着目方位	相対濃度 [s/m ³]
主排気筒	NW	4.9×10^{-7}
	NNW	4.1×10^{-7}
低レベル廃液処理建屋	W	2.7×10^{-4}
分析建屋	W	2.9×10^{-4}
	WNW	4.3×10^{-4}
出入管理建屋	W	3.6×10^{-4}
	WNW	5.4×10^{-4}
試薬建屋	NW	1.1×10^{-4}
ウラン脱硝建屋	W	5.4×10^{-4}
低レベル廃棄物処理建屋	W	1.8×10^{-4}
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	NW	3.7×10^{-5}
	NNW	4.9×10^{-5}
模擬廃液貯蔵庫	NW	2.6×10^{-5}
燃料加工建屋	SW	1.7×10^{-4}
	WSW	3.0×10^{-4}
ガラス固化技術開発建屋	SSW	1.5×10^{-5}
ユーティリティ建屋	NW	7.8×10^{-6}
一般排水処理建屋	N	3.3×10^{-5}
第2一般排水処理建屋	N	3.0×10^{-5}

第2.5.4.4.3.1-2表 敷地内の固定施設に対する緊急時対策所の
有毒ガス影響評価結果

着目方位	建屋 ^{※1}	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護 判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判断 基準値との比 ^{※2}		評価
					個別	和	
N	(主排気筒)	硝酸	5.4×10^{-3}	2.5×10^1	2.1×10^{-4}		1.6×10^{-1} 影響なし
		一酸化窒素	2.3×10^{-1}	1.0×10^2	2.3×10^{-3}		
		混触NOx	1.3×10^0	2.0×10^1	6.4×10^{-2}		
	(使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋)	硝酸	0	2.5×10^1	0		
		混触NOx	0	2.0×10^1	0		
	一般排水処理建屋	塩素	7.5×10^{-1}	1.0×10^1	7.5×10^{-2}		
	第2一般排水処理建屋	塩素	1.5×10^{-1}	1.0×10^1	1.5×10^{-2}		
		メタノール	4.8×10^{-1}	2.2×10^3	2.2×10^{-4}		
NNE	(一般排水処理建屋)	塩素	7.5×10^{-1}	1.0×10^1	7.5×10^{-2}	9.0×10^{-2} 影響なし	
	(第2一般排水処理建屋)	塩素	1.5×10^{-1}	1.0×10^1	1.5×10^{-2}		
		メタノール	4.8×10^{-1}	2.2×10^3	2.2×10^{-4}		
NE	該当なし	—	—	—	—	—	影響なし
ENE	該当なし	—	—	—	—	—	
E	該当なし	—	—	—	—	—	
ESE	該当なし	—	—	—	—	—	
SE	該当なし	—	—	—	—	—	
SSE	該当なし	—	—	—	—	—	

着目方位	建屋 ^{※1}	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値との比 ^{※2}		評価
					個別	和	
S	(ガラス固化技術開発建屋)	アンモニア	<u>1.0×10¹</u>	3.0×10 ²	<u>3.4×10⁻²</u>	<u>3.4×10⁻²</u>	影響なし
SSW	ガラス固化技術開発建屋	アンモニア	<u>1.0×10¹</u>	3.0×10 ²	<u>3.4×10⁻²</u>	<u>4.2×10⁻²</u>	影響なし
	(燃料加工建屋)	硝酸	2.0×10^{-6}	2.5×10^1	7.9×10^{-8}		
		混触NOx	1.5×10^{-1}	2.0×10^1	7.6×10^{-3}		
SW	(ガラス固化技術開発建屋)	アンモニア	<u>1.0×10¹</u>	3.0×10 ²	<u>3.4×10⁻²</u>	<u>4.8×10⁻²</u>	影響なし
	燃料加工建屋	硝酸	3.6×10^{-6}	2.5×10^1	1.4×10^{-7}		
		混触NOx	2.7×10^{-1}	2.0×10^1	1.4×10^{-2}		

着目方位	建屋 ^{*1}	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値[ppm]	有毒ガス防護判断基準値との比 ^{*2}		評価
					個別	和	
WSW	燃料加工建屋	硝酸	3.6×10^{-6}	2.5×10^1	1.4×10^{-7}		影響なし 2.3×10^{-1}
		混触NOx	2.7×10^{-1}	2.0×10^1	1.4×10^{-2}		
	(低レベル廃液処理建屋)	硝酸	1.6×10^{-1}	2.5×10^1	6.4×10^{-3}		
		混触NOx	1.7×10^{-3}	2.0×10^1	8.6×10^{-5}		
	(分析建屋)	硝酸	4.5×10^{-2}	2.5×10^1	1.8×10^{-3}		
		混触NOx	8.1×10^{-3}	2.0×10^1	4.0×10^{-4}		
	(出入管理建屋)	硝酸	3.4×10^{-6}	2.5×10^1	1.4×10^{-7}		
		混触NOx	4.8×10^{-3}	2.0×10^1	2.4×10^{-4}		
	(ウラン脱硝建屋)	硝酸	2.8×10^{-4}	2.5×10^1	1.1×10^{-5}		
		液体二酸化窒素及びNOxガス	4.0×10^0	2.0×10^1	2.0×10^{-1}		
		混触NOx	7.6×10^{-2}	2.0×10^1	3.8×10^{-3}		
	(低レベル廃棄物処理建屋)	硝酸	0	2.5×10^1	0		
		混触NOx	0	2.0×10^1	0		

着目方位	建屋※1	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値との比※2		評価
					個別	和	
W	(燃料加工建屋)	硝酸	3.6×10^{-6}	2.5×10^1	1.4×10^{-7}		影響なし 2.3×10^{-1}
		混触NOx	2.7×10^{-1}	2.0×10^1	1.4×10^{-2}		
	低レベル廃液処理建屋	硝酸	1.6×10^{-1}	2.5×10^1	6.4×10^{-3}		
		混触NOx	1.7×10^{-3}	2.0×10^1	8.6×10^{-5}		
	分析建屋	硝酸	6.7×10^{-2}	2.5×10^1	2.7×10^{-3}		
		混触NOx	1.2×10^{-2}	2.0×10^1	6.1×10^{-4}		
	出入管理建屋	硝酸	5.1×10^{-6}	2.5×10^1	<u>2.0×10^{-7}</u>		
		混触NOx	7.3×10^{-3}	2.0×10^1	3.6×10^{-4}		
	ウラン脱硝建屋	硝酸	2.8×10^{-4}	2.5×10^1	1.1×10^{-5}		
		液体二酸化窒素及びNOxガス	4.0×10^0	2.0×10^1	2.0×10^{-1}		
		混触NOx	7.6×10^{-2}	2.0×10^1	3.8×10^{-3}		
	低レベル廃棄物処理建屋	硝酸	0	2.5×10^1	0		
		混触NOx	0	2.0×10^1	0		

着目方位	建屋※1	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値との比※2		評価
					個別	和	
WNW	(低レベル廃液処理建屋)	硝酸	1.6×10^{-1}	2.5×10^1	6.4×10^{-3}		3.2×10^{-1} 影響なし
		混触NOx	1.7×10^{-3}	2.0×10^1	8.6×10^{-5}		
	(ウラン脱硝建屋)	硝酸	2.8×10^{-4}	2.5×10^1	1.1×10^{-5}		
		液体二酸化窒素及びNOxガス	4.0×10^0	2.0×10^1	2.0×10^{-1}		
		混触NOx	7.6×10^{-2}	2.0×10^1	3.8×10^{-3}		
	(低レベル廃棄物処理建屋)	硝酸	0	2.5×10^1	0		
		混触NOx	0	2.0×10^1	0		
	(主排気筒)	硝酸	6.4×10^{-3}	2.5×10^1	2.6×10^{-4}		
		一酸化窒素	2.8×10^{-1}	1.0×10^2	2.8×10^{-3}		
		混触NOx	1.5×10^0	2.0×10^1	7.7×10^{-2}		
	分析建屋	硝酸	6.7×10^{-2}	2.5×10^1	2.7×10^{-3}		
		混触NOx	1.2×10^{-2}	2.0×10^1	6.1×10^{-4}		
	出入管理建屋	硝酸	5.1×10^{-6}	2.5×10^1	2.0×10^{-7}		
		混触NOx	7.3×10^{-3}	2.0×10^1	3.6×10^{-4}		
	(試薬建屋)	硝酸	5.6×10^{-3}	2.5×10^1	2.2×10^{-4}		
		混触NOx	2.8×10^{-3}	2.0×10^1	1.4×10^{-4}		
	(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋)	硝酸	0	2.5×10^1	0		
		混触NOx	0	2.0×10^1	0		
	(ユーティリティ建屋)	塩素	2.1×10^{-1}	1.0×10^1	2.1×10^{-2}		
	(模擬廃液貯蔵庫)	硝酸	6.2×10^{-5}	2.5×10^1	2.5×10^{-6}		
		混触NOx	7.2×10^{-2}	2.0×10^1	3.6×10^{-3}		

着目方位	建屋※1	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断基準 値[ppm]	有毒ガス防護判断 基準値との比※2		評価
					個別	和	
NW	(分析建屋)	硝酸	6.7×10^{-2}	2.5×10^1	2.7×10^{-3}	1.1×10^{-1}	影響なし
		混触NOx	1.2×10^{-2}	2.0×10^1	6.1×10^{-4}		
	(出入管理建屋)	硝酸	5.1×10^{-6}	2.5×10^1	2.0×10^{-7}		
		混触NOx	7.3×10^{-3}	2.0×10^1	3.6×10^{-4}		
	主排気筒	硝酸	6.4×10^{-3}	2.5×10^1	2.6×10^{-4}		
		一酸化窒素	2.8×10^{-1}	1.0×10^2	2.8×10^{-3}		
		混触NOx	1.5×10^0	2.0×10^1	7.7×10^{-2}		
	試薬建屋	硝酸	5.6×10^{-3}	2.5×10^1	2.2×10^{-4}		
		混触NOx	2.8×10^{-3}	2.0×10^1	1.4×10^{-4}		
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	硝酸	0	2.5×10^1	0		
		混触NOx	0	2.0×10^1	0		
	ユーティリティ建屋	塩素	2.1×10^{-1}	1.0×10^1	2.1×10^{-2}		
	模擬廃液貯蔵庫	硝酸	6.2×10^{-5}	2.5×10^1	2.5×10^{-6}		
		混触NOx	7.2×10^{-2}	2.0×10^1	3.6×10^{-3}		

着目方位	建屋 ^{※1}	有毒ガス	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判断基準値との比 ^{※2}		評価
					個別	和	
NNW	(試薬建屋)	硝酸	5.6×10^{-3}	2.5×10^1	2.2×10^{-4}		影響なし 1.9×10^{-1}
		混触NOx	2.8×10^{-3}	2.0×10^1	1.4×10^{-4}		
	(ユーティリティ建屋)	塩素	2.1×10^{-1}	1.0×10^1	2.1×10^{-2}		
	(模擬廃液貯蔵庫)	硝酸	<u>6.2×10^{-5}</u>	2.5×10^1	2.5×10^{-6}		
		混触NOx	7.2×10^{-2}	2.0×10^1	3.6×10^{-3}		
	主排気筒	硝酸	6.4×10^{-3}	2.5×10^1	2.6×10^{-4}		
		一酸化窒素	2.8×10^{-1}	1.0×10^2	2.8×10^{-3}		
		混触NOx	1.5×10^0	2.0×10^1	7.7×10^{-2}		
	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	硝酸	0	2.5×10^1	0		
	(一般排水処理建屋)	混触NOx	0	2.0×10^1	0		
	(第2一般排水処理建屋)	塩素	7.5×10^{-1}	1.0×10^1	7.5×10^{-2}		
		メタノール	<u>4.8×10^{-1}</u>	2.2×10^3	2.2×10^{-4}		

※1：() 内は評価点と放出点とを結んだ直線が着目方位に隣接する方位にある放出点を示す。

※2：評価点と放出点とを結んだ直線が着目方位及びその隣接方位にある複数の放出点からの有毒ガスの重ね合わせを考慮するため、有毒ガス防護判断基準値との比の和を算出した。

2.5.4.4.3.2 敷地内の可動施設

敷地内の可動施設からの有毒ガスの放出率を第2.5.4.4.3.2-1表に示す(詳細は「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「4. 4. 3. 2 敷地内の可動施設」」参照)。また、緊急時対策所を評価点とする時の相対濃度を第2.5.4.4.3.2-2表に示す。

敷地内の可動施設に対する有毒ガス濃度評価の結果を第2.5.4.4.3.2-3表に示す。

評価の結果、ガラス固化技術開発建屋へ運搬されるアンモニア及び第2一般排水処理建屋へ運搬されるメタノールは、緊急時対策所の換気設備の外気取入口における有毒ガス濃度が、有毒ガス防護判断基準値を下回ることを確認した。

試薬建屋へ運搬される硝酸は、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値を上回ることを確認した。

ウラン脱硝建屋へ運搬される液体二酸化窒素は、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値を上回ることを確認した。

なお、換気設備による外気入れにより、緊急時対策所内の有毒ガス濃度は評価点での濃度に漸近すると考えられることから、緊急時対策所内の有毒ガス濃度評価は行わない。

第2.5.4.3.2-1表 敷地内の可動施設からの有毒ガスの放出率

放出点	有毒ガス	着目方位 ^{※1}	放出率[kg/s]
硝酸の輸送ルート	硝酸	SSW	<u>2.8</u> ×10 ⁻¹
		SW	1.2×10 ⁻²
		WSW	4.3×10 ⁻¹
		W	<u>3.1</u> ×10 ⁻¹
		WNW	2.2×10 ⁻²
		NW	<u>1.8</u> ×10 ⁻¹
		NNW	1.4×10 ⁻¹
液体二酸化窒素の輸送ルート	液体二酸化窒素	SW	1.4×10 ⁻²
		WSW	1.4×10 ⁻²
		W	1.4×10 ⁻²
アンモニアの輸送ルート	アンモニア	SSW	<u>8.9</u> ×10 ⁰
		SW	<u>3.9</u> ×10 ⁰
メタノールの輸送ルート	メタノール	N	<u>9.0</u> ×10 ⁻¹
		SSW	<u>1.1</u> ×10 ⁰
		SW	<u>4.7</u> ×10 ⁻¹
		WSW	<u>1.7</u> ×10 ⁰
		W	<u>1.2</u> ×10 ⁰
		WNW	<u>8.7</u> ×10 ⁻¹
		NW	<u>6.8</u> ×10 ⁻¹
		NNW	<u>5.4</u> ×10 ⁻¹

※1：揮発性の有毒化学物質である硝酸、アンモニア及びメタノールの水溶液からの放出率は、着目方位ごとの風速によって変化することから、緊急

時対策所の外気取入口と放出点の着目方位ごとに記載する。

第2.5.4.4.3.2-2表 敷地内の可動施設に対する評価点における相対濃度

放出点	着目方位 ^{※1}	相対濃度 [s/m ³]
硝酸の輸送ルート	SSW	1.6×10^{-4}
	SW	8.2×10^{-5}
	WSW	5.3×10^{-4}
	W	1.4×10^{-3}
	WNW	2.4×10^{-3}
	NW	3.6×10^{-4}
	NNW	2.9×10^{-4}
液体二酸化窒素の輸送ルート	SW	2.0×10^{-5}
	WSW	1.1×10^{-4}
	W	4.7×10^{-4}
アンモニアの輸送ルート	SSW	1.5×10^{-5}
	SW	1.0×10^{-5}
メタノールの輸送ルート	N	9.3×10^{-5}
	SSW	5.9×10^{-5}
	SW	3.1×10^{-4}
	WSW	9.1×10^{-4}
	W	1.6×10^{-3}
	WNW	2.4×10^{-3}
	NW	3.6×10^{-4}
	NNW	2.9×10^{-4}

第2.5.4.4.3.2-3表 敷地内の可動施設に対する有毒ガス影響評価結果

有毒ガス	着目方位	外気濃度 [ppm]	有毒ガス防護 判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判断 基準値との比	評価
硝酸	SSW	1.8×10^1	2.5×10^1	$\underline{7.4} \times 10^{-1}$	影響あり
	SW	4.0×10^0		1.6×10^{-2}	
	WSW	$\underline{9.2} \times 10^1$		3.7×10^0	
	W	$\underline{1.8} \times 10^2$		$\underline{7.0} \times 10^0$	
	WNW	2.2×10^2		$\underline{8.8} \times 10^0$	
	NW	2.5×10^1		$\underline{1.0} \times 10^0$	
	NNW	1.6×10^1		$\underline{6.5} \times 10^{-1}$	
液体二酸化窒素	SW	1.5×10^0	2.0×10^1	7.7×10^{-2}	影響あり
	WSW	8.6×10^0		4.3×10^{-1}	
	W	3.5×10^1		1.8×10^0	
アンモニア	SSW	2.0×10^2	3.0×10^2	$\underline{6.5} \times 10^{-1}$	影響なし
	SW	$\underline{5.8} \times 10^1$		$\underline{1.9} \times 10^{-1}$	
メタノール	N	$\underline{6.7} \times 10^1$	2.2×10^3	$\underline{3.0} \times 10^{-2}$	影響なし
	SSW	$\underline{5.0} \times 10^1$		$\underline{2.3} \times 10^{-2}$	
	SW	$\underline{1.2} \times 10^2$		$\underline{5.3} \times 10^{-2}$	
	WSW	$\underline{1.2} \times 10^3$		$\underline{5.5} \times 10^{-1}$	
	W	$\underline{1.5} \times 10^3$		$\underline{6.9} \times 10^{-1}$	
	WNW	$\underline{1.7} \times 10^3$		$\underline{7.6} \times 10^{-1}$	
	NW	$\underline{1.9} \times 10^2$		$\underline{8.7} \times 10^{-2}$	
	NNW	$\underline{1.2} \times 10^2$		$\underline{5.6} \times 10^{-2}$	

2.5.4.5 対象発生源の特定

2.5.4.5.1 敷地内の固定施設

敷地内の固定施設からの有毒ガスの発生源についてスクリーニング評価を行った結果、緊急時対策所の指示要員に対しては、吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値を上回る有毒ガスの発生源がないことを確認した。

2.5.4.5.2 敷地内の可動施設

敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生源についてスクリーニング評価を行った結果、緊急時対策所の指示要員に対しては、試薬建屋へ運搬される硝酸が、吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値を上回ることから、対象発生源として特定する。

2.5.5 有毒ガス影響評価

対象発生源として特定した試薬建屋へ運搬される硝酸及びウラン脱硝建屋へ運搬される液体二酸化窒素に対し、有毒ガス防護措置（詳細は「2.5.6 有毒ガス防護に対する妥当性の判断」参照）として実施する緊急時対策所の換気設備の隔離及び防護具（防毒マスク）の着装を考慮した有毒ガス影響評価を行う。

2.5.5.1 有毒ガスの放出の評価

対象発生源からの有毒ガスの放出の評価は、「2.5.4.3 有毒ガスの放出の評価」と同じとし、有毒ガスの放出率を第2.5.4.3.2-1表に示すとおりとする。また、有毒ガスの放出継続時間については、厳しい評価結果を与える評価とするため、有毒ガス防護措置として実施する有毒ガスの終息活動を考慮

せず、有毒ガスの発生が自然に終息するまでの時間として、有毒化学物質の量を有毒ガスの放出率で割った値を用いる。

2.5.5.2 大気拡散及び濃度の評価

緊急時対策所における有毒ガス濃度を評価するにあたっては、換気設備を隔離した状態で、第2.5.4.4.3.2-3表で最大の外気濃度の有毒ガスが、インリークにより緊急時対策所内に取り込まれることを想定する。

2.5.5.2.1 評価点及び放出点の設定

第2.5.4.4.3.2-3表で最大の外気濃度の有毒ガスを考慮することから、評価点及び放出点の設定は不要である。

2.5.5.2.2 評価点での濃度評価

第2.5.4.4.3.2-3表で最大の外気濃度の有毒ガスを考慮することから、評価点での濃度評価は不要である。

2.5.5.2.3 指示要員の吸気中の濃度評価

第2.5.4.4.3.2-3表で最大の外気濃度の有毒ガスが、インリークにより緊急時対策所内に取り込まれることを想定し、「2.5.4.4.3 指示要員の吸気中の濃度評価」の室内濃度の算出式により、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。ここで、換気率は、中央制御室において「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の「別添資料原子力発電所の中央制御室の空気流入率測定試験手法」に準拠し実施した試験結果（0.0232 回／h）から、より厳しい結果となるように緊急時対策所に対して

設定した0.03[1/h]を用いる（詳細は「安全審査 整理資料 第46条 緊急時対策所」参照）。

対象発生源に対する緊急時対策所における有毒ガス濃度評価の結果を第2.5.5.2.3-1表に示す。評価の結果、試薬建屋へ運搬される硝酸は、換気設備の隔離を行った場合でも、緊急時対策所の指示要員に対し、吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値を上回ることを確認した。また、ウラン脱硝建屋に運搬される液体二酸化窒素は、換気設備の隔離を行うことにより、緊急時対策所の指示要員に対し、吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護判断基準値以下となることを確認した。

対象発生源から発生する有毒ガスに対しては、有毒ガス防護措置として緊急時対策所に防護具（防毒マスク）を配備し、有毒ガスによる影響が想定される場合は、速やかに防毒マスクを着装する。このため、外気濃度に対し、防毒マスクを着装した場合の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度を評価する。ここで、防毒マスクの防護係数は、JIS T 8152:2012で規定される防毒マスクの種類に準じ50と設定する。

防毒マスクを着装した場合の指示要員の吸気中の有毒ガス濃度を第2.5.5.2.3-2表に示す。評価の結果、防毒マスクを着装することにより、換気設備を隔離した状態でインリークにより緊急時対策所内の有毒ガス濃度が上昇した場合や、緊急時対策所の外気取入口近傍で有毒ガスが発生し、室内濃度が有毒ガス防護判断基準値を超えるまでに換気設備の隔離が間に合わない場合であっても、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下となることを確認した。

第2.5.5.2.3-1表 有毒ガス防護措置（換気設備の隔離）を考慮した場合の
緊急時対策所の有毒ガス影響評価結果

有毒ガス	外気濃度 [ppm]	室内濃度 [ppm]	有毒ガス防護 判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護判 断基準値 との比	評価
硝酸	2.2×10^2	<u>4.5</u> × 10^1	2.5×10^1	<u>1.8</u> × 10^0	影響あり
液体二酸化窒素	3.5×10^1	<u>2.5</u> × 10^0	2.0×10^1	<u>9.8</u> × 10^{-2}	影響なし

第2.5.5.2.3-2表 有毒ガス防護措置（防護具の着装）を考慮した場合の
緊急時対策所の有毒ガス影響評価結果

有毒ガス	外気濃度 [ppm]	吸気中の 濃度 ^{※1} [ppm]	有毒ガス防護 判断基準値 [ppm]	有毒ガス防護 判断基準値 との比	評価
硝酸	2.2×10^2	<u>4.4</u> × 10^0	2.5×10^1	<u>1.8</u> × 10^{-1}	影響なし
液体二酸化窒素	3.5×10^1	7.0×10^{-1}	2.0×10^1	2.8×10^{-2}	影響なし

2.5.6 有毒ガス防護に対する妥当性の判断

再処理施設において、有毒ガス防護の対象となる緊急時対策所の指示要員の対処能力が著しく損なわれることがないように、有毒ガス防護対策を以下のとおり実施する。

2.5.6.1 対象発生源がある場合の対策

2.5.6.1.1 指示要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度

「2.5.5 有毒ガス影響評価」に示すとおり、有毒ガス影響評価の結果、「2.5.6.1.2 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策」に示す有毒ガス防護対策を行うことにより、緊急時対策所の指示要員の吸気中の有毒ガスの最大濃度が、有毒ガス防護判断基準値以下となることを確認した。

2.5.6.1.2 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策

「2.5.4 対象発生源特定のためのスクリーニング評価」において、敷地内の固定施設に対して評価した結果、特定された対象発生源はない。したがって、有毒ガス防護対策は、対象発生源として特定した敷地内の可動施設に対して、以下の対策を実施する。

なお、万が一、敷地内の固定施設から有毒ガスが発生した場合には、必要に応じ敷地内の可動施設に対して行う有毒ガス防護対策に準じて緊急時対策所の指示要員を防護できるよう、手順及び体制を整備する。

2.5.6.1.2.1 有毒ガスの発生の検出

敷地内の可動施設に対する有毒ガスの発生の検出のための手順及び体制は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等の「6.1.2.1 有毒ガスの発生の検出」」のとおりとする。

2.5.6.1.2.2 通信連絡設備による伝達

敷地内の可動施設からの有毒ガス防護に係る手順及び体制は、「安全審査整理資料 第20条 制御室等の「6.1.2.2 通信連絡設備による伝達」」のとおりとする。

2.5.6.1.2.3 有毒ガス防護措置

2.5.6.1.2.3.1 换気設備の隔離及び防護具（防毒マスク）の配備

別紙3のとおり、緊急時対策所の指示要員に対して、敷地内の可動施設からの有毒ガス防護に係る手順及び体制を整備するとともに、防護具（防毒マスク）を配備する。

有毒ガスの発生の連絡を受けた場合は、緊急時対策所の換気設備を隔離するとともに、防護具を着装することにより、緊急時対策所の指示要員を防護する。換気設備の隔離時には、必要に応じ緊急時対策所に配備している各種濃度計を用い、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度、窒素酸化物濃度を監視する。敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生による異常が終息した場合は、速やかに外気取入れを再開する。

なお、有毒ガスの放出継続時間は、2.5.6.1.2.3.2に示す有毒ガスの終息活動を実施すること及び過去の事故事例を鑑み、最大でも24時間と想定されるが、制御室内の二酸化炭素濃度は、有毒ガスの放出継続時間に対し時間的余裕があり、緊急時対策所の居住性に影響を与えないことを確認している（補足説明資料2-1参照）。

2.5.6.1.2.3.2 敷地内の化学物質の処理等の措置

敷地内で化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生による異常が発生した場合には、化学物質の管理を行う再処理事業所員により有毒ガスの終息活動（漏えいした化学物質の中和及び回収等）を行う。

有毒ガスの終息活動に係る手順及び体制は、「安全審査 整理資料 第12条：化学薬品の漏えいによる損傷の防止の「補足説明資料5-3」に示す。

2.5.6.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策

予期せず発生する有毒ガスについては、「安全審査 整理資料 使用済燃料の再処理の事業に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力の「補足説明資料1.0-6」に示す。

2.5.7 まとめ

工場等内における有毒ガスの発生に対し、緊急時対策所への影響を評価した。

評価手法は、再処理施設の特徴を考慮した上で、有毒ガスの放出率評価モデル、大気拡散モデルを用い、有毒ガス発生時の影響評価を実施した。

評価にあたり、敷地内外の化学物質から、再処理施設へ影響を与える有毒ガスを特定し、有毒ガス防護判断基準値を設定した。

敷地内の固定施設に対しては、漏えい時の評価を実施し、緊急時対策所の外気取入口の評価点において、有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する比の和が1を下回る（指示要員の対処能力が損なわれない）ことから、有毒ガスの発生を検出するための装置や自動的に警報するための装置を設けなくとも、指示要員が緊急時対策所に一定期間とどまり、支障なく必要な措置をとるための操作を行うことができることを確認した。

敷地内の可動施設に対しては、敷地内の可動施設に随行・立会している再処理事業所員による検知手段及び連絡体制の確保、緊急時対策所の換気設備の隔離及び防毒マスクの配備・着装手順の整備による有毒ガス防護対策を実施することにより、緊急時対策所の指示要員の対処能力が著しく低下し、安全機能を有する施設の安全機能が損なわれることがないことを確認した。

敷地外の固定施設に対しては、化学物質の全量が流出した場合でも、有毒ガスが大気中に多量に放出されるおそれがないことから、有毒ガス濃度評価対象物質がないことを確認した。

敷地外の可動施設については、「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（その他外部衝撃）」に記載した通り、有毒ガス濃度評価対象となるものはない。

今後、新たな化学物質を使用する場合には、本書に示す評価手法に基づき

有毒ガス影響評価を行い、必要に応じて有毒ガス防護対策を実施することを保安規定に紐づく品質マネジメント文書に定め、運用管理するものとする。

なお、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の第26条第2項では、緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に必要な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出し警報するための装置を設置することを求めている。

また、有毒ガス防護については、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(原規技発第1704052号(平成29年4月5日原子力規制委員会決定)において、有毒ガス防護の妥当性を判断するための考え方の一例が示されている。

有毒ガス防護に係る当該規則への適合性及び当該ガイドへの対応状況については、制御室の運転員に対する有毒ガス防護とともに、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等」に示す。

令和 4 年 6 月 2 日 R 0

補足説明資料 2-5
別紙 1

緊急時対策所の外気取入口と敷地内の固定施設との位置関係

緊急時対策所の外気取入口（評価点）と敷地内の固定施設（放出点）との位置関係を第1表及び第1図から第14図に示す。

第1表 緊急時対策所の外気取入口と敷地内の固定施設との位置関係

放出点	有毒ガス	着目方位 ^{※1}	距離	高度差
主排気筒 ^{※2}	硝酸 NO _x ガス	NW	300 m	135 m ^{※3}
	一酸化窒素 混触NO _x	NNW	300 m	125 m ^{※3}
低レベル廃液処理建屋	硝酸 混触NO _x	W	350 m	0 m ^{※4}
分析建屋	硝酸	W	340 m	0 m ^{※4}
	混触NO _x	WNW	340 m	0 m ^{※4}
出入管理建屋	硝酸	W	300 m	0 m ^{※4}
	混触NO _x	WNW	300 m	0 m ^{※4}
試薬建屋	硝酸 混触NO _x	NW	260 m	0 m ^{※4}
ウラン脱硝建屋	硝酸 液体二酸化窒素 NO _x ガス 混触NO _x	W	240m	0 m ^{※4}

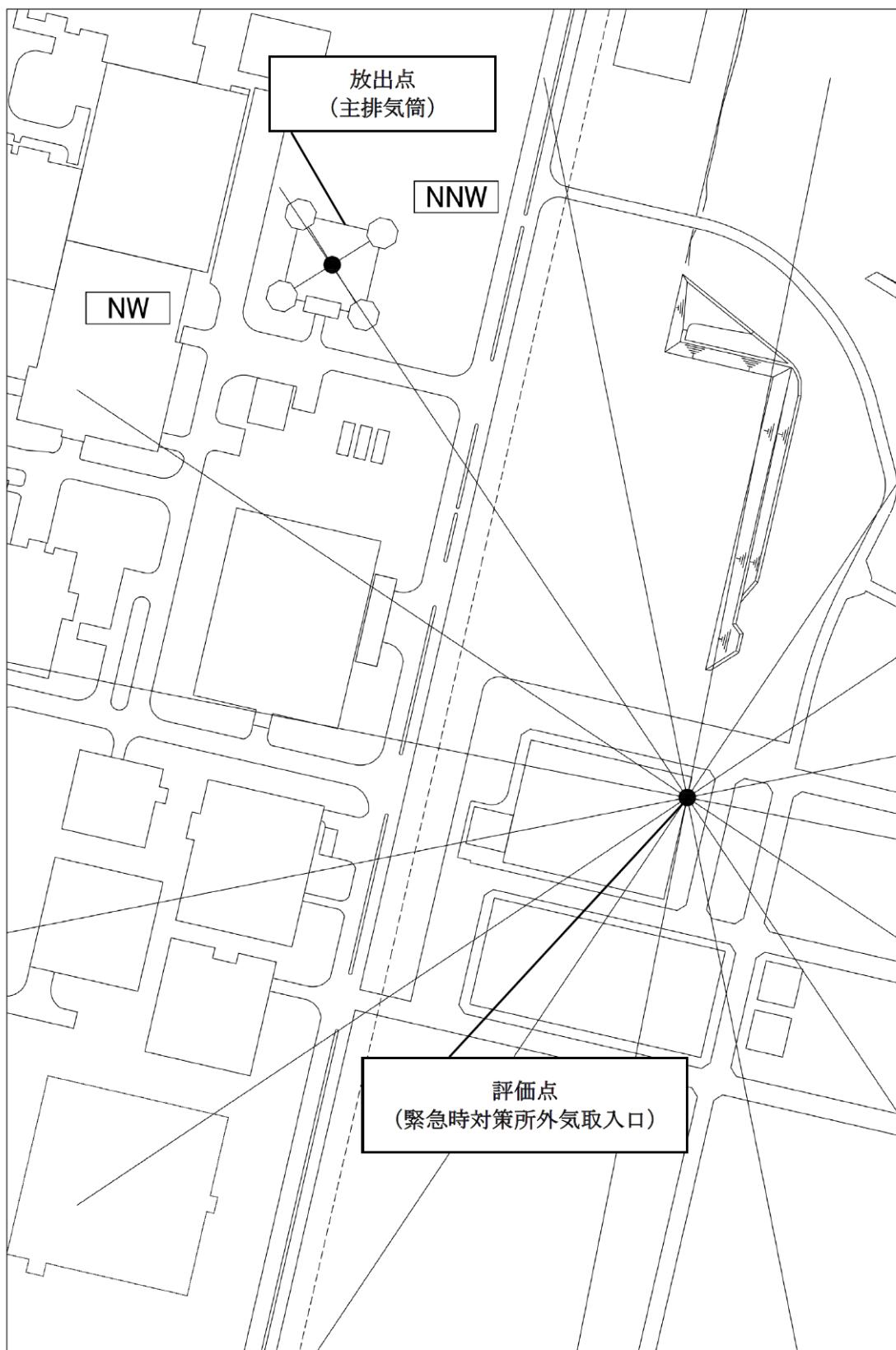
放出点	有毒ガス	着目方位※1	距離	高度差
低レベル廃棄物 処理建屋	硝酸 混触NOx	W	440m	0 m※4
使用済燃料受入 れ・貯蔵建屋	硝酸	NW	410 m	0 m※4
	混触NOx	NNW	410 m	0 m※4
模擬廃液貯蔵庫	硝酸 混触NOx	NW	470 m	0 m※4
燃料加工建屋	硝酸	SW	260 m	0 m※4
	混触NOx	WSW	260 m	0 m※4
ガラス固化技術 開発建屋	アンモニア	SSW	700 m	0 m※4
ユーティリティ 建屋	塩素	NW	680 m	0 m※4
一般排水処理建 屋	塩素	N	540 m	0 m※4
第2一般排水処 理建屋	メタノール 塩素	N	560 m	0 m※4

※1：評価点と放出点とを結んだ直線が含まれる風上側の方位を示す。

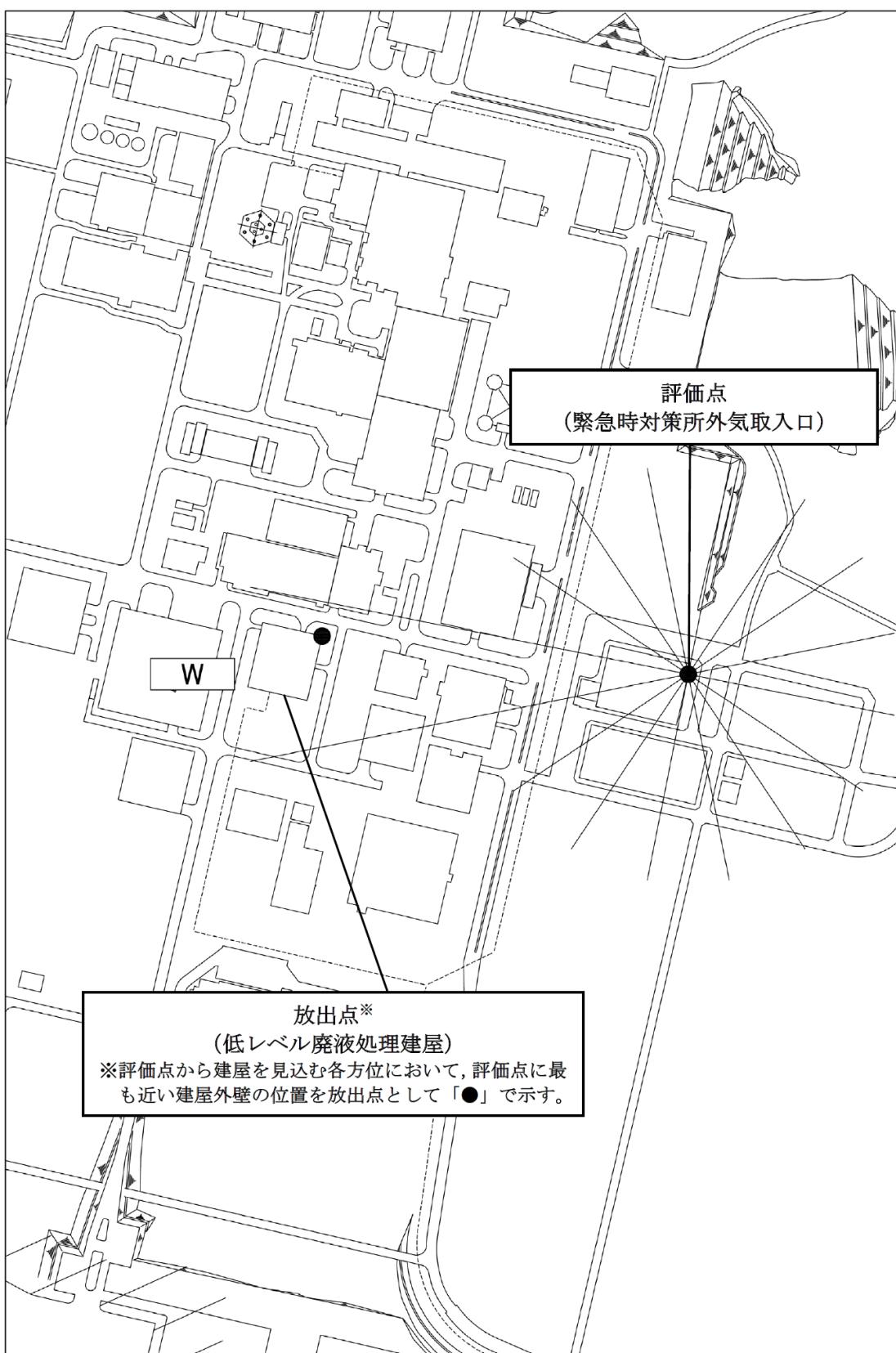
※2：前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋に内包する敷地内の固定施設からの有毒ガスは，主排気筒から大気に放出されることを想定する。

※3：主排気筒からの放出の有効高さは設計基準事故時を想定する。

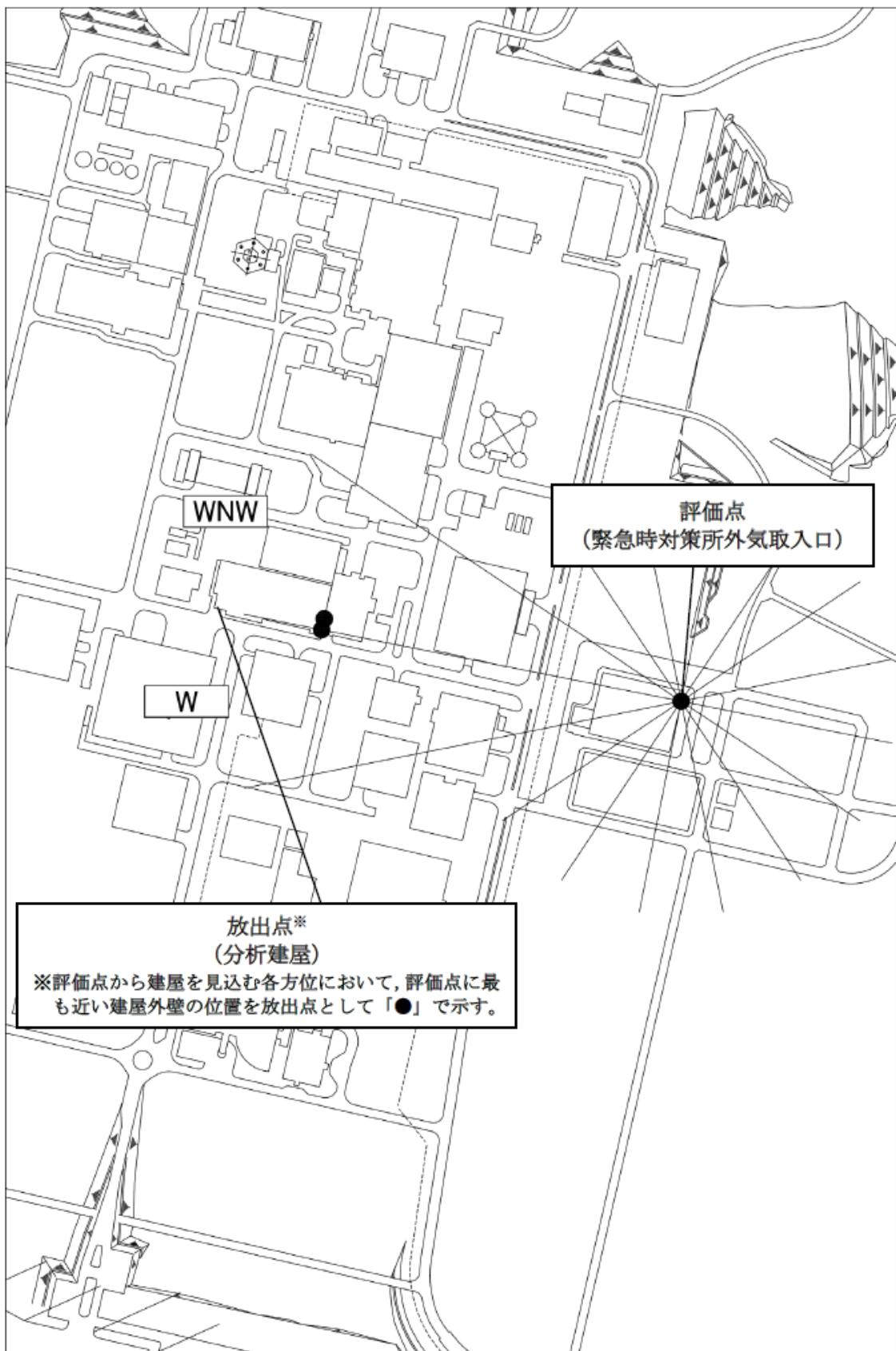
※4：各建屋に内包する敷地内の固定施設からの有毒ガスは，評価点に最も近い建屋外壁からの地上放出を想定する。



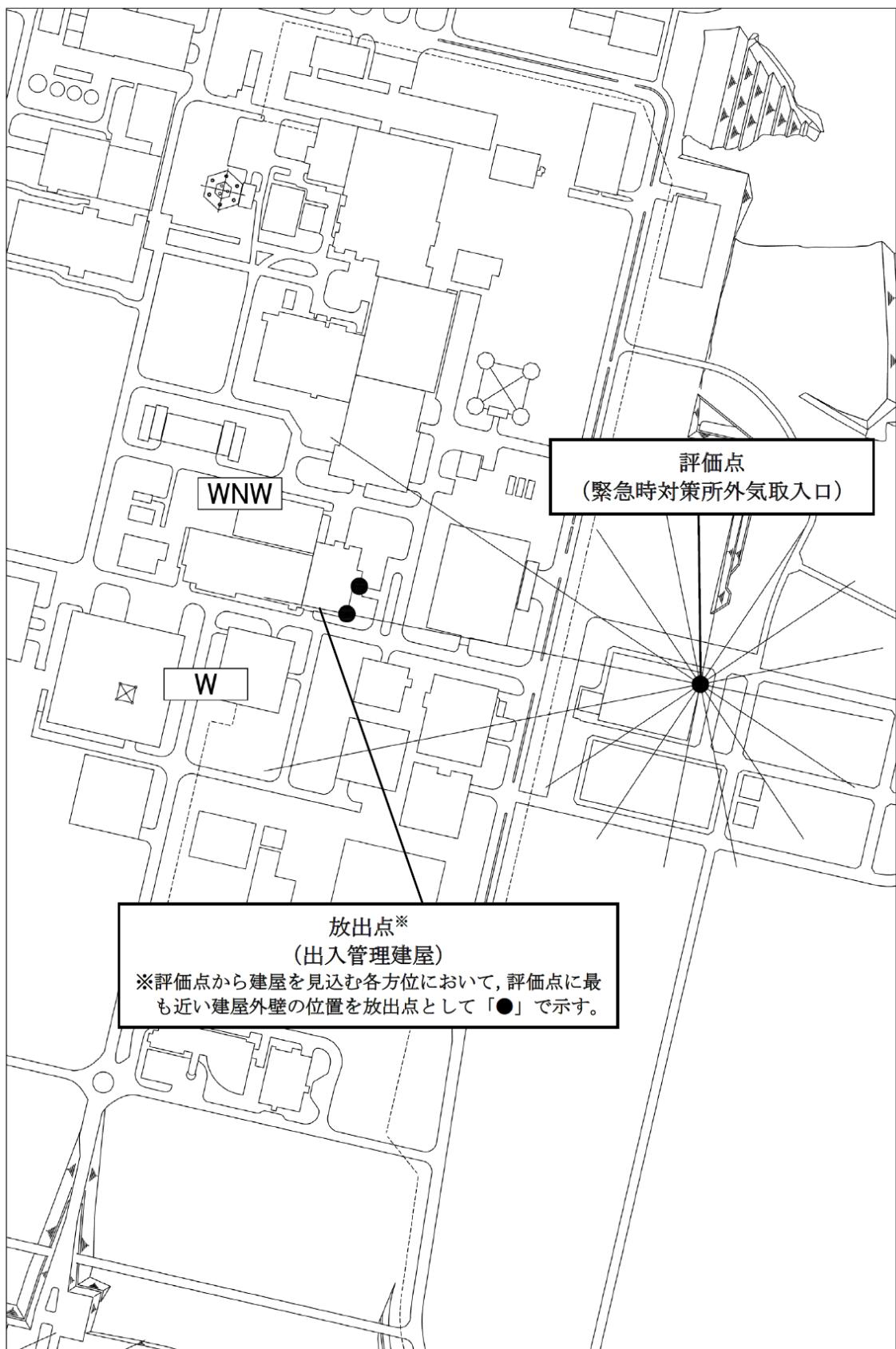
第1図 緊急時対策所の外気取入口と主排気筒との位置関係



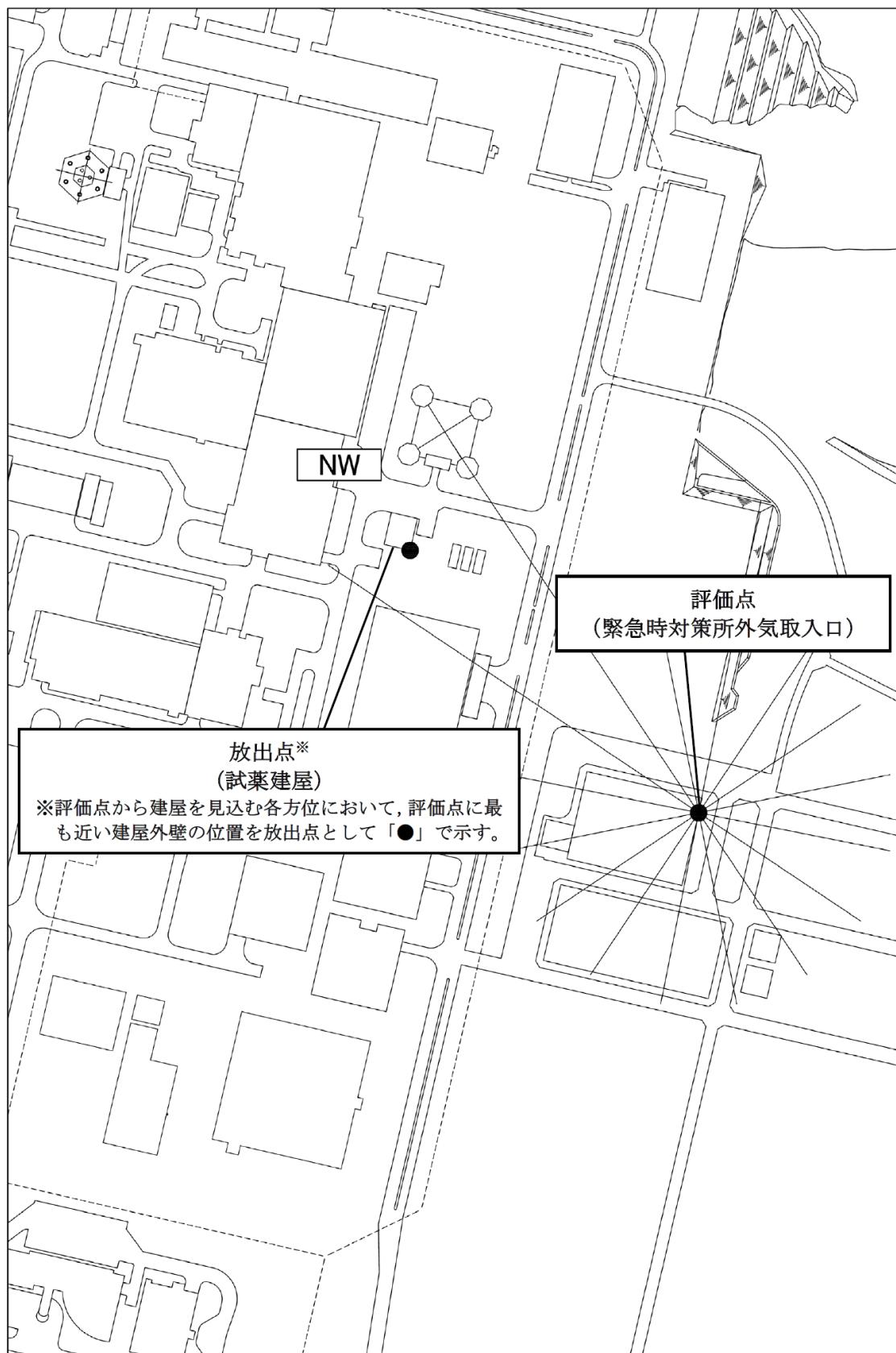
第2図 緊急時対策所の外気取入口と低レベル廃液処理建屋 との位置関係



第3図 緊急時対策所の外気取入口と分析建屋との位置関係



第4図 緊急時対策所の外気取入口と出入管理建屋との位置関係



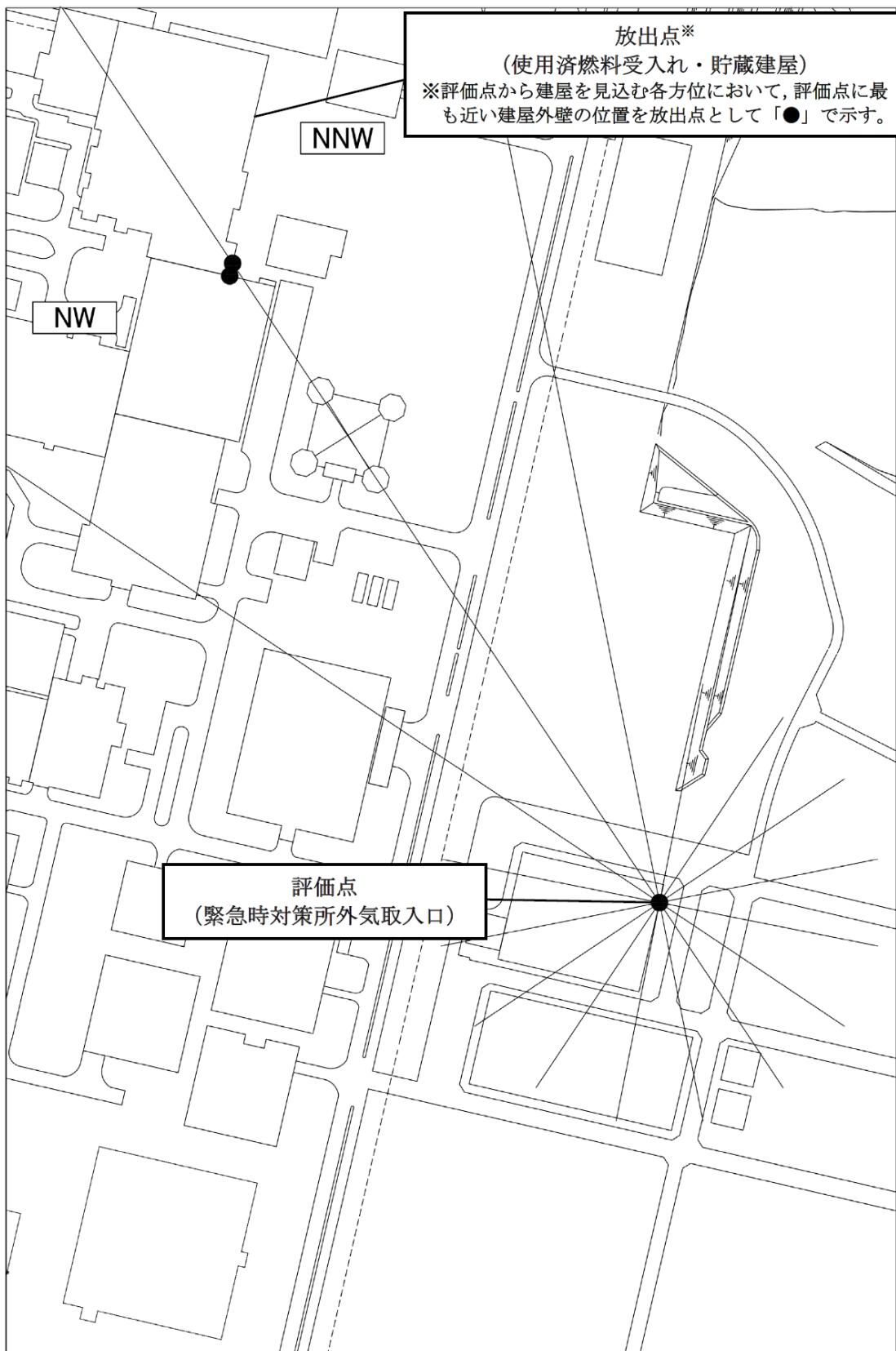
第5図 緊急時対策所の外気取入口と試薬建屋との位置関係



第6図 緊急時対策所の外気取入口とウラン脱硝建屋との位置関係



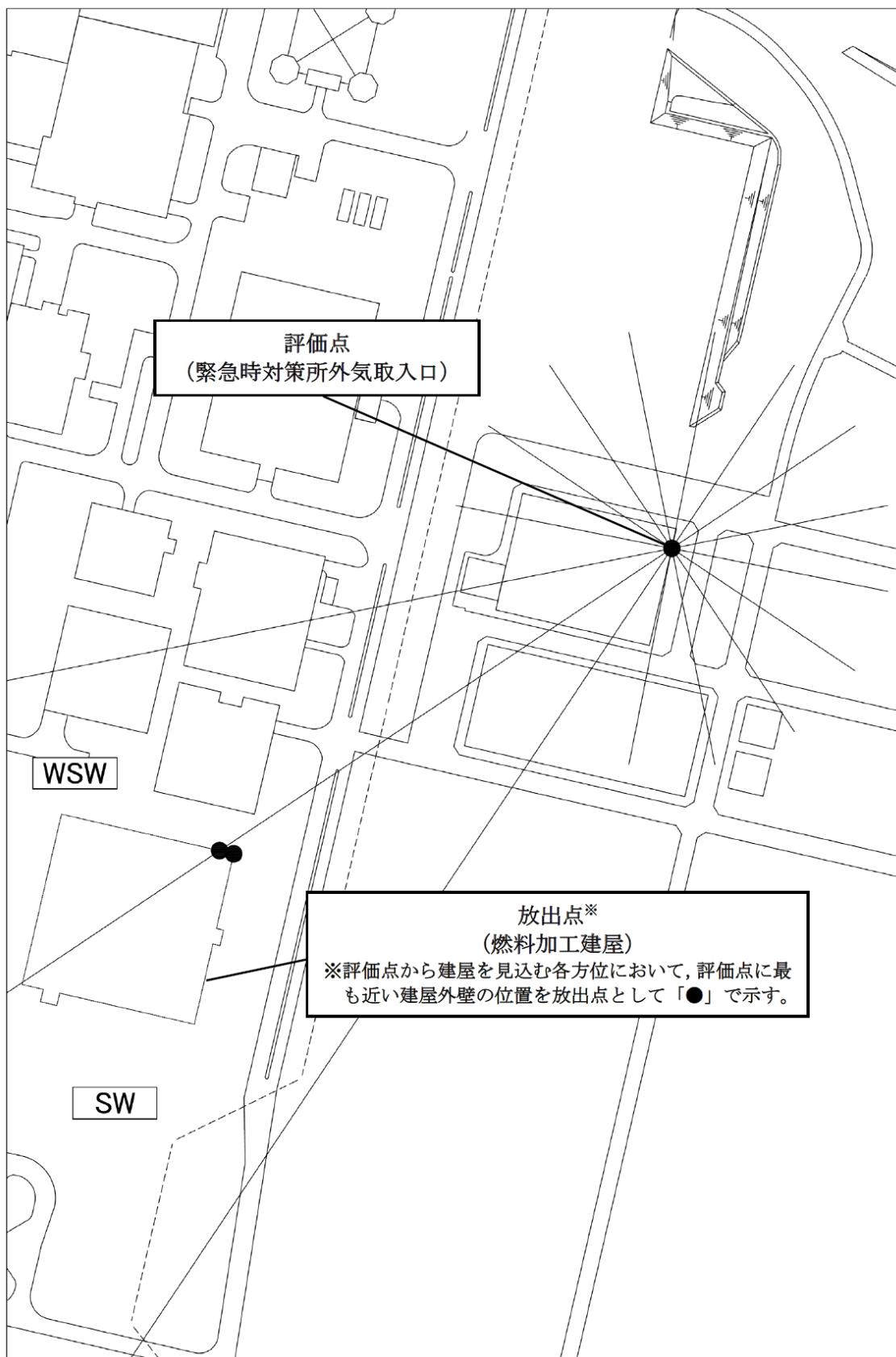
第7図 緊急時対策所の外気取入口と低レベル廃棄物処理建屋
との位置関係



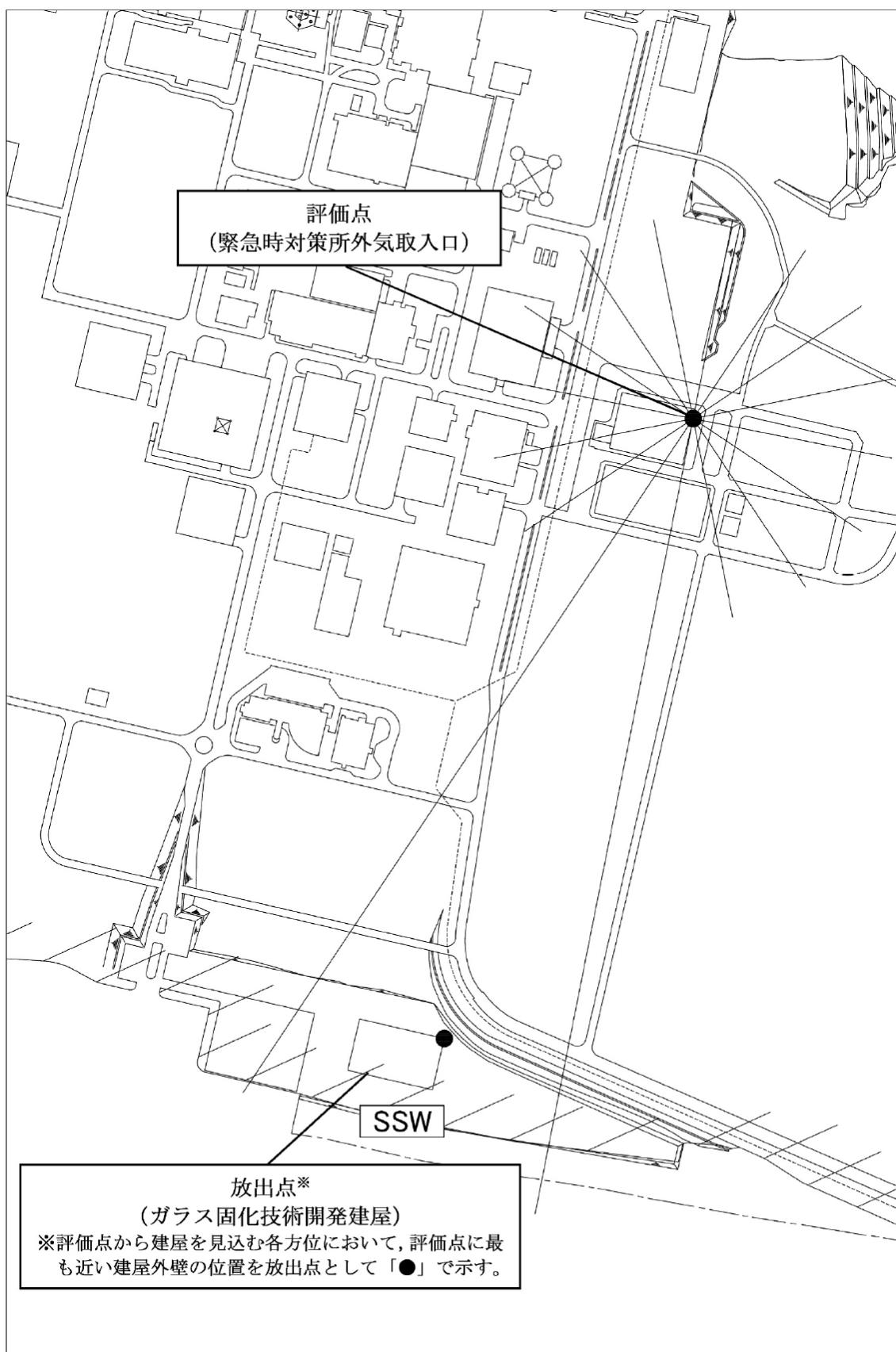
第8図 緊急時対策所の外気取入口と使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
との位置関係



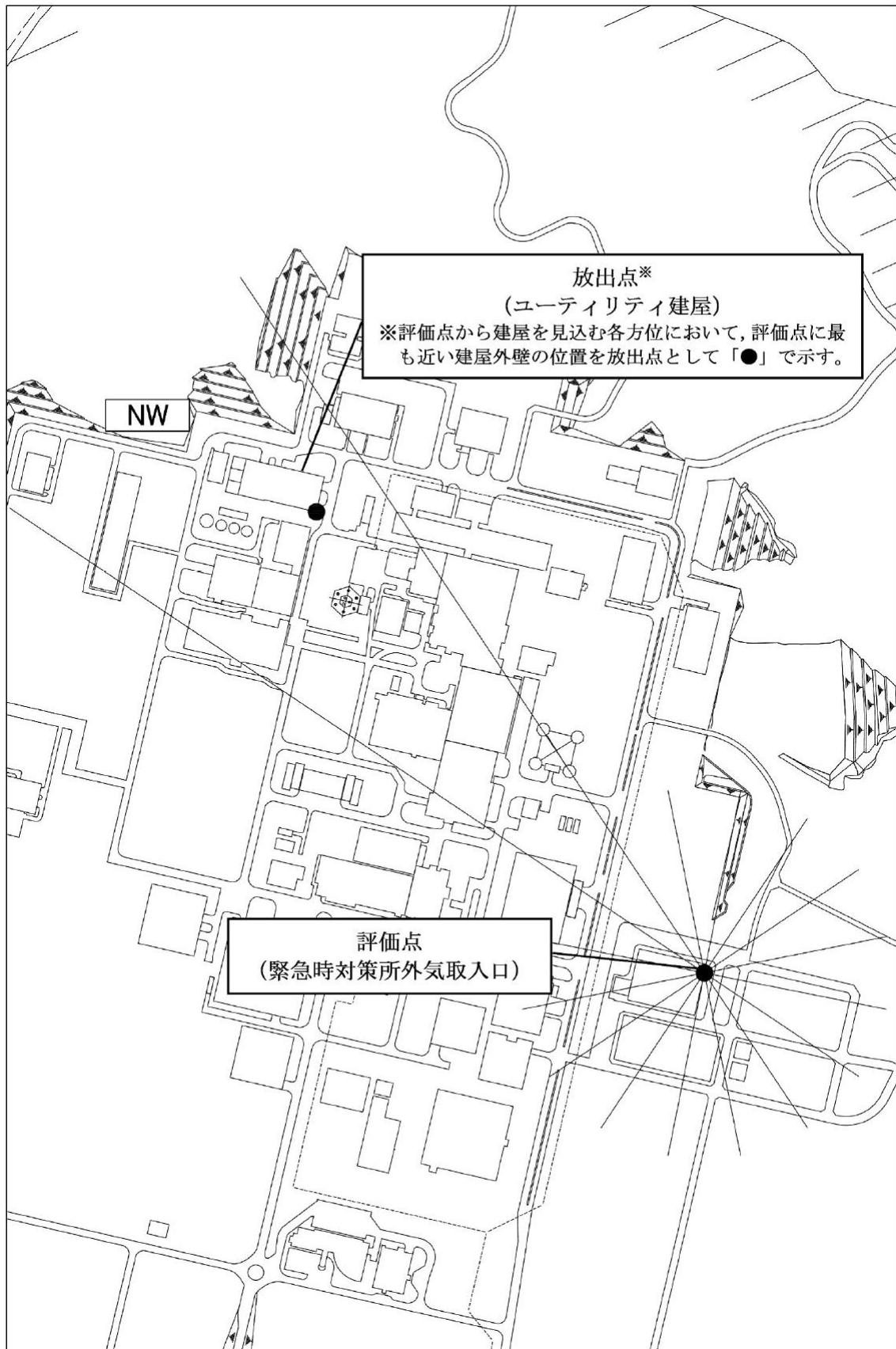
第9図 緊急時対策所の外気取入口と模擬廃液貯蔵庫との位置関係



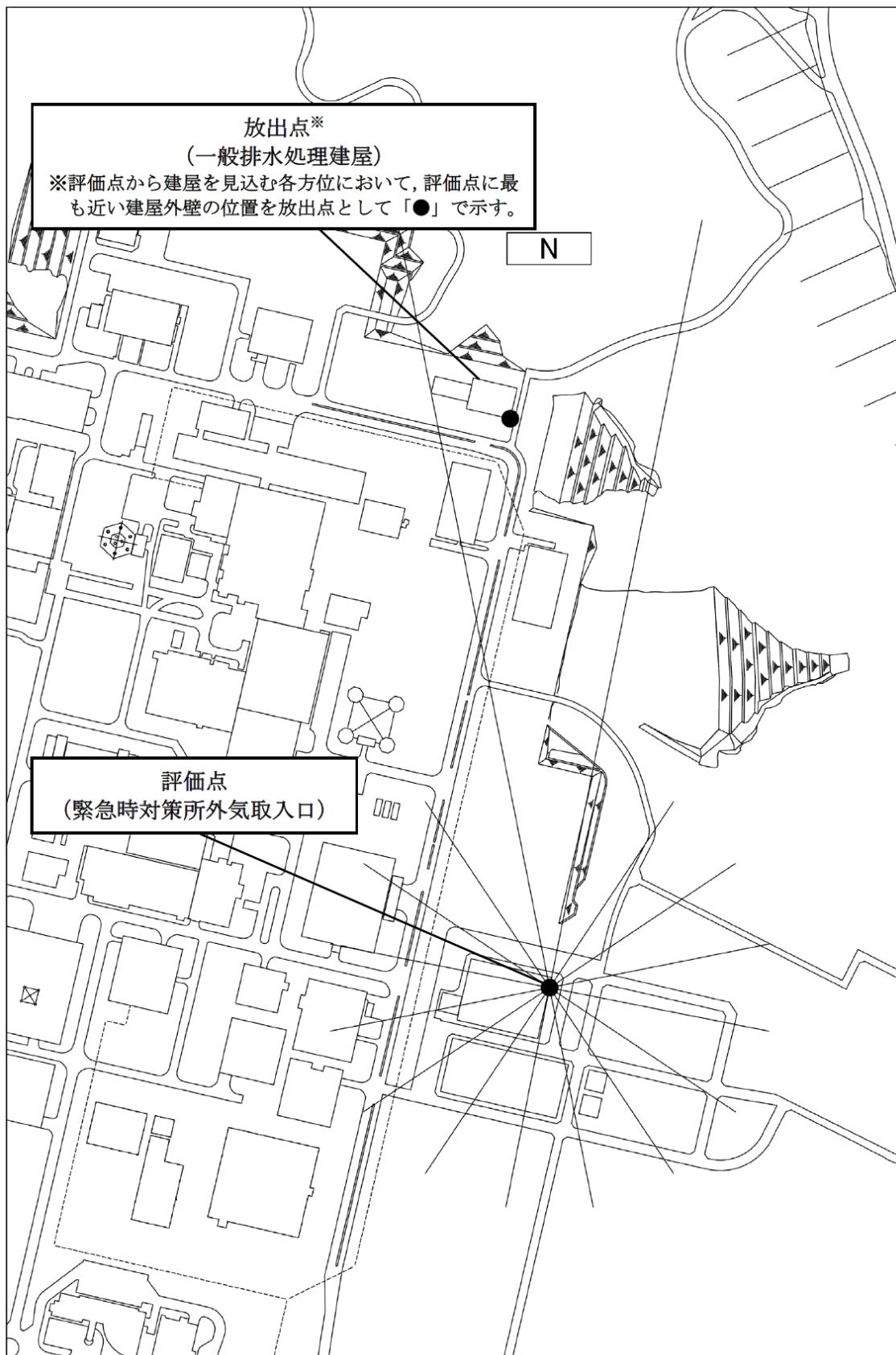
第 10 図 緊急時対策所の外気取入口と燃料加工建屋との位置関係



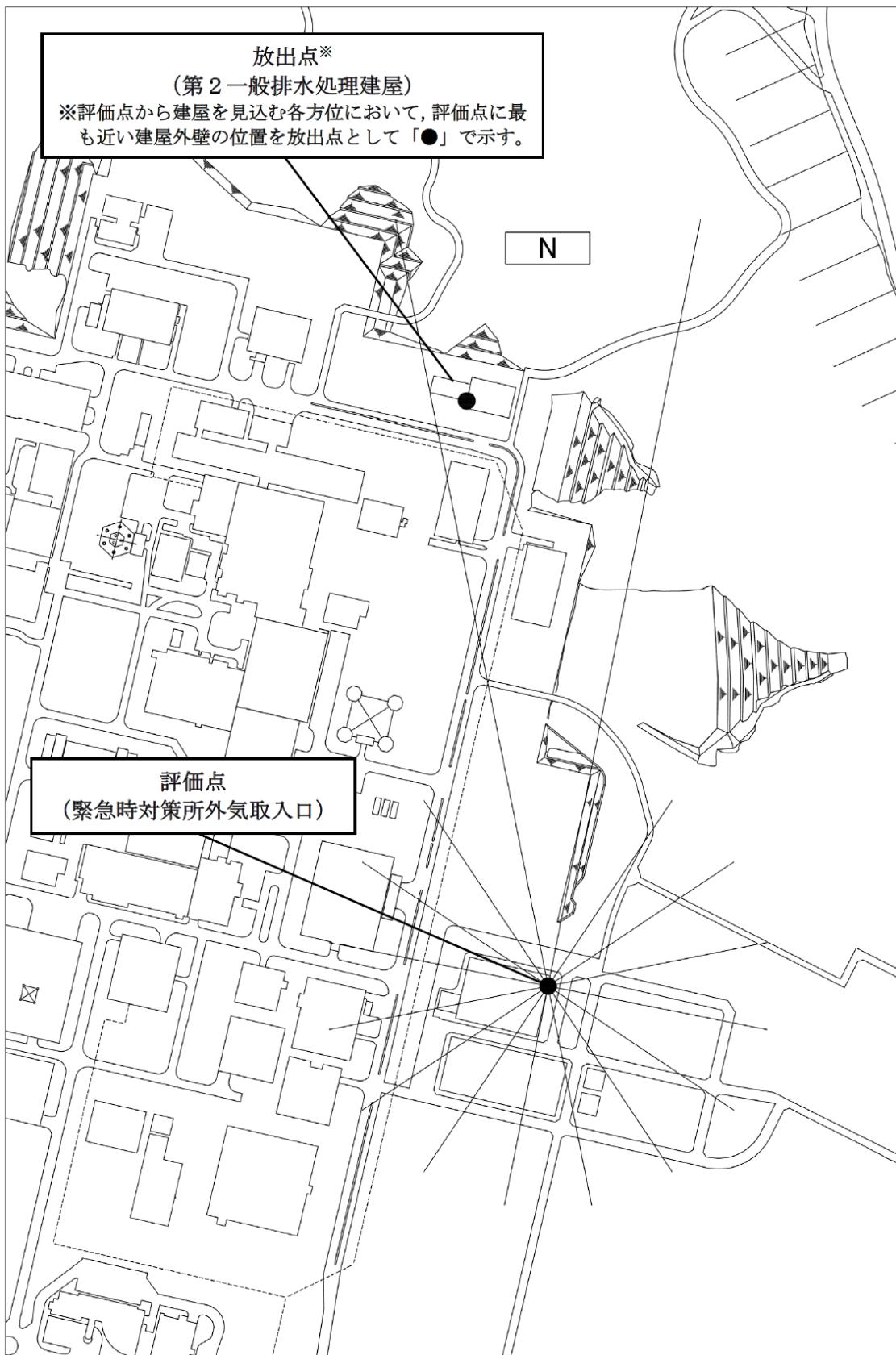
第 11 図 緊急時対策所の外気取入口とガラス固化技術開発建屋
との位置関係



第 12 図 緊急時対策所の外気取入口とユーティリティ建屋
との位置関係



第 13 図 緊急時対策所の外気取入口と一般排水処理建屋との位置関係



第14図 緊急時対策所の外気取入口と第2一般排水処理建屋
との位置関係

令和 4 年 6 月 2 日 R 0

補足説明資料 2-5
別紙 2

緊急時対策所の外気取入口と敷地内の可動施設との位置関係

緊急時対策所の外気取入口（評価点）と敷地内の可動施設（放出点）との位置関係を第1表及び第1図から第4図に示す。

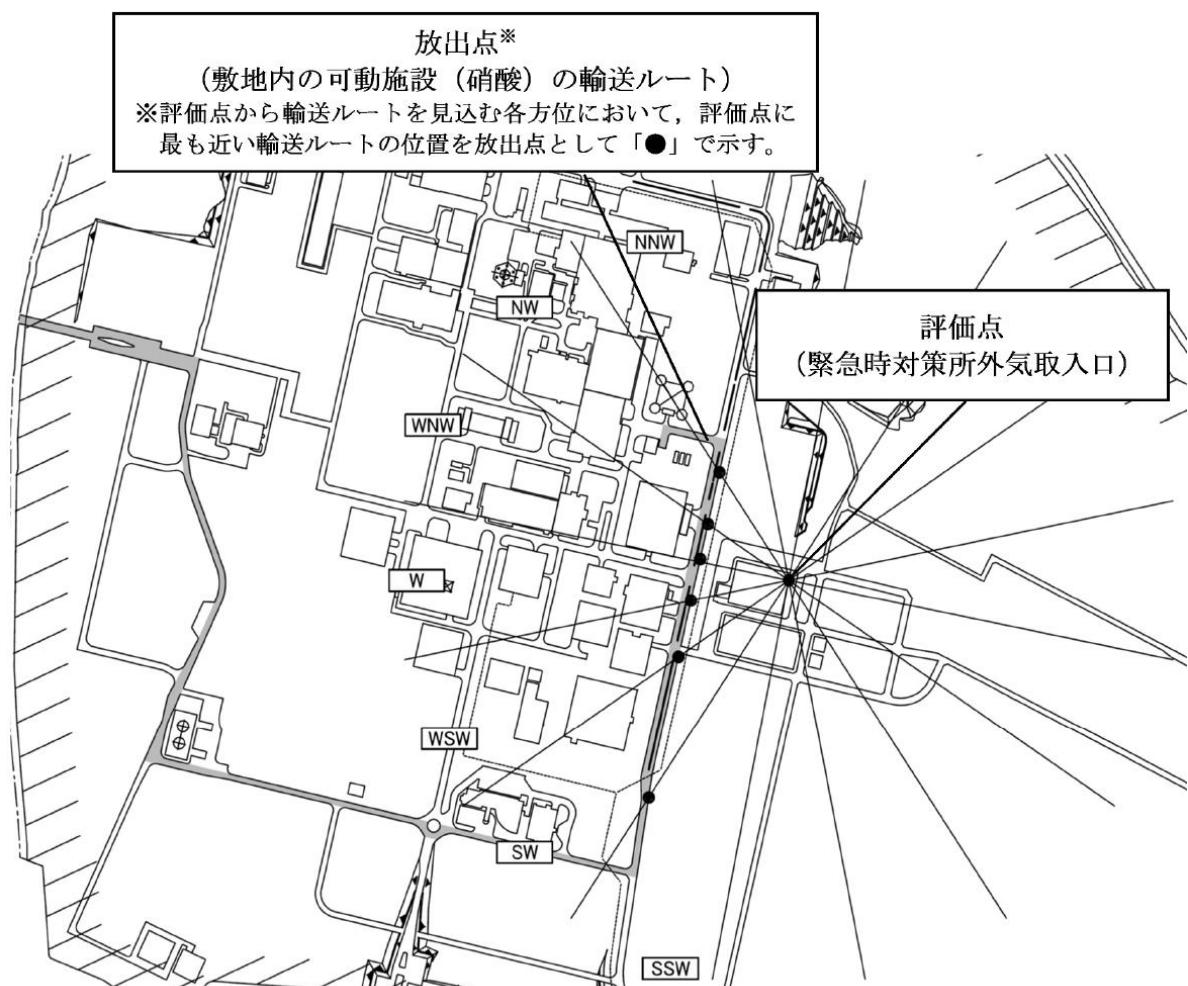
第1表 緊急時対策所の外気取入口と敷地内の可動施設との位置関係

放出点	有毒ガス	着目方位 ^{※1}	距離	高度差
硝酸の輸送ルート	硝酸	SSW	210 m	0 m ^{※2}
		SW	360 m	0 m ^{※2}
		WSW	190 m	0 m ^{※2}
		W	140 m	0 m ^{※2}
		WNW	130 m	0 m ^{※2}
		NW	140 m	0 m ^{※2}
		NNW	180 m	0 m ^{※2}
液体二酸化窒素の輸送ルート	液体二酸化窒素	SW	590 m	0 m ^{※2}
		WSW	450 m	0 m ^{※2}
		W	260 m	0 m ^{※2}
アンモニアの輸送ルート	アンモニア	SSW	700 m	0 m ^{※2}
		SW	720 m	0 m ^{※2}

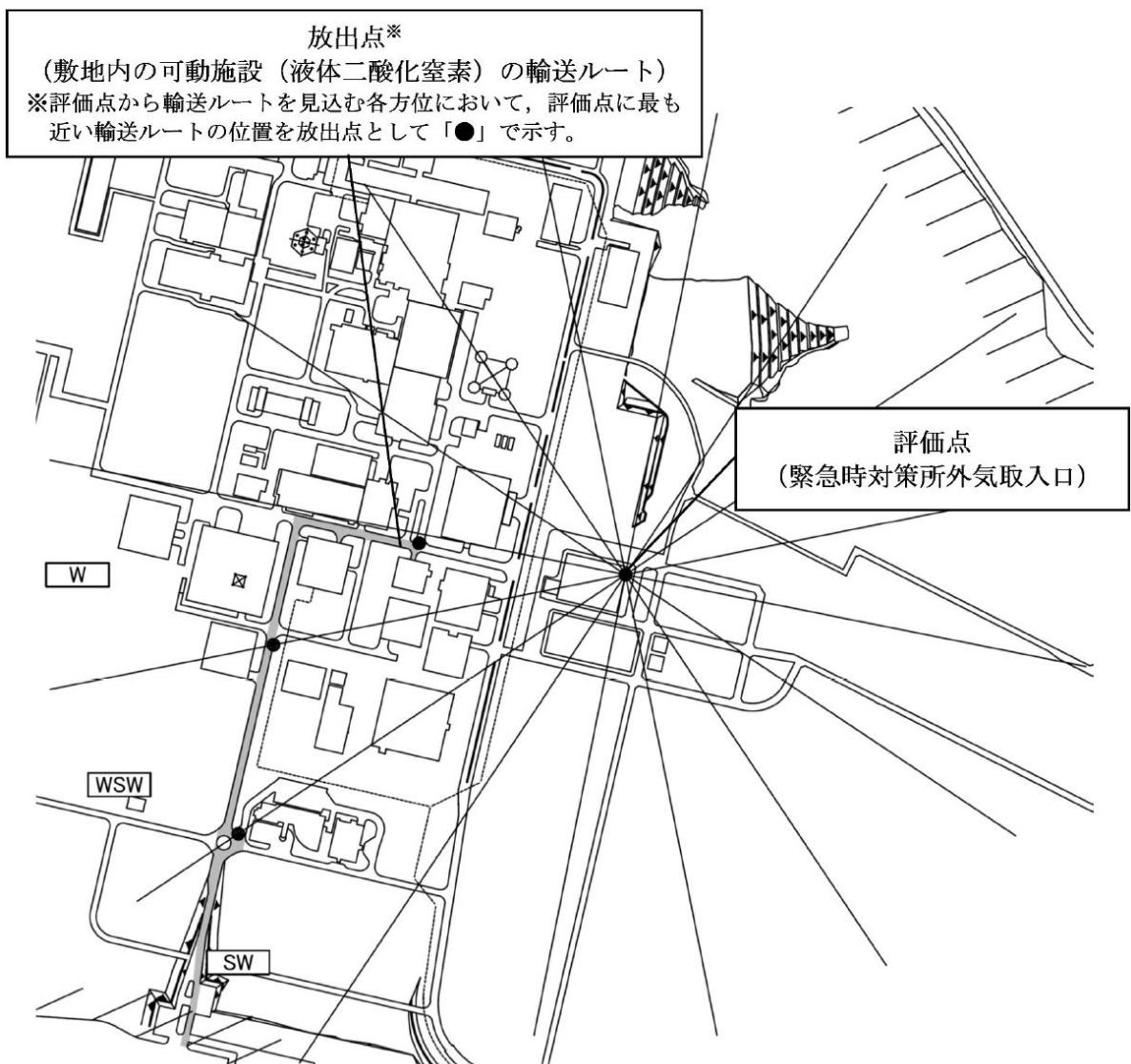
放出点	有毒ガス	着目方位 ^{※1}	距離	高度差
メタノールの輸送ルート	メタノール	N	320 m	0 m ^{※2}
		SSW	360 m	0 m ^{※2}
		SW	190 m	0 m ^{※2}
		WSW	140 m	0 m ^{※2}
		W	130 m	0 m ^{※2}
		WNW	130 m	0 m ^{※2}
		NW	140 m	0 m ^{※2}
		NNW	180 m	0 m ^{※2}

※1：評価点と放出点とを結んだ直線が含まれる風上側の方位を示す。

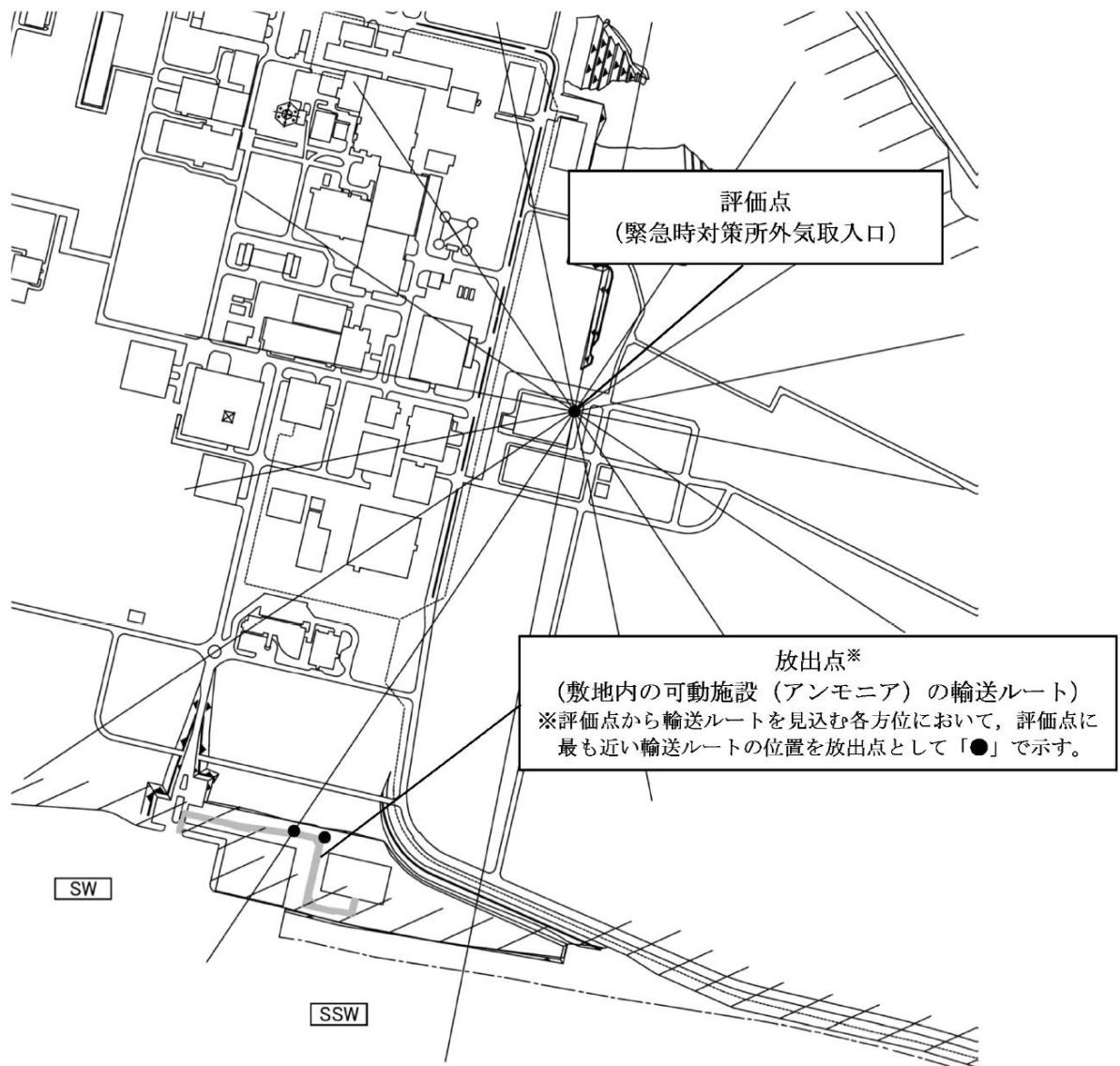
※2：敷地内の可動施設からの有毒ガスは、評価点から敷地内の可動施設の輸送ルートを見込む方位ごとに、外気取入口に最も近い輸送ルートの位置からの地上放出を想定する。



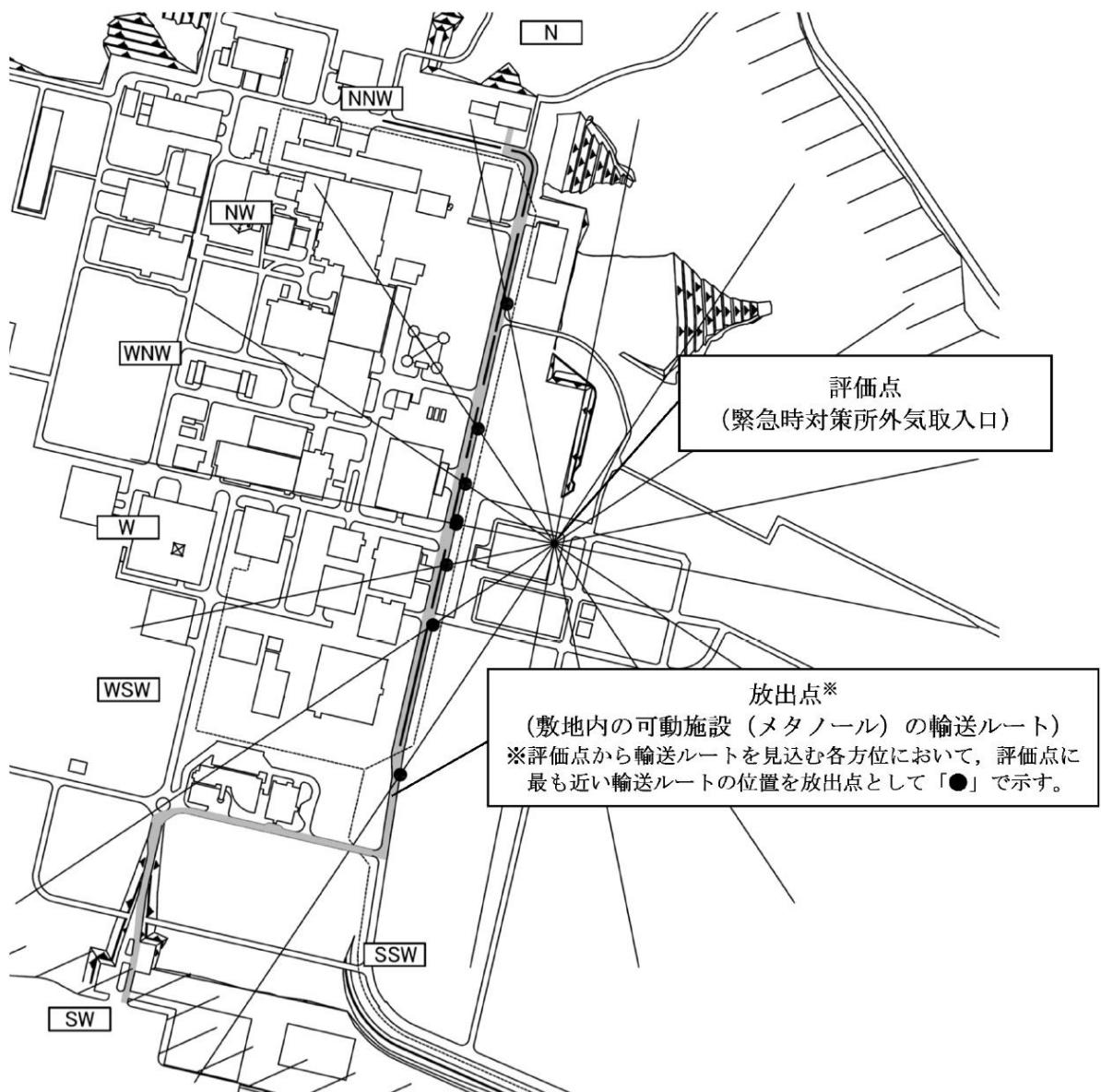
第1図 緊急時対策所の外気取入口と硝酸の輸送ルートとの位置関係



第2図 緊急時対策所の外気取入口と液体二酸化窒素の輸送ルート
との位置関係



第3図 緊急時対策所の外気取入口とアンモニアの輸送ルート
との位置関係



第4図 緊急時対策所の外気取入口とメタノールの輸送ルート
との位置関係

令和4年7月15日 R 2

補足説明資料2-5

別紙3

緊急時対策所の有毒ガス防護に係る手順及び体制

1. 手順及び体制

再処理事業所内及びその周辺で有毒ガスが発生した場合に、緊急時対策所の防護を行うための手順及び体制は、「安全審査 整理資料 第20条 制御室等」に示すとおりであり、非常時対策組織の本部長は、既存の通信連絡設備（「安全審査 整理資料 第27条：通信連絡設備」参照）により統括当直長から有毒ガス発生の連絡を受けた場合は、緊急時対策所の指示要員に緊急時対策所の換気設備の隔離及び防毒マスクの着装を指示する。

2. 有毒ガス防護のため緊急時対策所に配備する防護具の数量

緊急時対策所には、想定される有毒ガス（試薬建屋へ運搬される硝酸）に対し、防毒マスク及び吸収缶を配備する。

緊急時対策所に配備する防護具の数量は、重大事故等対処に必要な要員数を考慮し、本部員及び支援組織要員を合わせた60人分の防護具を配備する。なお、緊急時対策所に配備する防護具は、重大事故等対処時に有毒ガス防護のために使用する防護具と兼用する。

有毒ガス防護のため緊急時対策所に配備する防護具の数量を第1表に示す。

第1表 有毒ガス防護に使用する防護具の配備数量

配備場所	要員数	配備数量	
		防毒マスク	吸収缶 ^{※1}
緊急時対策所	60人	60セット以上	60セット以上

※1：吸収缶の使用可能時間は、吸収缶の性能（試験濃度に対する破過時間の

規格値) と使用環境濃度から、

$$\text{使用可能時間} = \frac{\text{試験濃度} \times \text{破過時間の規格値}}{\text{使用環境濃度}}$$

で計算できる。吸収缶の性能（隔離式の酸性ガス用で試験濃度5000ppmに対し破過時間の規格値100分以上、株式会社重松製作所「総合カタログ2021年版」より。）に対し、緊急時対策所において想定される有毒ガス濃度の最大値は220ppm（試薬建屋へ運搬される硝酸に対する着目方位WNWでの緊急時対策所の外気取入口における濃度、本文第2.5.4.4.3.2-3表参照）であるため、使用可能時間は37時間以上となる。想定される有毒ガスの放出継続時間は、有毒ガスの終息活動を実施すること及び過去の事故事例を鑑み、最大でも24時間と想定されるため、要員数に対し、吸収缶を1セット以上配備する。